『申さるゝ所、其理あり、病氣本復の上は、直に、參朝して、辯ずべし』

と答ふ、太一郎等、轉じて、學習院に到り、三條西中納言季知、正親町少將公董、姉小路少將公知、壬生修理權大夫基修、中山侍從忠光に面會して、一篇の書を呈し、且、

『足利氏の行爲、固より、天下の清議を免かれずと雖も、妄に、其木首を梟して、人臣至極の官位を蔑如するは、是れ、天朝を憚からざるの所業に候まじきか、若し、之れをしも、許さば、彼等の放恣暴横、何の爲さゞる所ぞ、天下の名分を正さんと欲して、國家の綱常を壞ぶらば、角を矯めんと欲して、却て、牛を殺すの愚を學ぶに等しう候はん、且つや、彼等を正義の士と仰せらるゝは、抑〻如何なる理由に候べきか、主上、聖明、固より、斯かる御沙汰あらん筈は候はず、畢竟、深き事情の候はん、此儀、審かに、承はりたし、若し、感情に流れ、理義を沒して、失當の御處置も候はんか、壯年血氣の輩、藩籍を脫して、如何なる所行に及ばんも、計るべからず、是れ、我等の切に憂ふる所に候』

と陳ぶ、就中、悌次郎は、深く、經史に通じ、詩文に長ず、今古の例を引き、和漢の跡を擧げて、滔々、陳辯すれば、季知等、赧然として、答ふる所を知らず、公知、

『所論、道理とこそ存ずれ、尚、追つてハ沙汰致さん』

と述べて、還さんとす、悌次郎等、

『可否の明答を、承はらざる間は、斷じて、退出仕つらず』

と陳じて、確答を迫る、季知等、其處置に窮し、人を馳せて、春嶽に告げ、春嶽、更に、之れを容保に告ぐ。

容保、連日、二條城に在り、初めて、此事を知りて、大に驚き、外島機兵衞を、學習院に遣はして、其意にあらざるを辯じ、且、藩士を召還す。

此夜、容保、太一郎以下、四十餘人を、黑谷に召し、其志を賞して、酒饌を與ふ。

春嶽、亦、答書を傳奏に贈りて、浪士の出獄を、許すべからざる旨を述ぶ、國事掛等、復た如何ともすべからず。

一橋中納言慶喜、及び春嶽等、大庭恭平の心事を憫みて、之れを救護せんとし、町奉行、亦、

『大鹽平八郎謀叛の時、其密告者の罪を赦せしの例あり、恭平も、亦、此例に由るべし』

と論ずれども、容保、斷乎として、從はず、慶喜、春嶽、其意を諒として、特に、一同を寬典に處し、大庭恭平、諸岡節齋を、信州上田侯松平與十郎忠禮の家臣に、靑柳健之助、建部健一郎を、勢州久居侯藤堂佐渡守高聽の家臣に、長澤眞古登を、遠州横須賀侯西尾鎰之助忠篤の家臣に、野呂久左衞門を、越前勝山侯小笠原左衞門佐長守の家臣に、三輪田綱一郎を、但馬豐岡侯京極飛驒守高厚の家臣に、宮和田勇太郎を、勢州鳥野侯土方雅千代雄永の家臣に預け、長尾郁三郎、西川善六の二人は、平民なるを以て、牢舍に投ぜらる。

二一三　將軍家の上洛（上）

京都の形勢は、將軍家の上洛に依りて、益〻活氣を呈し來れり。

將軍家茂、二月十三日を以て、江戸城を發し、東海道を經て、上洛の途に就く。

閣老水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜、若年寄田沼玄番頭意尊、稻葉兵部少輔正巳以下、大目付、目付等の諸有司、此れに從ふ、松山侯松平隱岐守勝成、前衞たり、高田侯榊原式部大輔政敬、後從たり。

家茂、諸侯の疲弊を察し、庶民の疾苦を憐み、舊典古格を廢して、百事、簡易を主とし、國郡の居城に入らずして、驛次の本陣に宿し、一般の拜覲を許して、旅人の通行を禁ぜず、其旅裝、亦、近臣と粗〻同じく、或時は步し、或時は騎す、其質朴、前古比なし。

初め、二月二十六日を以て、海路より、出發せんことを令せしに、一たび、其期を繰り上げて、二十一日となし、又更に、十三日となせるのみならず、特に、海路を變じて、陸路を取るに至れるもの、蓋し、英國軍艦數隻、生麥事件の交涉談判を開かんが爲めに、不日、横濱に、集合せんとするとの警報を聞きて、之れを避けたるものなるべし。

家茂、途中に、二十一泊を重ね、三月四日、京都に著して、二條城に入る。

激派の公卿、相謀り、故らに、伊勢大廟の勅使發向の日を、

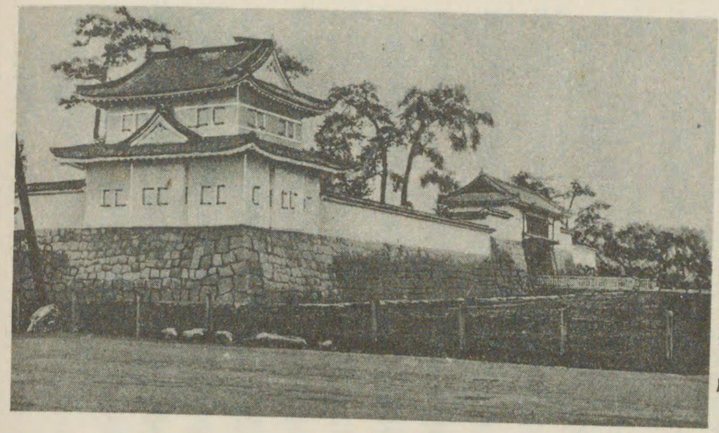

二條城
二條城は今の二條離宮にして京都市堀川の西、二條の南北に跨がる德川家茂の旅館に充てし處

此日と定め、途上、勅使の威を以て將軍を挫かんとす、家茂、之れを聞き、後を聞いて驚き、天顔に咫尺して、叡慮を候し奉つらんと欲し、屢〻近衞前關白忠熙、鷹司關白輔熙に就て、請ふ所あり、左れども、國事掛の公卿、常に、之れを沮むを以て、未だ其意を果さず。

今は、關白の威も、國事掛を壓すること能はず、國事掛の力、却て、關白を抑ゆ、將軍家參內の日、若し、直奏する能はざるが如きことあらば、一大事なり、五日、慶喜、春嶽、容保、及び在京の閣老等、二條城に於て、額を鳩めて、密議を凝らす、勝靜、慨然として、席を進め、

『我が大將軍、特に、叡慮を遵奉し給はんとの誠意を以て、二百年來の廢典を興して、上洛し給ふ、然るに、其誠意、未だ朝廷に貫徹せず、此の如きの流言、巷衢に行はるゝこそ、遺憾に候へ、後見職に於ては、中納言の官職に在はしながら、尙、直奏の路、塞がるもの、未だ盡さゞる所あるに由ることなきか、主上は、聖明に在はし候、我等、奮うて、奉公の道を盡さば、何ぞ、貫徹の期なしと申すべきや』

と陳ぶれば、容保、亦、

『此議、道理とこそ存ずれ、後見職に於て、切に、盡力あらまほしう候』

と述べて、之れを贊す、慶喜、今は、猶豫すべからず、

『好し、誓うて、奏上する所あらん、幸ひに、安んぜられよ』

と述べ、奮然、意を決して、其儘、參內す。

二一四　將軍家の上洛（下）

納言の職は、天皇に侍從し、庶政を參議するもの、慶喜の官、中納言に班し、固より、天顏に、咫尺し奉つるべき榮を有す。

慶喜、先づ、鷹司關白輔熙に謁して、將軍家の上洛を報じ、且、

『大將軍家茂、天機を伺ひ奉つり、且、和宮の御安泰を、奏上するに先だち、後見職たる慶喜に、代り奏せよとの旨を命じ候、因りて、唯今、參內仕つる、此儀、御執奏を請ひまつる』

と述ぶれば、輔熙、國事掛を憚かりて、左右なくは、容れず、先づ、

『國事をも、奏聞せらるゝにてはなきか』

と念を押す、慶喜、

『否な、唯、將軍の命を言上するまでに候、國事を奏聞するが如きは、某が、關する所に候はず』

と答ふれば、輔熙、然らばとて、初めて諾す、國事掛の公卿、其席に在れども、敢て支ふること能はず。

輔熙、入つて、奏上すれば、主上、直に、慶喜を召させ給ふ、將軍に對し、幕府に對して、何の御隔意とても在はしまさず。

慶喜、肅々として、御前に候すれば、輔熙は、玉座の右傍に侍し、少しく隔てゝ、傳奏、議奏、國事掛の諸卿、威儀を正して、ズラリと、居竝ぶ。

慶喜の席、玉座を隔つること、稍〻遠し、慶喜、席を進めて、親しく、奏聞せんと、思ひ極め、輔熙の方に向ひて、

『臣は、將軍の名代として、奏上し奉つらんと存ずるもの、玉座に咫尺するの榮を得ば、此上なき幸ひに候』

と述ぶる聲、稍〻低し、輔凞、齒、高く、耳、少しく聾ひて、聞き取ること能はず、何の答へもなくして、差し控ゆ、主上、早くも、聞し召されて、玉音、朗かに、

『苦しからず、近う參れ』

と宣はせ給へば、慶喜、頓首膝行して進み、謹みて、將軍の命を奏したる後、更に、輔凞に向ひて、

『此頃、巷間に於て、家茂參內の日、先づ、闕外の職を罷めて、然る後、謁を賜ふと傳ふるものあり、これ家茂を始めとして、臣等の甚だ惑ふところ、因りて、豫め、叡慮のまします所を、何ひ奉つれと申付けて候、幸ひに、御信任を辱うするを得ば、天下の事、舊に依りて、御委任あらせ給はんことを、請ひ奉つる』

と憚かる色もなく、陳述す、輔凞、御前に向ひて、何事をか奏せんとする時、主上、

『將軍職の儀は、從來の通り、申付け、諸事、委任致す、攘夷の儀、精々、忠勤を勵むべし』

と御聲、凛々として、詔らせ給へば、國事掛の面々、何れも、顏見合せて、愕然たり。

慶喜、感泣して、御前を退き、輔凞に對して、勅諚の御書付を請ふ、輔凞、筆を執つて、記すを見れば、唯、攘夷を委任すると言ふの一語を、記せるのみ、慶喜、色を正して、其勅諚に異なるを爭へば、輔凞、

『我れ、耳、疎くして、聞くところ、此の如かりしのみ』

と答へ、再び入りて、聖旨を請ひ奉つり、改め作りて、慶喜に與ふ。

慶喜、拜受して、二條城に、歸り來れば、天、既に明けなんとす、家茂以下、端坐して待ち、慶喜の復命を聞きて、感泣するもの、稍〻久し。

三條中納言實美以下の諸卿、慶喜の退朝後、拜謁を請ひ奉つること再三、主上、延見せさせ給へば、實美、

『從來の叡慮と、今日の勅諚と、相違するは、臣等の甚だ惑ふところ、謹んで、聖諚を仰ぎ奉つる』

と奏上す、主上、

『今日の處置は、朕の眞意に出づ、汝等、復た言ふこと勿れ』

と宣はせば、實美等、唯々として退く、幕府に對する御信任、今、猶、昨の如し。

二一五　將軍家の參內

軍職御委任の事、舊の如し、是に於て、將軍家茂、三月七日を以て參內、天機を候し奉つる、先づ、二條城を發して、禁闕に向ひ、古例に依りて、中立賣門北の施藥院に、休憩すること少時、頓て、高家來りて、朝廷の御準備、相整へる旨を報ず。

家茂、頓て、施藥院を出でゝ參內す、一橋中納言慶喜、伊達陸奥守慶邦以下、在京の諸侯數十人、皆、徒步にて、扈從す。

容保、閣老水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜と與に、先著として、禁中に在り、公卿御門に出でゝ迎ふ。

家茂、時に、年十八、豐頰にして肥肉、精悍の氣、乏しと雖も、慧敏の才、自から露はる、恭しく、御前に進みて、拜伏し、謹みて、奏聞書を上つる、

都て、是迄の通り、御委任の儀、御沙汰を蒙り、畏まり奉り候、然る上は、御國政向き、都て、前々の通り、差圖仕り候事に御座候へ共、叡慮の趣も、御腹藏なく、相伺ひ度く候、此段、申上げ奉つり候事。

關東政事向き、不行屆の儀も、御座候はゞ、御遠慮なく、御敎諭あらせられ候樣、願ひ奉つり候事。

主上、御慰勞の御辭ありて、天盃を賜ひ、頓て、左の叡旨を、下させ賜ふ、

征夷將軍の儀、是迄通り、御委任遊ばされ候上は、彌〻以て、叡慮遵奉、君臣の名分、相正し、闔國一致、攘夷の成功を奏し、人心歸服の處置、之れあるべく候、國事の儀に就ては、事柄により、直に、諸藩へ、御沙汰在らせられ候間、兼て御沙汰成され置き候事。

此日、家茂、黃金百枚、白銀三千枚、机一脚、料紙硯箱一個、香爐一個、衝立二個、金屛風一双、大和錦五十卷、綿千把、屛風一双を獻じ、宮家、攝家、公卿以下、贈遺、差あり、又將軍家光の先例に由りて、市民に、六萬三千兩を賜ふ、卽ち一戶に受くるところ、一兩一步一朱餘に當る。

前日、慶喜に賜はりし勅諚には「總て委任致す」とありしにも拘はらず、此日、下し給へる叡旨の末文には、事柄に

より、直に、諸藩へ御沙汰あらせらるゝとありて、前後相同じからずと雖も、家茂、其儘、拜受して退く。

寛永十一年、將軍家光の入朝せしより以來、此典を廢すること、二百三十年、是に至りて、又之れを復す。

左れども、今日の形勢、復た舊時に似ず、此日、激派の公卿、宮中に於て、將軍に侮辱を加へたりとの風評ありしは、全く、齊東の野語なりしと雖も、爾かも、東風の甚だ競はざりしは、事實の掩ふべからざるところ。

將軍の滯京は、限るに、十日を以てし、歸東後二十日を以て、攘夷を決行すべしとは、先に、決定せしところ、會〻生麥事件に對する英國の示威あるに及んで、此形勢、俄然として、一變し來る。

二一六　英國の談判

內政、多艱の時に際して、外事、亦、一難を生ず。

曩に、島津三郎久光の臣下、武州生麥に於て、英人を斬殺するや、英國領事は、直に、幕府に對して、

『下手人を、極刑に處すべし、被害者の遺族を、救助すべし、英國政府に、罪を謝し、且、償金を拂ふべし』

との三事を迫る、當時、幕府に於ては、謝罪の一事は、兎に角、償金、救助金の二事には、反對多し、特に、島津氏をして、下手人を出ださしめんことは、到底、不可能なるを以て、兎角に、依違逡巡して、答へず。

事態は、時日の遷延すると與に、漸く、困難となり來り、英國政府は、兵力を以て、其解決を迫らんとするとの說あり。

果せる哉、二月中旬、英國軍艦數隻、舳艫、相啣んで、橫濱に入り來る、其光景、既に尋常ならず。

十九日、代理公使ジョン・ニール大佐、公書を、幕府に贈りて、重ねて、

『島津三郎、及び其一類を逮捕し、英國人立會の上、死刑に處すべし、然らずんば、償金五十萬元を、支拂ふべし、英國軍艦、薩摩に航して、被害者遺族救助料三萬弗を、要求すべし、日本政府、檢使として、顯官一人を、乘船せしむべし』

との三事を迫る、回答の期を限るに、二十日間を以てし、且、

『若し、期限を經過するも、回答なきに於ては、大阪、長崎、箱館、其他諸港に、出入の船舶を拿捕し、且、江戶を砲擊すべし』

との旨を通告す、其態度、極めて嚴なり。

將軍家茂、時に、江戶を發して、上洛の途に在り、留守の閣老井上河內守正直、松平豐前守忠義、小笠原圖書頭長行等、大に驚きて、其處置を議し、長行は、急遽上京、將軍に、言上するに決し、正直、忠義の二人は、令を諸侯に發して、武備を整へしめ、二十一日、返翰を、ニール大佐に贈りて、

貴國四月六日付の書翰、幷に別封、正に受領す、來書の趣は、直に、大君殿下に、通報する所あるべし、但し、貴國軍艦を、薩摩に派遣せんことは、我國の制度に於て、許すべからず、隨て、官吏乘艦の事は、其需めに、應じがたし。

との旨を答へ、且、回答の期を、延ばして、三月十六日までとす。

長行、海路、大阪に到り、更に、京都に達す、時に、將軍家茂、未だ上洛せず、乃ち後見職一橋刑部卿慶喜に謁して、狀を報ず。

慶喜、乃ち總裁職松平前中將春嶽、及び容保を招きて、密議する所あり、春嶽、直に入朝して、其事情を、天聞に奏す。

二十八日、慶喜、春嶽、容保等、在京の諸侯を、二條城に召して、

『英國政府、三事を要求せしも、皆、應じ難し、隨て、兵端を開くに至らんも、亦、料るべからず、藩屛の任あるものは、國に就て、戒嚴すべし』

との旨を令す、是に於て、加賀侯前田中納言齊恭以下、沿海の諸侯は、將軍の上洛、三日の後に在るにも、關せず、倉皇、歸國するもの、踵を接す。

此事、外間に漏るゝや、疑懼は、流言を孕み、流言は、又疑懼を生じて、人心恟々、風聲鶴唳にも、亦、魂を消す。

浮浪の徒は、機に乘じて、攘夷を唱へ、激派の公卿は、此れに和して、廷議を促がす、將軍の上洛と、相合して、京

都の內外、轉た喧囂を極む。

容保の職は、守護に在り、日夜、警邏を嚴にして、不虞を戒む　一事、終れば、一事、又起り、一難、去れば、一難、又來る、容保、百方盡瘁、復た寧處の遑もあらず。

二一七　賀茂の行幸

英國軍艦來航の事、天聞に達するや、攘夷の叡念、轉た深し、會〻將軍家茂の上洛するあり、主上、攘夷決行の期、愈〻近きに在るを思し、親しく、賀茂兩社に幸して、成功を祈らせ給はんとし、三月五日を以て、

今般、攘夷御祈禱に就き、上下賀茂神社へ、行幸の旨、仰出され候。

との御沙汰を、下し給ひ、期するに、十一日を以てせさせ給ふ。

此日、車駕、雨を冒して、賀茂兩社へ、行幸あらせ給ふ、鷹司關白輔凞、二條右大臣齊敬以下、公卿、堂上、將軍家茂以下、水戸中納言慶篤、一橋中納言慶喜、松平前中將春嶽、其他、在京の諸侯、悉く、供奉し、有栖川熾仁親王、近衞前關白忠凞、亦、御列外たり。

親王、關白、大臣は、輿に乘じて從ひ、其餘は、皆、馬に騎して行く、雨の降る毎に、緋傘を以て、之れを覆ふ、宛として、一幅の畫の如し。

今回の行幸は、實に、數百年來の廢典を、興させ給へるもの、遠近より、來り集まる貴賤男女、路上に跪坐して、拜觀し、手を拍ちて、膜拜するものあり、總數、實に、四十萬と號せらる。

下賀茂神社
下賀茂神社は御祖神社を曰ふ京都市賀茂川の畔糺の森の北に在り別雷神社に對して下賀茂と稱す

御順路を經て、社頭に、御著輦あらせ給ひ、階段を登りて、御拜あらせ給ふ、親王、將軍以下、皆、階下の莚座に坐す、時に、雨、又至りて、衣冠、盡く濡ふ。

既にして、神事終り、普ねく、神饌を頒たせ給ふ。

主上、特に、將軍家茂を、御前に召させ給ひ、御手づから、御膳部の供御、數種を分たせ給ひ、天盃、天酌を賜ひて、種々の御物語あり、優遇、極めて渥し。

國事掛の公卿、家茂の階下に立ちて、雨に撲たるゝを、指目し、

『關東公方の威光、地に墜ちたり』

と稱し居たるもの、此光景を拜し奉つりて、皆、其意外に驚く。

初め、慶喜、將軍の上洛に際して、軍職罷免の流言あるを苦慮し、鷹司關白輔凞に就て、質すところあり、輔凞、聲を潛めて、

『此事、固より、一己の私見にて申すなり、當今に於かせられては、將軍家に、御倚頼あらせ給ふ叡慮、特に渥し、左れども、今は、他に憚からせらるゝを以て、深く包ませ給へるなり、他日、將軍家上洛の上は、必ず、聖慮の優渥なるを知るの機會あらん』

と語る、是に至りて、果して然り。

此日、容保は、其實父松平攝津守義建の喪に丁りて、供奉に列せず、家老田中土佐に命じて、兵を率ゐて、途上を、警衞せしむ、激派の公卿、或は、侮辱を、將軍に加ふるあらんかを慮れて、密かに、忡々の念に堪へず、後、聖意の優渥なりしを聞くに及んで、容保、

『公武一和の基礎、今ぞ始まる、斯くてこそ、日頃、苦心の甲斐はありけれ、今は、死すとも憾みなし』

と思ひつゝ、覺えず、感涙に咽ぶもの、良〻久し。

二一八　將軍東歸問題（一）

朝廷、先きに、將軍の滯京を限るに、十日を以てし給ふ、其期の盡くところ、十三日に在り、二百年の廢典を興し、百餘里の山川を踰えて、特に、入朝するも、匆々として來り、遑々として去りては、公武一和の上に、何の効とてもあ

あるべからず。

容保、之れを憂ひ、其實兄たる尾張前大納言慶勝を以て、朝廷に請ふ所あらんと欲し、自ら其旅館を訪へば、慶勝、偶〻病牀に在りしも、特に、枕頭に延きて、對面す、容保、

『主上の、將軍を親愛し給ふこと、最も深きは、天下の慶事に候、此機に乘じて、公武一和の實を擧げんこと、最も、必要に候はん、然るに、在京、僅かに十日にして、歸り給はゞ、公武一和の實、未だ固からず、激家離間の策、必ず、行はれ候はん、是れ、天下の爲め、宗家の爲めに、最も憂ふべき事に候はずや、我等は、轉法輪家の、攘夷期限決定の勅使として、臨まれし時、其議に與かりたれば、今更、其說を變じて、朝廷に請ひがたき品も候、阿兄は、當時、未だ御上京あらせ給はざれば、何の遠慮とても在はしまさず、公武一和の實を擧ぐるまで、將軍家の御滯京あらんやう、朝廷へ、御建議あらせ給はゞ、國家の幸慶、此上も候はず』

と請へば、慶勝、之れを贊し、病牀に、筆を執りて、一篇の建言書を認め、傳奏の手を經て、朝廷に上つる、其大要、

『外夷膺懲の事は、君臣一和の上にあらずんば、行ふべからず、大樹、在京十日にして、歸東すれば、公武一和の實、尙、擧がらず、東西睽離の端、必ず、生じ候はんか、昔者、賴朝、鎌倉に在りて、平氏を滅す、大樹、京師に在るも、何ぞ、外夷を攘ふべからざらんや、願はくは、公武一和、四海歸一の時に至るまで、大樹の滯京を、許し給はんことを』

と言ふに在り、朝廷、此議に從ひ、十二日を以て、攘夷期限の儀に付、大樹公、京都滯在十日の旨、兼て仰出され之あり候處、英船渡來、期限を待たずして、戰爭に及ぶべく、先日の形勢と、相反し候世態に付、後見、總裁の內、急に、歸府、防禦萬端、指揮之れあるべく、大樹公に於ては、人心歸嚮の處置、之れあり候上、歸府候樣、御沙汰候事。

との御沙汰を、下し給ひ、慶勝に對しても、亦、暫く、滯京を命ぜらる。

將軍、既に賴朝として、京都に留められ、慶喜、春嶽の內、義經、範賴として、平氏追討の任に當てられんとす。

二人は、初めより、攘夷の行ふべからざるを知る、故に、自ら其任に當るを欲せず、將軍に扈從せるもの、亦、皆、東歸を思ひて、永く、京都に留まるを欲せず、十六日、相議して、

『將軍家御歸府にあらされば、英國の處置に、困難なり、宜しく、東歸の請願をなすべし』

と言ふに決す、容保、固く、其不可を爭へども、郤けて、容れず、慶喜、及び閣老等、鷹司關白輔熙に謁して、陳情し、事、或は、允されんとす。

容保、甚だ幕府の爲めに、甚だ不利なるを憂ひ、急に、慶勝を訪うて、謀る所あり、慶勝は、鷹司關白を訪ひ、容保は、三條中納言實美を訪うて、俱に、將軍東下の不可なるを極論す、廷議、終に之れを容れ、十七日、再び御沙汰書を賜ひて、其東下を、止め給ふ。

左れども、當路の有司、尙、遲疑して、決せず、容保、乃ち一書を呈して、切に、將軍の東歸を諫む。

二一九　將軍東歸問題（二）

將軍の左右、周圍に在るものは、皆、東歸の念、切にして、朝廷の御諚も、容保の諫止も、亦、何の効もあらず。

當時、江戸に於ては、回答期限を經過すれば、英國軍艦は、直に、市中を砲擊すべしと思惟して、諸民、皆、危惧の念を懷く。

既にして、海岸防禦の令を布き、在府の諸侯、橫濱より、江戸に至る沿海の地に、兵を出だして、警衞せしより、物情、益〻恟々として、其堵に安んぜず、或は、

『品川、高輪海岸の民家は、盡く、燒き拂はるべし』

と唱へ、或は、

『諸侯、麾下の家族、及び市民の老幼婦女は、盡く、他方に避けしめ、諸藩邸を擧げて、兵營に充てらるべし』

と稱し、負擔奔竄するもの、亦、少からず、尾張中納言茂德、本丸の留守たり、百方、力を鎭撫に盡すも、更に、其効を奏せず。

是等の家信、頻々として、京都に達すれば、將軍に扈從せ

るもの、皆、妻子の安否を案じて、歸心、矢の如く、日夜、歸東を說き勸めて、復た、天下國家の利害を顧みず。將軍家茂、亦、此空氣の中に在り、歸意、自から動かざる能はず。

朝廷の東歸を止め給へる其翌十八日、慶喜、再び閣老と與に、參內して、將軍東下の御暇あらんことを、請ひ奉つる。二條城に於ては、勅允、未だ下らざるに關せず、私かに、二十三日を以て、將軍發途の期と定めて、其準備を整へ、榊原式部大輔政敬の如きは、既に、先發として、歸途に就く。

二十日、將軍家茂、亦、參內して、歸東の勅允を、請はんと欲し、二條城を出でゝ、施藥院に入る、慶喜以下、閣老、諸有司、皆、此れに扈す。

容保、將軍東歸の一事は、公武睽離の基たるべきを憂ひ、家老橫山主稅を、施藥院に遣はして、一篇の意見書を、閣老小笠原圖書頭長行に贈り、赤誠を吐露して、重ねて、苦諫する所あり、此事、若し、容れられずんば、斷然、辭職すべき決意を示す、長行、之れを是として、同僚水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜とも謀り、

『中將殿の御意見、道理とこそ、存ずれ、我等、固く、御滯京を勸め奉つらん、若し、強て、御東歸あるに於ては、我等三人、亦、退職すべし、此儀、歸つて、中將殿に申し候へ』

と答へて、容保の參內を促す。

主稅、歸つて、其旨を復命すれば、容保、初めて、意を安んじ、直に、衣冠を整へて、施藥院に到り、將軍に扈して、參內す。

此日、朝廷の殊遇、意料の外に出づ、主上、特に、家茂を常御殿に召させて、酒饌を賜ふ、時に、御前に候するもの、唯、鷹司關白輔熙一人のみ。

主上、天盃を賜ひて、御手づから、御酌あり、よろづ、打解けて、御物語あらせ給ふ、

『攘夷の時期、切迫の時、大樹の關東に在らざるは、其不便とする所ならん、然れども、近畿警衞の事、亦、大樹の力に待たざるべからず、大樹の諸侯を指揮すること、意の如くせよ、諸侯、亦、大樹の指揮に、違はざらんことを命ずべし、公武の一和は、泰平の基礎なり、朕、意を此に注ぐ、大樹、亦、思ひを此に致せよ』

と宣はせ給へば、家茂の感激、大方ならず、

『聖旨、優渥、此の如し、何とて、奉體仕つらざらんや』

と答へ奉つりて、再び、東歸の念を動かすまじと、奏しまつる。

三三〇　將軍東歸問題（三）

此時、關白輔熙、少しく、家茂の方に向ひ、循々として、

『唯今、御聞きの如く、聖恩優渥、萬事、御委任あらせ給ふ上は、宜しく、報效の道を立てんことを、計られ候て、償金の如きは、御委任中の事に屬す、宜しきに隨うて、處置し、無謀の兵端を開かるゝが如きことあるべからず』

と說く、家茂、是に至りて、少しく、不審あり、輔熙に向ひて、

『家茂、不肖と雖も、何とて、聖旨を服膺し奉つらざるべき、唯、一事の伺ひ奉つるべきことこそ候へ、去ぬる十七日、家茂の滯京を仰せ下させ給へる御沙汰書の中には「英國應接の儀、浪華港へ相廻し、拒絕談判之れあるべく、兵端を開き候節は、大樹、自ら出張、萬事指揮せられ候て、皇國の元氣回復の機會、之れあるべく思召し候」とありて、唯今の仰せと、同じからず、前日の勅旨は、御更正あらせ給へるものと、承知仕つるべきにや』

と問ふ、輔熙の、口を開きて、答へんとする時、主上、親しく、

『浪華は、帝都の要港なり、此地に於て、兵端を開くが如きは、萬に、一つもあらしむべからず、斯かる勅旨を、下せし事は、聊かも、朕の存ぜざるところ、今、親しく、卿に命ずる所を以て、正しとす、卿、速かに、奉行せよ』

と宣はせ給ふ、家茂、今や、親しく、聖慮を拜して、前日の勅旨は、中途に、之れを矯めしものあるを知ると同時に、曩に、慶喜に對して「總て委任致す」と御親諚ありしにも拘はらず、後日の勅諚に「事柄により、直に諸藩へ御沙汰在らせられ候云々」とありしも、亦、然るものなるを信ず。

此日、慶喜、容保、及び閣老板倉周防守勝靜等を、小御所

に召され、關白輔凞を以て、優渥なる勅諚を、傳へさせ給ふ。

家茂、無上の寵遇と、無比の優詔とを拜して、感泣に堪へず、二條城に歸りて、容保を召し、

『今にして、實に、聖恩の無量なるを知る、東歸の如きは、復た思ふ所にあらず、然るにても、是れ、畢竟、汝が盡力の致す所、滿足に存ずるぞ』

と告げて、其平生の努力を賞す。

今や、將軍の歸心は、全く去れり、然るに、左右の諸臣は、望鄉の念、止むこと能はず、頻りに、將軍の東歸を勸めて、復た、事務を執るものあらず、容保、聞きて、之れを憂ひ、直に、有司に面して、色を正し、

『將軍家御上洛以來、僅かに、賀茂行幸に、供奉せさせ給へるに過ぎず、無上の寵恩を、荷はせ給ひながら、一事の爲すところなくして、早々、御歸府あらせ給へば、天譴、踵を回らさずして到らん、是れ、幕府の御爲めに、然るべしとも存ぜず、各〻、此儀を、如何存ぜらるゝや』

と詰れば、諸有司、唯々として、口を噤み、容保、立ち去れば、又東歸の議、囂々として起る、三河武士當年の意氣、復た、見るべくもあらず、容保、忡々として、黑谷の旅館に、歸り來り、

『城中、一の定議なく、只、東歸を望むのみ、大事、是れより去らん』

と語りて、深く、群小の事を誤まるを嘆嗟すること多時。

二三一　將軍東歸問題（四）

將軍家茂、左右の勸誘に、餘儀なくせられて、又歸志を決し、二十二日、重ねて、參內して、東歸の御暇を、請はんと欲す。

御小性、御納戸等、朝廷の、東下を止め給はんことを察して、將軍の參內するを欲せず、何れも、

『今日、御參內あらせ給はゞ、如何なる異變あらんも、計るべからず』

と稱して、扈從するを肯んぜず、閣老、大目付等、交〻說諭すれども、尙、肯んずるの色なし。

兎角する內、參內の刻限、愈〻迫る、閣老板倉周防守勝靜、

憤然として、訓諭するに及び、澁々として、此れに從ふ。

家茂、乃ち慶喜、及び閣老以下を隨へて、參內す、主上、御學問所に、召させ給ひ、三たび、御沙汰書を賜うて、東歸を止めさせ給ふ、尋で、北御所に於て、鷹司關白輔凞を以て、

滯京御請け相成候に就ては、攝海防禦等の儀、念入候樣、仰出され候事。

との叡旨を傳へ給へば、家茂、又謹承して、二條城に、還り來る。

然るに、諸有司、敢て滯京の念なく、終に、東下の令を發す。

明二十三日、公方樣還御に付、御道筋、御城より、二條通り、室町三條通り、大津街道、右御道筋の儀、都て、當四日、御入京の節通り相心得、不作法の儀、之れなき樣致すべく候。

有司、既に、叡旨を無視す、天譴、一たび下らば、之れを何とかすべき、容保の諸臣、其れと聞きて、一齊に、蹶起し、

『朝廷、切に、東歸を止め給ふにも關せず、幕府、強て、出發せんとす、違勅の罪、何を以てか、免かれん、悲しい哉、德川家の政權、今日に盡きんとす、我等、死を以て、爭はざるべからず』

と決意し、各〻部署を定めて、黑谷の旅館を出づ。

大野英馬、河原善左衞門は、板倉、水野の二閣老を訪ひ、秋月悌次郎、坂松三內は、一橋中納言、及び水戶の家老武田修理を訪ひ、廣澤富次郎、柴太一郎は、水戶の藩士を訪ひ、小野權之丞、小室金吾の二人は、尾張前大納言を訪うて、各〻將軍の東歸を、諫止せんことを請ふ。

尾張前大納言慶勝、固く、將軍の東下を不可とし、諸閣老を召して、談ずる所あらんとす、橫山主稅、田中土佐、丹羽勘解由、野村左兵衞、外島機兵衞等、それと聞くより、亦、馳せて、慶勝の旅館に赴く。

左れども、諸閣老等、皆、來らず、主稅等、乃ち慶勝に謁して、意見を開陳し、直に、辭して、二條城に向ふ。

水戶の家老大場一心齋、時に、病牀に在り、東下の令を聞くと齊しく、馳せて、二條城に到り、慶喜に謁して、

『只今、御東歸の御沙汰候事、定めて、何かの行違ひに候はん、萬一、強て、御發駕あらせ給はば、德川家の天下は、今日に盡き候はん』

と說き、慨然として、座を起つ、尾州附の成瀨隼人正正肥、亦、登城し、慶喜、及び閣老に對して、東歸の不可を說く。慶喜、其言、半ばにして起ち、閣老も、亦、事に託して去り、後に殘れるは、只、大目付のみ、正肥、事の成すべからざるを見て、泫然、淚を攬つて退く。

德川家存亡の機、實に、此時に在り。

二三三　將軍東歸問題（五）

既にして、横山主稅、田中土佐等、二條城に達し、閣老に謁して、辭色を正し、

『今日は、將軍家御東歸の御時に候はず、若し、強て、御發駕あらせ給はゞ、公武の一和、忽ちに破れ、違勅の天譴、立ちどころに、下り候はん、此儀を、何とか思召さるゝ、萬一、攘夷總督、其人無しとせば、寡君容保、不肖ながら、一藩を率ゐて、其任に當り候はん、宗家の御爲めならば、生死、顧みる所に候はず』

と極陳し、更に、膝を促がしつゝ、

『抑〻將軍家に於かせられては、決して、御東歸の御志あらず、畢竟、左右の諸臣、強て勸め參らすものあるやに承はる、一身の爲めに、天下の御爲めを存ぜざるは、不忠なり、宜しく、不忠の臣を斬つて、人心を激厲せさせ給へ、今日は、御家存亡の時にて候ぞ』

と苦諫し、イザと言はゞ、一死、此席を汚がさんとす、閣老、其志の奪ふべからざるを察し、

『實にも、各〻の申す通りぞ、同列と相談して、言上する所あらん』

と答へて退く、左れども、此事、一時の遁辭なるやも、知るべからず、河原善左衞門、大野英馬の二人、馬を驅つて、二條城を、馳せ出で、善左衞門は、鞍馬口の藩營に歸り、英馬は、黑谷の旅館に還りて、

『一大事の候ぞ、一大事の候ぞ、各〻御出會ひ候へ』

と呼はれば、藩士の面々、皆、押つ取り刀にて、走り出で、事の始末を聞くと、齊しく、バラバラと、二條城に、馳せ付くるもの、數百人、皆、一死を以て、將軍の發駕を止めんとす、殺氣、城中に滿つ。

幕府、先きに、浮浪の徒の、盡忠報國の志、厚きもの、二百餘人を糾合して、容保に屬せしむ、英國の來り迫るに及び、鵜殿鳩翁、山岡鐵太郎等の一派は、攘夷の先鋒たらんと欲して、江戸に歸り、芹澤鴨、近藤勇等の一派は、守護職を、保護せんと欲して、京都に留まる、之れを新撰組と稱し、其壬生村に居るを以て、又壬生浪士と稱せらる。新撰組の面々、亦、會津藩士に、力を合せて、將軍の東下を、止めんと欲し、一篇の建言書を、板倉閣老に呈して、切に、其不可なるを諫む。

公卿、亦、大に憤慨し、三條橋東に出でゝ、將軍の駕を遏めんと、計るものあり。

將軍東下の事は、今や、意外なる重大問題となり來り、國家の安危も、此れに繫かり、幕府の存亡も、亦、此れに由りて、岐かれんとす。

家茂、此容子を聞きて、其容易ならざる形勢に驚き、終に、暫く、其發駕を延引すべき旨を令す。

二三四　島津久光の來去

島津三郎久光、久しく、鹿兒島に歸臥す、朝廷、屢〻召命を下し給ふと雖も、自若として、足を擧げず。

既にして、將軍家茂の江戸を出發せしを聞き、三月四日、急に、汽船に乘じて、前の濱を發し、十四日、京都に著して、知恩院に館す、其意、公武の間に、斡旋せんと欲する

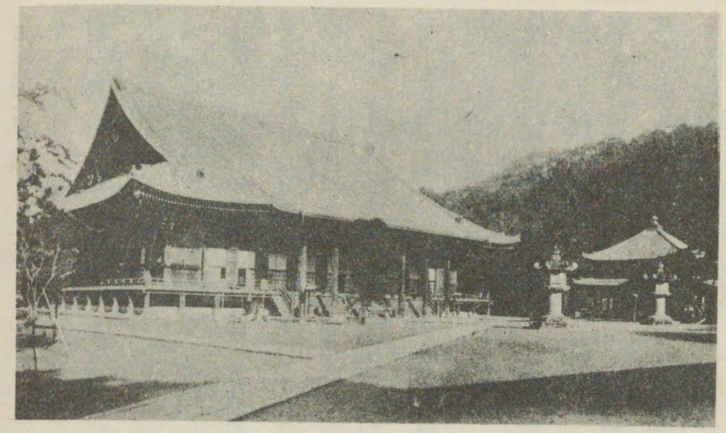

知恩院
知恩院は京都市東山區林下町に在り淨土宗の總本山なり島津久光の旅館に充てし處

に在り。

此日、直に、近衞前關白忠熙の邸に到る、中川宮を始めとして、鷹司關白輔熙、一橋中納言慶喜、亦、來る、久光、先づ、

『今日は、腹藏なく、充分に、言上仕り候はん、忌諱、嫌疑等は、御容赦あらせ候へ』

と述べ、其れより、

一、攘夷の御決議、輕卒の儀、然るべからざる事。
一、後見、總裁を、奴僕の如く、御待遇あり、浮浪藩士の暴說、御信じあること、是も、然るべからず、且、御膝下に於て、法外の儀、之あり候を、其儘に、召置かれ候儀、朝憲幕令も、行はれざる姿にて、只、亂世の基と、嘆息に堪へず候事。
一、右に付、暴說を信用の堂上方は、速に、御退け、浮浪藩士の暴說家は、幕府より、處置之れあるべき事。
一、中川宮、近衞前關白、中山、正親町三條等は、以前の如く、御委任の事。
一、天下の大政は、征夷大將軍へ、御委任の事。
一、長州父子の所存、後見より、質問の事。
一、無用の諸大名、藩士等は、都て、歸國すべき事。
一、主命の外、藩士へ、御面會御無用の事、浮浪は、最も然るべからざる事。
一、主家亡命の者を、御信用は、然るべからざる事。
一、浮浪藩士の心底、能々御勘辨之れありたき事。

其他、數項に關して、剴切に、意見を吐露し、夜に入りて、

知恩院に歸る。

久光の意見は、專ら、公武の一和を、計るにあり、特に、激派の公卿を郤け、過激の浪士を罰し、及び長州父子を推問せんとするが如きは、國事掛の、最も、憤慨せる所にして、

『薩摩の意見は、因循なり、姑息なり、幕府を庇保して、國家の大計を、誤まるものなり』

と論じて、盛んに、其排斥に力む、主上、會〻久光の上京を機として、守護職を命じ給はんとす、長人、之れを喜ばず、公卿、浪士と謀りて、百方、之れを拒み、事、終に行はれずして止む。

薩人、之れを聞きて、激昂すること、甚だしく、或は、不穩の擧動に及ばんも、亦、知るべからず、久光、亦、其意見の採用せられざるを知り、十七日、

無用の小臣、長々、滯京仕り候ては、却て、公武の御爲めに、相成らず、讒言紛々、沸騰仕つり、終には、目前に於て、騷亂を生じ候は、案中と存じ奉り候云々。

との一書を上つりて、其翌十八日、急に、大阪に下る。

朝廷、大に驚き、俄かに、滯京の命を下し給ひたりと雖も、久光、英艦の來侵を、防がざるべからずと稱して、之れを辭し、二十日、大阪を發して、歸國の途に就く。

二二四　總裁職の辭任

三月十二日、朝廷、尾張前大納言慶勝の建言を容れて、將軍の東歸を止め、且、後見職、總裁職の內にて、攘夷の任に當るべき旨を、命ぜらるゝや、計らずも、一波瀾を生じて、竟に、總裁職の辭職を見るに至れり。

松平前中將春嶽は、初めより、攘夷の行ふべからざるを知り、時機を見て、廷議を飜へさんと欲す。

然るに、今や、英國の交涉事件よりして、急に、攘夷を行はざるべからざるの破目に陷いりて、其窘窮、言はん方なし、

『我れ、攘夷の行ふべからざるを知ると雖も、今日まで、唯々として、爭はざりしは、時機を見て、其議を飜へさんと思ひたればなり、今や、時期、切迫しては、復た、奈何ともすべからず、此上は、只、辭職を請ふの外なし』

と唱へ、病と稱して、出でず、一橋中納言慶喜、懌ばず、

『我れ、亦、固より、攘夷の行ふべからざるを知る、故に、當職を受くるに先だちて、越前と、論ずるところあり、然るに、越前、強ひて、我れを起たしめながら、此危急に臨んで、職を辭し、自ら其責を免かれんと圖ること、其意を得ず』

と述べて、其行爲を詰り、容保も、亦、切に、辭職の不可を說きたりと雖も、春嶽、頑として、聽かず、

『攘夷の行ふべからざるを知りつゝ、枉げて、勅命を拜するは、是れ、己れを欺き、上を欺くものなり、己れを欺くことは、尙、之れを忍ばん、上を欺くに至りては、斷じて、行ふべからず、春嶽、假令、重譴を受くるとも、攘夷の命を拜すること能はず』

と決意して、一篇の辭表を呈し、其許可の命を、待たずして、越前に歸る。

幕府、人を馳せて、其歸國を止めたれども、家臣、支へて、達せず、乃ち其擧動を謹めて、謹愼せしむ。

朝廷、既に、攘夷を命ぜらる、英國の要求は、如何に、處置すべきか、此事の幕議に上るや、慶喜、

福井城
福井城は越前國福井市の北に在り松平氏累世の居城なり松平春嶽の京都守護職を罷めて歸城せし處

『既に、攘夷に決する上は、一金と雖も、與ふべからず、宜しく、斷然、之れを拒絶すべきのみ』

と主張す、閣老、心、安んぜず、三月十六日、其可否を、容保に謀る、容保、

『生麥の事たる、曲、我れに在り、彼れの之れを責めて、償を求むるは、當然なり、彼我、地を易へんか、我れ、亦、彼れに求めんのみ、抑〻攘夷の事たる、其名を正さざるべからず、彼れの要求は、之れを容れて、我が曲を償ひ、然る後、我が國是を宣して、攘夷を行ふべし、償金を吝んで、戰端を開けるが如きの疑ひは、斷じて、避けざるべからず』

と唱へて、償金の支拂はざるべからざるを論ず、慶喜、廷議如何を憚かりて、遂巡、決せず、容保、

『我れ、假令、因循の譏を受くるも、信を外國に失ふが如きの事は、之れを爭はざるべからず』

と思惟し、尾張前大納言慶勝と謀りて、朝廷に、上奏する所あり、二十二日、將軍家茂、參內の時、鷹司關白輔熙の「償金の如きは、委任中の事に屬す、宜しきに隨うて、處置すべし」と告げたるもの、亦、此上奏に基づけるものに似たり。

久光、春嶽の歸國に續いて、土州老侯山內容堂、宇和島老侯伊達宗城の二人、亦、廷議の徒らに過激に流るゝを憂ひ、事の爲すべからざるを知りて、歸國す、容保、心に、倶に國事を談ずるの人なきを嘆ず。

二二五　攘夷の總督

將軍家茂、既に滯京するに決す、此れに代りて、攘夷の任に當るものを、選任せざるべからず。

兩職、倶に在らば、其一を擇ぶべし、其一職、既に缺きては、他の一職を、取るべからず、朝廷、乃ち水戶中納言慶篤に對して、大命を下すに決し、三月二十三日、慶篤を召して、

大樹滯京の儀、御請けに相成候に就ては、關東の守衞として、下向仰付けられ候間、出府、防禦筋、手厚く相心得、自然、英夷、兵端を開き候節、盡力決戰、之れあるべき樣、御沙汰候事。

との勅諚を賜ひ、且、

英夷防禦の事は、大樹目代の心得を以て、之れを指揮すべく、且、先代の遺志を紹ぎて、掃攘の成功を、奏せんことを、期すべし。

と詔のらせて、眞の御太刀を賜ふ。

幕府も、亦、慶篤の東歸を命じ、且、當時出京中の閣老小笠原圖書頭長行を、江戸に還へして、折衝の局に、當らしむるに決す。

容保、朝廷より、干渉の起らんことを虞れ、意見書を、閣老に贈りて、

『主將、軍中に在りては、君命も、受けざることありとは、是れ、和漢の舊例にして、此れにあらずんば、決して、戰功を立つること能はず、今や、朝廷、水戸中納言に命ずるに、關東守衞の任を以てし給ふ、宜しく、此れに委するに、全權を以てし、唯、曲直を明かにし、名義を立てんことを、命ずるに止めらるべし、百里以外の京地より、之れを掣肘し、之れに容喙すれば、眞相を誤まり、機宜を失して、全勝の功を、收めんこと、決して、望むべからず、宜しく、此旨を、朝廷へも、上奏せらるべし』

との旨を勸告し、且、

『水戸中納言に、談判の全權を、委任せらるゝも、場合に依りては、尾張中納言に、相談せしめらるべく、圖書頭、外國奉行の諸有司は勿論、適任の人材を擧げ、こゝび水戸の家臣をも、其選に加へて、折衝の任に、當らしめらるべし』

との事をも注意す、幕府、此れに從うて、朝廷に上奏するところあり、又慶篤に對して、

此度、御滯京仰出され候に付、關東守衞として、御下向、且、御所より、仰出され候旨、之れあり候事故、外夷御處置振り、御委任成され候間、曲直を明し、名義を正し、御國威相立ち候やう、御取計らひ、之れあるべく候旨、仰出され候事。

との命を傳へ、將軍家茂、亦、慶篤を召して、無謀の擧に及ぶべからざる旨を命ず、慶篤、幕府の暇を請ふに及ばず、二十五日を以て、急に出發す、人、皆、其迅速に驚く。

慶篤の出發に續いて、小笠原圖書頭長行も、亦、出發す。

英國の我れに對する態度、果して如何。

二三六　米國の抗議

英國政府の艦隊を、派遣して、日本を威嚇せしより、上下の狼狽、大方ならず、我が回答の期限を、經過すれば、彼れは、直に、砲撃を開始すべしと思惟して、戰々兢々、皆、臨淵の想を抱き、踏氷の感を有す。

左れども、英國政府は、戰端を開かんと欲して、艦隊を派せしにあらず、唯、要求を貫ぬかんと欲して、示威を行へるに過ぎず、幕府の有司、

『大君、今や、京都に在り、其還御を待つにあらずんば、回答すること能はず』

との理由を以て、回答期限の猶豫を、求むること再三、英國代理公使ジョン、ニール大佐、早くも、日本の態度、軟弱なるを察し、

『急に迫らんよりは、徐ろに談じて、我が目的を達するに若かず』

と思惟し、延期を諾すること、八日、又八日、終に延ばして、三月二十四日に至る。

佛の顏も三度、此期限を經過するに及びて、復た、更に、延期を許諾するや否やは、幕府有司の、最も顧慮するところ。

偶〻米國政府、日英の交涉、切迫せしを見て、袖手傍觀せず、其領事を以て、

『日本政府をして、其三百年來の舊制を破りて、開國通商の政策を執るに至らしめたるものは、實に、米國政府なり、然るに、何等の交涉をも、遂げずして、此の如きの嚴談を開かれ、不幸にして、開戰を見るに至らんか、日本政府の、再び鎖國攘夷の舊制に復せんこと、疑ふべからず、米國政府の卒先開國の功、亦、隨つて、水泡に歸せざるべからず、是れ、米國政府の忍ぶ能はざる所なり。

米國政府の、日本を勸誘して、今日に至らしむるの間、經費を投ずること、誠に、貲るべからざるものあり、若し、英國政府開戰の結果、市場を鎖すに至るあらんか、其費額は、英國政府、之れを米國政府に、償却せざるべからず、豫め、米國政府の意志を通告す』

との意味を、ニール大佐に通ず、左なきだに、此示威の運動以來、橫濱、神奈川の商人、皆、去つて、難を他方に避け、彼我貿易の業、全く絕えて、居留外人の、英國政府を

非難するもの、少からず、今や、稍〻其強硬の手段を取れるを悔ゆるの時、又此米國政府の抗議あり、ニール大佐、益〻其鋒芒を斂め、二十四日の期限、盡くるに至りて、復た重ねて、延期を諾す。

是に於て、横濱奉行は、戰爭の起らざるを見越し、二十六日、一先づ、兵備を解く旨を令して、市民の、各〻其業に安んぜんことを諭す。

幕府、亦、外國奉行竹本甲斐守を、京都に遣はして、其經過を、具狀せしむ、甲斐守、乃ち晝夜兼行、二十七日を以て、二條城に達し、具さに、其事情を、陳狀すれば、將軍以下、其意を安んず。

左れども、尺蠖の屈するは、伸びんが爲めのみ、英國の回答期限に讓るは、全く、其要求條件を貫かんと欲するに外ならず、雨となるか、風となるかは、唯、今後の折衝如何に在り。

二三七　無比の天眷

激派の公卿、頻りに、詭激の言論を唱へて、朝幕の離間を謀り、關白の命と雖も、用ひず、至尊の詔と雖も、尚、且、之れを矯むるに至る。

高松三位保實、竹屋三位光有、三室戸三位隆光、倉橋治部卿泰聰等は、專ら、溫和の手段を執つて、公武の一和を計らんと欲し、百方、奔走して、同志の堂上、六十八人を糾合し、三月十九日、連署の建白書を、鷹司關白輔凞に呈して、朝議の在る所を、聞かんことを請ふ、其勢焰、侮るべからざるものあり。

國事掛寄人滋野井中將實在、壬生修理權大夫基修、中山侍從忠光、四條侍從隆謌、澤主水正宣嘉、錦小路右馬頭賴德等の、激派に屬するものは、皆、此議を避けて、朝せず、忠光は、其蹤跡を、韜ますに至り、公武一和の勢力、復た加はる。

四月朔日、將軍家茂に對して、明日、參內すべきの命あり、事、唐突に出で〻、其故を知らず、人、其吉凶如何を危ぶむ。

容保の家臣大野英馬、高松三位保實の邸に到りて、事情を問へば、保實も、亦、未だ之れを知らず、後刻、聞き合はせて、報ずべき旨を答ふ、既にして、來書あり、

『明日の召命は、極々の上首尾にして、出格の御寵遇を賜はるべく、六十八人の建白、其功を奏して、公武の御一和、相整ひ候』

との旨を報じて、宮中御待遇の概略をも示す、容保以下、之れを見て、初めて、其意を安んず。

二日、將軍家茂、參內し、尾張前大納言慶勝、一橋中納言慶喜、高松三位保實等、此れに從ひ、容保も、亦、扈す。主上、小御所に、臨御あらせ給ひ、家茂を召して、天盃、及び寮の御馬を賜ひ、終りて、慶勝、慶喜、容保にも、酒饌を賜ふ。

主上、更に、御學問所に、出御あらせ給ひ、家茂を召して、御內宴を開かせ給ひ、畏くも、天盃天酌を賜ひて、閑談、夜に及び、又重ねて、駿馬を賜ふ、鄭重の御料理、優渥の御寵遇を蒙むりて、家茂の光榮、言ふばかりなし。

慶勝、慶喜、容保以下、扈從の輩にも、亦、酒饌を賜ふ。

激派の堂上、之れを見て、悅ばず、口耳、相屬して、何事かを、企圖せるもの〻如し、中川宮、密に、容保を召されて、

『主上の眷龍、前古、比なし、嫉妬の輩、如何なる陰謀を運らさんも、知るべからず、宜しく、其歸途に備ふべし』

との御注意あり、容保、御厚意を謝して退き、家臣小室金吾を召して、命ずるところあり。

金吾、黑谷に、馳せ歸りて、此事を報ずれば、直に、將士を派して、禁門より、二條城に至る要所々々に配す。

家茂、初更に至りて、退出す、扈從の士、會津藩の警備、嚴重なるを見て、其何故なるかを怪しむもの多し。

後、宮中に於て、將軍を謀るものありしと聞くに及んで、皆、初めて、事の危險なりしを知る。

二三八　親兵の設置（上）

土佐の志士武市半平太、平井收二郎、肥後の志士橫井平四郎の三平、始めて、親兵設置の議を唱へてより、尋で、薩土長の三藩の建議となり、廷議の採納となる。

三條中納言實美の、勅使として、東下せし時に當り、朝廷、

追命として、親兵設置の事を、仰せ下されしと雖も、事、終に、行はれずして寢む。

爾來、激派公卿間の宿題となり、機會ある毎に、之れを實行して、自家の爪牙と爲さんとす。

曩に、將軍を待遇するに、官職相當の禮を以てするに決し、尋で、幕府の請ひに應じて、舊例に復するや、實美等、其交換問題として、復た、親兵設置の事を迫る。

幕府、土州の老侯山內容堂は、實美と通家の親あるを以て、之れをして、其不可なるを說かしむ、實美、拒んで、聽かず。

諸藩の志士、之れを聞きて、益〻其議を主張し、

『前年、內裏炎上の際、至尊、畏くも、倉皇、宮闕を出御あらせられしに、堂上の供奉するもの、僅かに、數人に過ぎず、公卿、女官の如き、皆、徒步して、從ひ奉つる、今や、非常の秋に當り、萬一、復た此の如きの事あらんか、誠に、恐懼の至に堪ふべからず、親兵を置きて、王城を守護せんこと、今日の急務なり』

と唱へて、公卿の間を遊說し、公卿、亦、之れを贊して、其議、益〻勢力を加へ來る、容保、

『親兵を置くの理由、往年に在りては、或は、然らん、今や、容保、乏しきを守護職に承け、數千の兵を率ゐて、來つて、京師に在り、卽ち是れ、禁衞守護の親兵なり、之れを外にして、新兵を置くの要、安くにか存する、若し、浮浪の徒、都下に橫行するを以て、不安なりとせられんか、我が數千の兵を以て、烏合の衆に劣ると思惟せらるゝに似たり、天意、果して、此の如くに候べきか』

と爭へば、公卿、復た強ふること能はず、其議、少しく沮む。

旣にして、英國艦隊の渡來し、攘夷期限の決定するや、親兵設置の議、三たび、朝廷に起る。

會〻長州侯毛利大膳大夫慶親、其石高に應じて、三十六人の親兵、及び、武器食料を獻ず、朝廷、之れを奇貨として、嘉納し、益〻急に幕府に迫る。

親兵は、十萬石以上の諸侯、一萬石に付、一人づつを出すの制なり、故に、長州は、三十六人を獻ぜしなり。

尾張前大納言慶勝、山內容堂の二人、其交涉の衝に當りしも、復た之れを制すること能はず、幕議、漸く、此議に傾く、三月十八日、容保、自ら一橋中納言慶喜を訪ひ、

『若し、諸藩より、壯丁を獻納せしめて、此れに親兵の名を與へんか、左右諸門の警衞に、任ずるものは、勢ひ、此親兵ならざるべからず、然らば則ち、守護職の任務は、唯、洛の內外を守護するに過ぎず、此の如きは、決して、幕府の守護職を置きたる所以にあらず、容保、初めより、一藩を擧げて、親兵たらんことを任とす、何ぞ、諸藩の壯丁を要せん』

と唱へて、此れに反對す。

二二九　親兵の設置（下）

時に、朝廷の督促、益〻急にして、幕府、復た拒むこと能はず、竟に、此れに應ずるに決す、會〻容保の反對あるに及び、

『然らば、親兵の名義を改め、京都守衞兵と稱することとして、其望みに應ぜん、此の如くすれば、宮闕守護の任に充つるを要せず』

と言ふに決し、容保、亦、此れに從ふ。

慶喜、乃ち此主意を以て、答申書を認め、容保をして、之れを關白に呈せしむ。

容保の從者、黑谷に馳せ歸りて、親兵決定の旨を報ずるや、外島機兵衞、憤然として起ち、

『名義、一たび定まらば、悔ゆとも及ぶべからず、各〻手分けをなして、主公の御道を、遮ぎり奉つり、今一應の御評議を、乞ひ奉つらん』

と言へば、大野英馬、柴太一郎、廣澤富次郎等の、座に在るもの、

『此儀、最も然り、疾く、行くべし』

と言ひさま、バラ〳〵と、馳せ出づ。

機兵衞、馳せて、近衞前關白忠熙の邸に到れば、容保、尙、在り、機兵衞、其容子を伺へば、容保、

『殿下御不在なれば、未だ答申書を呈するに及ばず、幕府の意は、親兵の名義を改めて、守衞兵となすに在り、多分、此議に決せん、心配致すな』

と說き示せば、機兵衞、僅かに、意を安んじて歸る。

朝廷、愈〻此議に從はせらるゝや、幕府、直に、令を諸藩に下して、

『禁裏御所守衞の爲め、十萬石以上の諸侯には、萬石を以て、一人とし、其石の多少に從ひ、身體強壯、行狀宜しく、勇悍なるを選び、差出し申すべく、右に付、朝廷の御沙汰之あるべく候事』

と告示し、朝廷、亦、速に、壯丁を選出すべき旨を命ず。

壯丁を獻ずべきは、十萬石以上の諸侯に限らるゝと雖も、若し、請願するものあれば、其以下のものも、亦、同一の割合を以て、之れを許す、伊豫新谷侯加藤大藏大輔泰理は、一萬石を領す、亦、請うて、一人を出だせば、時人、語り傳へて、笑柄とす。

容保、書を上つりて、我藩は、全藩を以て、守衞兵とす、故に、別に、人を出ださゞらんことを請ふと奏すれば、朝廷、之れを許す。

諸藩の壯丁、次第に、京都に集まり來る、乃ち四月三日、三條中納言實美を以て、守衞兵御用掛とす。

實美、此命を拜してより、權勢、俄に、加はり、車馬、常に、門前に滿つ。

實美の家臣丹羽出雲守、好んで、志士に交はる、筑後の人眞木和泉守、土佐の人土方楠右衞門、長州の人久坂義助、桂小五郎、佐々木男也、熊本の人轟武兵衞、津和野の人福羽文三郎等を、巨擘とし、諸國浮浪の徒の、來り訪ふもの、頗る多し、中川宮、之れを聞召されて、

『脫藩浮浪の徒の言を、信用するとも、其國には、各〻主人の在るあり、主人、若し、其言を容れずんば、如何になすべきぞ』

と戒め給へば、實美、意氣昂然、

『主人、若し、聞かざれば、直に、違勅を以て、論じ候はんのみ』

と答へて、顧みず、熊本の僧佐田介石、亦、

『過激の徒の言を聞きて、一藩の定論と思さば、必ず、大誤を生じ候はん、御注意あらせ給へ』

と諫むれども、實美、又頭を掉りて、聽かず、益〻激派の中堅を以て、自から任ず。

是れより、大和の行幸を企て、關東の征討を計らんと欲して、

て、終に、一大波瀾を、捲き起すに至る。

二三〇　石清水の行幸（一）

今や、朝廷の實權、殆ど、激派公卿の手に落つ、上に、主上あり、其下に、關白ありと雖も、激派の公卿、專ら擅横の處置を施し、縱に、聖旨を矯め、朝意を曲げて、毫も、顧慮する所なし。

曩に、主上の賀茂に行幸して、攘夷の成功を祈らせ給ひてより、日、未だ久しからず、三月二十八日、又重ねて、四月四日を以て、石清水八幡に、行幸あらせらるべき旨を、仰出さる、此事、亦、聖斷より出づるにあらず、實に三條中納言實美以下國事掛等の相謀りて、發表せるもの。

中川宮を始めとして、近衞前關白忠熙以下の此れに反對するもの、漸く多く、廷議、再び動搖して、定まらず、既に、四月四日の期日に達するも、尙、決定を見ること能はず。

實美等、大に焦慮し、長州の世子毛利長門守定廣等と謀り、百方、行幸を請ひ奉つりて、止まず、主上、時に、少しく、御不例に渉らせらるゝにも關せず、終に、更に、十一日を以て、行幸せさせ給ふべき旨を、仰出さる。

是れより先き、中山侍從忠光、三月十八日の夜を以て、京都を脫し、伏見より、舟に乘じて、大阪に下り、他日の陳勝、吳廣たるべき根據地を、選定せんと欲して、土州の志士吉村寅太郎と與に、摩耶山に上り、攝海を巡り、更に、河內、紀伊を、歷覽して、大阪に、歸り來る、會〻京都に於て、

『中山侍從は、長州に脫走して、毛利眞齋と稱し、長人、及び激派の公卿と、謀を通じ、主上の石清水に行幸せさせ給ふを機とし、將軍を害し、鳳輦を奪ひ奉つりて、天下に、號令せんとするの陰謀を、運らせり』

との流言、頻りに行はる、賀茂、石清水の行幸、及び御親征の議は、曩に、定廣の再度上奏するところ、今回の事、亦、其最も熱心に主張するところなれば、此流言を、事實と信ずるもの、少からず。

閣老以下の諸有司、大に戒心を加へて、俄かに、將軍の供奉を止めんとす、容保、聞きて、大に驚き、

『此未曾有の盛典に際し、區々たる流言に、惑うて、供

奉を辭し給はんか、幕府の威嚴、忽ち、地に墜ちて、復た回復すべからざるに至らん、此事、決して、默止すべからず』

と思惟し、直に、其實兄尾張前大納言慶勝を訪うて、倶に、將軍を諫めんことを謀る、慶勝、時に、微恙に罹る、容保を病褥に延きて、其意見を聞き、

『卿の言ふところ、是なり、此の如きの盛典は、武門に於て、避くべきにあらず、我れも、卿も、倶に、先君の喪に丁りて、供奉するを得ずと雖も、路次の警戒に就ては、我れも、卿に力を戮はすべし』

と答へて、其議を贊し、附家老成瀬隼人正正肥を召して、容保と與に、二條城に往かしむ。

容保、直に、二條城に登り、閣老に面して、將軍の、供奉を回避するの不可なるを極論し、閣老も、亦、終に、此れに從ふ。

將軍家茂、時に、外邪に冒さる、夜半に至りて、大に發熱し、苦惱、特に、甚だし、侍臣、大に驚きて、供奉を辭せんことを、勸むれば、家茂、奮然として、

『余が頭を擧げ得るまでは、必ず、供奉に列せん、何とて、辭退すべきや』

と告げて、聽かず、侍醫等、大に苦慮して、百方、之れを諫む、一橋中納言慶喜、及び容保等、報を得て、皆、馳せ來る、慶喜、亦、時に、眼病に罹る、

『將軍家に於ては、危きを冒し給ふべきにあらず、我れに於ては、然らず、將軍家に代りて、供奉に列すべし』

と述べて、亦、將軍の供奉を止む、容保、

『將軍家の、供奉に列し給はざるは、千載の恨事なりと雖も、御惱、烈しき上は、是非に及ばず、此上は、朝廷に、奏聞して、供奉を辭し奉つり、且、典藥頭を、差向けられんことを、請ひ奉つるべし』

と說きて、直に、奏上するところあり、主上、聞召されて、且つ驚き、且つ怪み給ふ、典藥頭の來りて、家茂を一診し、其眞の疾病なることを、復奏するに及びて、初めて、御疑ひを霽らせ給ふ。

二三一　石清水の行幸（二）

四月十一日卯の刻、聖駕、宮闕を發して、男山八幡に、行幸あらせ給ふ。

堺町御門より、出でさせ給ひ、堺町通りを右へ、三條通りを左へ、油小路通りを進み、稻荷の旅所に於て、御小休あり、其れより西へ、鳥羽街道、淀大橋堤通り、神幸通りを經て、八幡に御着輦、暫時、御小休の後、玉步、ゆたかに、社壇に進みて、攘夷の成功を、御祈願あらせ給ふ。

此日、供奉するもの、官家には、一條左大臣忠香、德大寺內大臣公純、近衞左大將忠房、廣幡大納言忠禮、大炊御門大納言家信以下、雜人に至るまで、總て、四千八百八十五人、武家に於ては、一橋中納言慶喜、松平讃岐守頼聰、毛利長門守定廣、上杉彈正大弼齊憲、宗對馬守重正以下、雜人に至るまで、總て、五千九百七十八人、盛觀、譬へんに、物なし。

容保、父の喪に丁るを以て、供奉せず、家老横山主稅をして、兵を率ゐて、警衞せしめ、仙臺藩の家老片倉小十郎、亦、列外に在りて、警衞の任に當る。

此日、二條右大臣齊敬、宮中の御留守を承はる、會〻、

『過激の徒、大事を擧げんと欲し、宮中の間に乘じて、親王殿下を奪ひ奉らんとす』

との說あり、齊敬、聞いて、大に驚き、其臣高島右衞門尉を、黑谷に遣はして、非常に備へんことを求む、容保、乃ち秋月悌次郎、廣澤富次郎等をして、兵を率ゐて、宮門の外面を、警衞せしむ。主上、御神事、

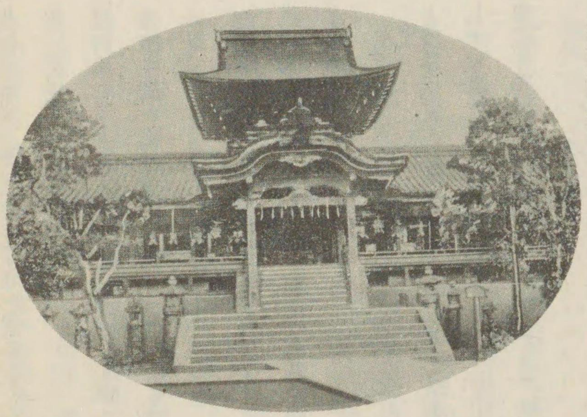

男山八幡宮
男山八幡宮は石清水八幡宮とも稱し山城國綴喜郡八幡町なる男山の上に在り國家第二の宗廟として歷朝の尊信最も厚し

終りて、還幸あらせ給ふ、紫宸殿の御前に、着御あらせられて、御水を、鳳輦の中に召させ給ふ、人々、

『古例にもや』

と思へば、左にあらず、全く、御不例の御爲めなりと承はるに及びて、皆、恐懼せざるはなし。

此日、慶喜、供奉の列に在り、眼病篤しとの故を以て、俄に、途中より、引き還へす、既に、將軍の供奉を辭するあり、今又、慶喜の供奉を脫するあり、種々の風說、紛然として、湧き起る、就中、

『八幡宮は、源氏の氏神なるを以て、其寶前に於て、節刀を賜はり、且、攘夷の詔を下し給はんとせしに、將軍、之れを恐れて、供奉を辭し、慶喜、此れに代りしに、亦、中途より、遁げ歸れり』

との說、最も高く、京童、亦、

眞の御太刀はいらないものよ
どうで攘夷は出來やせぬ

と諧ひて、幕府の怯懦を、譏笑す。

會ゝ三條橋畔に、張紙して、家茂を罵り、慶喜、及び板倉周防守勝清、岡部駿河守等を嘲るものなり、容保、命じて、嚴に其犯人を、物色せしむ。

長州侯毛利大膳大夫慶親、時に、京都に在り、急に、歸國の途に就かんとす、容保、留むれども、聽かずして去る、人々、其擧動を怪み、

『彼の張紙は、長州藩士の所爲なり、大膳大夫の、急に、歸國せしは、正しく、其犯跡を滅せんが爲めのみ』

と疑ふもの多し、當時、京童、又、

けふの天氣がぶらつく故に萩と薄がもつれあふ

と諧ひ興ず、萩は、言ふまでもなく長藩、薄は、武藏野にして、幕府を指す、實にも、萩と、薄は、風にも揉み合ひ、雨にも縺れ合ふ、月の光をこぼすは、孰れの露ぞ。

二三二　後見職の東歸

水戸中納言慶篤、攘夷の目代として、東下せしと雖も、只、手を束ねて、日を送るのみ、未だ一事をも行はず。

當時、水戸の藩士、互に、黨派を立てゝ、牛李、相和せず、加ふるに、慶篤は、資性、溫柔にして、大事に當るの器にあらず、家老武田修理等、書を一橋中納言慶喜に呈して、

『攘夷は、天下の大事にして、水戸一藩の力の堪ふべきに候はず、願はくは、江戸に歸りて、助力を與へ給はんことを』

との旨を請ふ、慶喜は、慶篤の弟にして、能く、其人となりを知る、修理の憂ふるところは、卽ち慶喜の危ぶむところ、此書を見ては、心、自から動かざる能はず。

特に、其入京以來、事毎に、朝廷の掣肘するところとなりて、胸中の經略を、施すこと能はず、居常、怏々の念なきにあらず。

是に至りて、急に、歸意を決し、書を朝廷に上つりて、東歸攘夷の事に、當らんことを請ひ奉つり、朝廷、亦、直に、允准あらせ給ふ、容保、之れを聞きて、大に驚き、直に、慶喜を訪うて、

『將軍家は、御聰明にこそ渉らせ給へ、何分にも、御弱年の御事に候、特には、激家の面々、虎視眈々として、其隙を窺ふの時に候はずや、御一言の失も、御一事の誤も、或は、爲めに、不測の患害を貽すに至り候はん、御後見職たるもの、決して、御左右を離れさせ給ふべきに候はず、且つや、攘夷の事たる、御尊兄水戸殿の在はし候、御後見職、亦、御東歸あるに於ては、命令、二途に出づるの虞れ候まじきか、彼を思ひ、此れを想ふに、今日の御東下は、決して、其時機には候はず、枉げて、御滯京あらせ候へ』

と切言すれども、一たび、決心しては、復た動かざる慶喜、

『御意見は、然ることながら、今は、既に東下に決す、勅命を以て、止めさせ給ふとも、斷じて、留まるべきにあらず』

と答へて、更に、聞き入れず、容保、憂慮措かず、三條中納言實美に請うて、止めんとせしも、亦、效なし。

慶喜、愈ゝ東下に決す、實美の、常に長人、及び眞木和泉等に使嗾せられて、過激の言論を弄し、延いては、國家の大事を誤まらんことを慨し、宇內の形勢を示して、攘夷の僻見を覺らしめんと欲し、四月十八日、

『今度、東下に付、願ひ奉り候は、攘夷の一擧、多年、宸襟を惱ませられ候儀に付、應接戰爭の情實、親しく叡

聞に入れ奉りたく候間、三條中納言、姉小路少將儀、昨年、勅使として、下向の事にも候間、一同東下、實驗、仰付けられ候樣致度く、此段、願ひ奉り候、以上』

との書を、鷹司關白輔熙に呈す、左れども、實美、公知の二人、皆、逡巡して、此れに應ぜず。

慶喜、二十二日を以て、京都を發し、途次、土山驛に宿す、數賊あり、其隨行岡部駿河守を襲うて、其從者を傷つく、後に至りて、此賊は、公知の放つところ、慶喜を刺さんと欲して、誤まつて、駿河守を襲へるものなるを知る。

後見職、既に去つて、輔佐、其人なし、容保、乃ち尾張前大納言慶勝を以て、將軍の輔翼となさんことを請ひ、朝廷、之れを納れて、命を慶勝に下し給ふ、慶勝、固辭して、拜せず、容保の勸告するに及びて、始めて、命を奉ず。

二三三　將軍の巡視

攘夷の一事は、激派公卿の、幕府に對する唯一の攻具なり、一橋中納言慶喜の攘夷の事に當らんと稱して、東歸を請ふや、好機、逸すべからず、四月十九日、傳奏を以て、

『外夷拒絕の儀は、五月十日を以て、必ず斷行すべきの由、先達、奏聞に就ては、宜しく列藩に布告して、敵愾の氣を鼓舞あるべし、往年、幕府の奏聞を經ずして、和親通商を許可せしこと、大に天下の人心を激ンして、終に今日の形勢を致せり、一橋中納言歸府の上は、斷然拒絕の實效を擧ぐべし』

との旨を傳ふ、時に、慶喜、尚、未だ出發せず、幕府、相議して、

『攘夷期限の事、五月十日、相違なく、拒絕決定仕り候間、奏聞に及び候、猶、列藩の者へ、布告致すべく候事』

と奏聞して、五月十日、愈〻攘夷を決行すべき旨を答ふ、是に於てか、攘夷の大任、繫つて、水戸中納言慶篤、及び慶喜兄弟の雙肩に在り。

我れに攘夷の期日決定せる折しも、英佛の軍艦、攝海に來るべしとの風說、頻りに行はる、今は愈〻防禦の手段を、施さゞるべからず、家茂、乃ち親から紀伊、攝津、淡路、播磨の海峽を巡視せんことを奏請し、朝廷、亦、直に許可あらせ給ふ。

其翌二十一日、家茂、二條城を發して、先づ石清水八幡宮に參拜し、水路、淀川を下つて、大阪城に入る。

新選組の壯士二十餘人、駕に從はんことを請うて、允さる、容保の家臣外島機兵衞、廣澤富次郎の二人、之れを率ゐて、扈從す、何れも、一定の服裝を爲して、大刀を佩ぶ、狀貌、雄偉にして、意氣、特に豪壯たり。

二十二日、家茂、汽船に駕して、紀州に赴き、加太、和歌の浦より、淡路を過ぎ、明石を經て、兵庫に到る。

此行、山水の遊にあらず、白砂青松の勝をも見ず、山光潭影の奇をも賞せず、偏に形勝の地を檢して、防衞の方を案ずる。

次の日も、又次の日も、諸所の巡檢を怠らず、或は、城に還り、或は、船に泊し、時には、徒步して、陸上を巡覽す、其輕裝、簡素、小諸侯の如し。

一日、家茂駕に乘じて、城を出づ、老幼男女の、路上に群集するを見て、左右を顧みつゝ、

『何とて、此樣に群集するぞ』

と問ふ、侍臣、

『尊顏を拜まんとて、群集するにて候』

と答ふれば、家茂、

『然らば、斯くせん』

駕を降り、馬に乘じて、緩々として行く、庶民、皆、淚を垂れて懽ぶ、家茂、又金二萬兩を散じて、大阪の市民を賑はす。

家茂より後るゝこと二日、姉小路少將公知、亦、突然、大阪に下る、稱して、攝海の守備巡視の爲めなりと稱すれども、實は、他に大に理由あり。

二三四　公知の下阪

旗下の士の子弟に、朝倉幸之助なるものあり、將軍の上洛に際して、扈從せんことを請ひしも、許されず、幸之助、憤恨、措かず、江戸を脫して、京都に下り、激派の門に出入して、虛妄の言を弄し、如何にもして、幕府を苦しめんと計る。

姉小路少將公知、平生、好んで、浮浪の徒と交はる、幸之助の功言令色に惑はされて、之れを信ずること、最も厚く、

密に託するに、幕情探聞の事を以てす、家茂の大阪に下るや、幸之助、直に公知の邸を訪ひて、

『此度、將軍家の大阪に下られ候は、何故なりと思され候ぞ、攝海の御巡視とは、表面の口實、內實は、軍艦に召されて、海路、直に御東下相成るべき秘策に候』

との旨を報ずれば、幕臣の言ふところ、爭でか、之れを、誣罔の言と思ふべき、

『其は以ての外の事かな、能くも知らせ吳れたり』

と答へて、幸之助を還へし、急ぎ入朝して、同志の公卿に報ず。

先きに、將軍の勅許を得ずして、東歸せんとするや、激派の公卿、及び諸國の浪士等、

『將軍家にして、愈〻出發あらば、違勅の廉を以て、官職を褫ぎ、直に兵士を發して、追討せん』

との祕計を運らす、今又、公知の報告を聞くに及んで、

『然らば、先づ、其虛實を確め、若し愈〻事實ならば、相當の處置を施さん』

と決し、公知、其偵察の任に當りて、俄かに、大阪に下る、

攝海の守備視察と言ふは、是れこそ、ホンの表面の理由に過ぎず。

公知、大阪に達すれば、將軍は、兵庫に在り、乃ち又其地に到る。

旗下の士勝麟太郎、兵庫に在りて、海軍の事務を督す、公知、誘はるゝ儘、其軍艦に乘じて、紀淡の海峽を巡檢す、時に、風、少しく吹き、雨、又降りて、波濤、時に舷側を拍つ、麟太郎、導きて、甲板の上に出で、

『あれなるは、紀州の加太、これなるは、淡路の由良に候、あの向ふの島は』

と一々、指點しつゝ、地理を說明すること、詳、且つ密。

公知、面色、青ざめ、意氣、消し去つて、言語をも發し得ず、平生、大言壯語せる激派の巨擘も、今は、意苦地なきこと、夥多し、麟太郎、其體を見て、

『イザ開戰とならば、激浪怒濤、甲板を洗ふ中に立つて、奮鬪すること、海戰の常に候、斯ばかりの風波は、疊の上も、同然に候』

と語れば、公知、益〻怖れて、匆々、陸上に、引き還へす。

海上の處女も、陸上にては、脫兎の如し、公知、大阪に、歸り來るや、接伴の人々に對して、

『將軍、來りて、我れを訪はるべきか、我れ、先づ、往いて、將軍を訪ふべきか』

と問ふなど、其眼中、將軍なく、幕府なし、既にして、公知、登城して、將軍に謁す、家茂、親しく、其勞を慰しつつ、

『此頃、攝播紀淡の各地を、巡視せしも、尙、見殘せる所あり、今一度、巡覽せんと存ずるなり、如何に、同船せられんや』

と問へば、公知、

『イヤ、其儀ばかりは』

と答へもソコ〳〵に、辭し去る、聞くもの、其怯を笑はざるはなし。

二三五　奸徒の逮捕

朝倉幸之助、我が策の成らんとするを見て、大に喜び、更に、近衞前關白忠熙の邸に到りて、

『將軍家の御下阪は、全く、海路御歸府の御爲めに候、某に御下命あらば、屹と、引留め奉つり候はん』

と說き、將軍の歸東せざるを以て、己れの功勞となし、又一つには、己れの欺罔を掩はんと欲す、忠熙、其奸計を知らず、

『大樹公の勅諚に背きて、歸東あらんこと、然るべからず、早々、大阪に馳せ下りて、引き留むべし』

と命じ、直に一書を裁して、之れを幸之助に附す、尾張前大納言慶勝、之れを聞きて、大に憤慨し、書を忠熙に贈りて、

『天朝、若し將軍の去留に御疑ひもあらば、不肖慶勝、輔翼の任に在り、宜しく慶勝にこそ、仰せ下さるべけれ、名もなき匹夫幸之助に命ぜらるゝこと、如何なる仔細に候や』

と諫むれば、忠熙、大に驚きて、其書を託するを悔ゆ。

二十八日、幸之助、下阪の暇を告げんと欲して、重ねて、近衞家に到る、衣服の美、僕從の盛、頗る僭上を極む、幸之助、取次を以て、謁見を請ひ、且、下阪の辭令書を得ん

ことを求むれば、忠潔、

『只今、御用繁多なり、今少し、待つべし』

と答へて、客室に待たしめ、密に、人を馳せて、慶勝に報ず、慶勝、乃ち幸之助を逮捕せんことを、町奉行に命ず。町奉行の與力、同心、直に馳せて、近衛家に到りしも、幸之助の従者、多きを見て、敢て手を下さず、慶勝の手を經て、守護職に應援を求む。

慶勝、時に來つて、黒谷の館に在り、其旨を、容保に謀れば、容保、直に大野英馬、松坂三内に同心を附して派す、英馬、馳せて、近衛家に到り、門外に在りて、幸之助の出づるを待つ。

今は、嚢中の鼠なり、其門を出づるを要して、盡く之れを捕へ、駕籠に乘せて、町奉行所に引致し來る、激派の公卿、聞いて、大に怒り、傳奏野宮宰相中將定功の名を以て、

『朝倉幸之助を、逮捕せしは、如何なる罪科に由るか、關白の書付を有するものを、一應の取調もなくして、逮捕せしは、如何なる仔細に據るか』

との旨を詰問し來る、容保、乃ち

『第一、大法を犯し、關所を破りし事、第二、高職の者と稱し、高貴の門に出入して、朝威を憚からざる事、第三、身分に應ぜず、格外の行粧をなせる事、彼れ、此三罪あり、斯かる不法者に、叡旨を下し給はんこと、天朝の御爲めとも、存じ奉つらず、且、前以て御届けに及ばば、漏洩の恐れあり、故に、取敢へず、其横行を止めたる儀に候』

との旨を答へ、慶勝、亦、益〻朝廷の所爲を慨嘆し、一篇の書を上つりて、

『此度の事は、朝廷の御爲めと存じて、仕つり候もの、此儀、朝議に合せず候はゞ、甘んじて、其罪を蒙むり候はん』

との旨を奏すれば、主上、始めて、事の由を知ろし召されて、大に逆鱗あらせ給ひ、命じて、關白、及び議奏、傳奏の參朝を停め、且、姉小路少將公知を、召還せさせ給ふ。

二三六　會津藩士の苦衷

將軍家の攝海より、直に東歸すべしとの事は、虚妄なること、判然せしと雖も、當時、尚、別に、

『將軍家には、大阪より、御歸京後、直に御歸府あらせ給ふべし』

との説あり、愈〻實事なりとは、信ぜられずと雖も、又強がち、虚説なりとも、斷ずべからず、會津藩士、之れを聞きて、又かとばかりに、眉を顰む、

『此事、何とも言ひがたし、今の内に、早く防止せんこそ、好けれ』

とは、何れもの意見、一致するところ、秋月悌次郎は、直に將軍家の御側御用取次村松出羽守の許を訪ひて、

『將軍家には、御歸洛後、直に御歸府あらせ給はん御結構なるやに承はる、是れ果して、事實に候や』

と問へば、出羽守、

『否な、未だ左様の儀は、承はらず』

と答ふ、悌次郎、膝を進めて、

『此事、若し齊東野人の造説ならば、復た何をか申さん、然れども、多少根據あるの風聞ならば、我等、大に爭はざるべからず、今や、攘夷の令、既に下りて、英佛の軍艦、亦、攝海に來らんとするの説あり、主上の御軫念は、申さずもがな、民心、亦、恟々として、其堵に安んぜず、將軍家、假令、關東に在しますとも、特に上洛して、禁裏を御直衛あらせ給はんこそ、當然に候へ、然るに、幸ひにして、御上洛あり、宜しく、鞠躬盡瘁、其職を盡し、其任を全うして、上は、叡慮を安じ奉つり、下は、民心を綏んじ給ふべきなり、何ぞ、東歸を思はせ給ふの時に候はんや。

抑〻攘夷は、國家存亡の繫かるところ、誠に天下の一大事にこそ候へ、闔國の人心、一和せずんば、爭で、實效を擧ぐることを得べきや、今や、億兆の心、億兆にはあらずと雖も、去りとて、又一心とは、申すべからず、寧ろ、民心離反の傾きあるの時に候はずや、然るに、聖旨に背きて、東歸あらせ給はゞ、民心、忽ちに、沸騰して、其違勅を咎め候はん、事、此に至らば、幕府の安危すら、且、保すべからず、復た何に由りてか、外夷を攘ふことを得べき、皇州の浮沈、誠に此時にこそ候へ。

今日の急務は、禁裏の費額を饒かにし、京都の舊弊を革

めて、天下の耳目を、一新するより善きは候はず、主上には、將軍家を優遇あらせ給ひ、關白殿下、及び中川宮亦、關東に左袒せらるゝが如し、獨り、幕府に對して、反抗せんと欲するものは、唯、激家十三卿に過ぎ候はず、今、若し、禁裏の費額を饒かにして、尊奉の忱を表し奉つり、京都の舊弊を革めて、一和の實を擧げ給はんか、民心の歸服するところ、外夷、得て鎭撫すべく、激家、亦、屛息せんこと、疑ひを容れず、將軍家の御歸府あらせ給はんこと、唯、此時を以て、然りとす、今日は、決して、其時には候はず。

顧ふに、將軍家の御歸府を勸め奉つるは、扈從の臣なるが如し、畢竟、英艦來泊の時、妻孥の安危を、憂ふるが爲めに候はん、宜しく、其家族を、安處に移して、扶助を與へさせ給ふべし、此の如くすれば、誰れか、復た家を思ふものゝ候はんや』

と勸說すれば、出羽守、

『如何にも、申さるゝ通りなり、尾州の老公にも說きて、將軍家を御留め候へ、去りながら、決して、他に漏らすことあるべからず』

と答へて、此議を贊す、會津藩士の、幕府を憂ふること、猶、其主の如し。

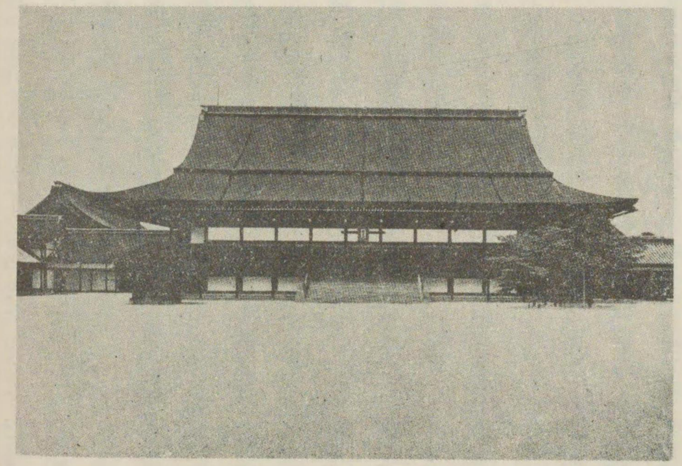

紫　宸　殿

二三七　英國償金問題（一）

此時に際して、計らずも、一難問題こそ、湧起しつれ、英國償金事件、是れなり。

曩きに、水戸中納言慶篤の攘夷の目代として、東下せし際は、英國の償金は、幕府委任中の一として、其處置を、幕府に一任せらる、是れ鷹司關白輔熙の、將軍家茂に語りしところに徵するも、明かなり、故に、償金を與ふると、與へざるとは、一に、幕府の意見に在り。

然るに、激派の公卿、之れを聞きて、悅ばず、飽までも、償金を拒絕せんことを、主張して、之れを關白に迫る、是に於て、朝議、又一變して、償金を拒絕すべき旨を、幕府に通ず。

後見職一橋中納言慶喜は、初めより、償金拒絕の意見を抱き、且、諸藩に對して、英國の要求は、一も從ふべきものなしと令し、明かに、償金拒絕の意を示す、故に、此朝議を拒むこと能はず、閣老小笠原圖書頭長行の歸府に際して、償金拒絕の方針を以て、談判せんことを命ず。

長行、其行ふべからざるを論じて、固辭すること再三、慶喜、終に許さず、長行、止むを得ずして、命を奉ず。

當時、江戸に於ては、英國代理公使ジョン、ニール大佐と、交涉すること數回、其態度の強硬なるを見て、終に、償金を支拂ふべきことを決す。

折柄、長行、京都より、歸り來り、江戸の留守尾張中納言茂德、攘夷の目代水戸中納言慶篤、及び閣老井上河內守正直、松平豐前守忠義等と會して、償金、幷に攘夷の事を議す、江戸の意見は、既に決定せり、茂德、慶篤の二人、

『先づ、償金を與へて、然る後、攘夷の談判に及ばんこそ、然るべけれ、償金は償金、攘夷は攘夷なり、二者を、混同すべからず』

との意見を迯ぶ、長行の意、元と、此に在りしと雖も、京都の意見も、償金拒絕に在り、後見職の命令も、亦、償金拒絕に在れば、今は、此意見に從ふこと能はず。

『其は甚だ不都合に候、假令、償金を支拂はざるべからざるにも致せ、一應、攘夷の談判に及びたる後ならでは、然るべからず』

との旨を述べて、此れに反對す、茂德、慶篤の二人、
『然らば、先づ、償金を與ふるの證書なりとも、遣はし置かん、然らずんば、攘夷の談判に及ぶべからず』
と述べて、同意せず、長行、尚、再三、反對すれども、茂德、慶篤の二人、終に、同意すべきの色なし、正直、忠義の二人も、亦、
『償金は、是非とも、與ふべく、左もなくば、先づ、證書にても、與ふべし、之れを拒絶せんこと、然るべからず』
と主張して、止まず、衆論の歸するところ、長行の意見は、終に排斥せられ、閣老連署の書面を、與ふるに決し、五月三日を以て、償金を交付すべきの書面を、ニール大佐に贈る、大佐、我が主張の貫徹せるを喜び、直に、其書面を、本國に送る、時に、四月二十一二日。
償金問題は、是れより、愈〻紛糾し來る。

二三八　英國償金問題（二）

一二日を經て、ニール大佐より、文書を以て、差向き、四萬弗を、支拂はれんことを、要求し來る、茂德、慶篤の二人、閣老に對して、
『早々、差し遣はすべし』
と命ずれども、長行、之れを不可として、肯んぜず、正直、忠義の二人は、
『早晩、支拂ふべき金なるに、今、差し遣はせばとて、何か、苦しからん』
と主張し、議論、頗る沸騰す、寺社奉行以下の有司、亦、長行の面前に、詰め掛け來りて、
『何故、左樣に、御拒み候ぞ、速かに、御支拂ひあらずんば、開戰は、眼前に候』
と迫る、左れども、長行は、償金拒絶の命を帶びて、歸り來れるもの、獨り、頑然として、反對の論を固持し、議、終に合はずして、止む、茂德、慶篤等、長行の頑強を憤ほること、甚だし、爾來、閣中の議論、日として、熾んならざるはなく、遣らん、遣らじと爭ひて、事、容易に決せず、終に、償金を支拂ふべき五月三日の期日、早や、既に迫り來る。

是れより先き、一橋中納言慶喜、四月二十二日を以て、京都を發し、二十六日、尾張の熱田驛に著す、會〻目付堀宮內の上京の途次、此地に來るあり、慶喜、召し見て、江戸の近狀を問ひ、且、
『英國の償金は、如何相成りしぞ』
と問へば、宮內、
『柳營に於て、償金を差し遣はすことに、御評決相成候』
と答ふ、慶喜、大に驚きて、直ちに、急使を發し、
『償金は、決して、支拂ふべからず』
との旨を、閣老に申送る、左れども、意、尚、安んぜず、重ねて、遠州濱松より、大急使を發して、
『速かに、償金拒絶、條約破却の談判を、開始すべし』
との意を、長行に通ず、是に於て、長行、急に、交涉を開かんとす。
正直、忠義等、江戸と、京都との情意、相通ぜずして、其處置に窮し、病と稱して、出でず、時には、一人の閣老を見ざること、亦、之れあり、茂德、終に獨斷を以て、太田備中守道淳を、閣老に任ずるに至る。

今は、東西の意志を、融合するの要あり、茂德、慶篤等、相謀りて、
『生麥事件は、其曲、我れに在り、先づ、其償金を、英國公使に渡し、然る後、通商拒絶の談判を開くを、順序とす、此儀、京都に、奏聞すべし』
との議を決し、茂德、其任に當る、乃ち五月三日を以て、早々、江戸を發す。
此日は、償金を交附すべきの日なり、先づ、此處置を付けざるべからず、長行、英國に交涉する所あらんと欲し、正直、忠義に、連署を求むれども、二人、拒んで應ぜず、長行、乃ち單獨を以て、
『英國公使に會見して、償金延期の旨を交涉し、且、條約破却談判の期日を、決定すべし』
との旨を神奈川奉行淺野伊賀守、山口信濃守に訓令す、二人、直にニール大佐を、訪問して、其旨を通ずれば、ニール、勃然として、色を變じ、
『一旦、證書まで、提出せられながら、今日に至りて、俄然、變改せらるゝこと、不信も、亦、太甚し、此上は、

我れに、決意あり、閣老にもせよ、何人にもせよ、最早、面會の要なし』

と答へて、斷然、交渉を拒絶し、示すに、開戰の決意を以てす。

二三九　英國償金問題（三）

淺野伊賀守、山口信濃守の二人、急使を馳せて、江戸に報ずれば、閣老、

『左らば、防禦の手筈を、調へずては、叶ふべからず』

と思惟し、四日、

英夷一件、追々、切迫に及び候に付ては、模様により、今晩にも、兵端を開き候儀も、之れあるべく候間、其心得を以て、人數を出だし、警衛場所、嚴重手當、之れあるべく、尤も差圖に及び候まで、卒忽の擧動、之れあるまじく、萬一、家來、下々に至るまで、心得違ひのもの、之れあるに於ては、嚴重の處置致さるべく候、右の趣、海岸御警衛の面々へ、早々、相觸れらるべく候事。

との令を發して、海岸警衛の諸侯に、警戒するところあり、

今晩にも、兵端を開かんも、測るべからずと聞きては、市民、復た恟々として、安き心もあらず。

攘夷の期限は、此月の十日に在り、慶喜、又も、途中より、急使を發して、其以前に、通商拒絶の談判を開始すべき旨を、長行に命ず。

後見職の命令、背くべからず、長行、急に、談判を開かんとす、水戸の家老武田修理は、水戸の獨力を以て、此大任に當るを欲せず、

『後見職の御歸着も、眼前に候、其以前に、談判を開かんこと、然るべからず、宜しく、十日以後に、開かるべし』

と反對して、聞き入れず、長行、爲めに、躊躇すること、一兩日。

左れども、慶喜の命令、默止すべからざるを思ひ、八日、急に軍艦に乘じて、品川を發し、其翌九日、神奈川に、上陸して、旨を信濃守、伊賀守の二人に授け、英國代理公使に對して、談判を開くこと再三。

ニール大佐は、今は、償金の事には、一言も言及せず、口

を極めて、日本の不信不義を攻撃す、

『日本は、信義の國とこそ、承はりつれ、此度の言動、何處に信義の實が存する、我れより見れば、盡く、不義なり、不信なり、余は、日本の行爲を、世界各國に訴へて、其背信、悖義の擧動を攻めんと欲するなり』

と陳べて、萬丈の氣焰、當るべからざるものあり、長行、伊賀守等より、此狀況を聞きて、心機、忽ち、一轉せり、

『我國は、古來、信義を重んじて、未だ曾て外國の侮を受けず、然るに、償金の一事よりして、無上の惡聲を蒙むり、爲めに、國辱を招き、國光を傷つけんこと、實に、千載の一恨事なり、此上は、先づ、償金を、彼れに與へて、我が面目を拂拭し、然る後、通商拒絶の談判を開かん、償金を與へんことは、尾張家、水戸家を始めとして、同僚一同の主張するところ、我が專斷に似て、專斷にあらず』

と思ひ返し、終に、獨斷を以て、償金を支拂ふと同時に、別に、書面を以て、近日、通商拒絶の談判を開くべく旨を通告す、何ぞ計らん、水戸中納言慶篤は、慶喜の書を得て、其意見を一變し、此時、既に、

英國へ、生麥村一件に付、金子三十萬兩遣はすべき示談も、關東に於て、之れあり候へども、京都の思召にも叶はず、島津三郎も、不承知の由、夫故、金子相渡さゞる樣、決定仕り候、以上。

との書面を、鷹司關白輔熙に宛てゝ、發送し居たらんとは。外人は、忿滿せり、激家は、激昂せり、事局は、更に愈〻困難に陷いれり。

二四〇　英國償金問題（四）

五月八日未の刻、慶喜、神奈川驛に着し、奉行、淺野伊賀守、山口信濃守を召して、英國交涉の狀況を問へば、二人、

『先月中、償金を支拂ふべき旨、御老中連署の證書を、差遣はされ候ひしに、當月三日の期日に至り、小笠原圖書頭殿より、御差圖之れあり、我等兩人より、延期の旨を、申入れ候ひしに、英夷の忿激、以ての外に烈しく、直に開戰も仕兼ねん權幕に候へば、唯今、佛蘭西人を賴みて、尚、掛合中に候』

との旨を答ふ、慶喜、始めて、事の切迫せしを知り、
『然らば、一切、償金を相渡すべからず』
と命令すれば、二人、
『若し、左あらんには、今晩にも、開戰に立ち至り候はん、其時に至らば、假令、我等より、差遣はさずとも、必定、他より、遣はす人の候はん』
と答へて、取り合ふべき色もあらず、慶喜、重ねて、
『此度、愈〻外夷に對して、通商拒絶に及ばん筈なり、各〻手嚴しく、談判に及んで、我が目的を貫かんやう、粉骨候へ』
と命ずれば、常に、外人に接して、其事情に通ずる兩人、
『御後見職には、如何なる仔細を以て、攘夷の御請けに及ばせられ候やらん、今時、左樣なる事の、出來得られん筈は候はざるに』
と答へて、稍〻激昂の色あり、慶喜、具さに、京都の事情を告げて、
『攘夷は、叡慮より出でゝ、滿廷、盡く奉行せんことを期すれば、將軍家に於ても、餘儀なく、御請けに及ばせ給へり、若し、此儀、實行せざるに於ては、第一、將軍家の御職掌も、相立たざる次第、此邊の事情、能く〳〵、熟考すべし』
と諭せば、二人、
『若し、開戰の曉に至らば、皇國の前途、如何に成り行くべしと思召され候や、將軍の御身も、御身に候へども、御國の滅亡を招かん如きの事は、我等の甚だ懸念に堪へざるところに候』
と答へて、更に、承諾すべき氣色も見えず、二人、更に、江戸の大勢、償金の支拂ひに決せることを語り、
『京都の形勢は、如何に候はんとも、江戸に於ては、今時、攘夷など申さんものは候はず、萬一、左樣の儀を仰せられ候はゞ、御身の上こそ、心元なう候へ』
と諷す、京都に比すれば、其形勢、天地の差あり、對談、一時に及びて、既に申の刻を過ぐ、二人、又、
『圖書頭殿には、軍艦にて、急に、御上京相成るべき筈なりと承はる、今日あたり、品川御出發の御都合に候』
と語れば、慶喜、益〻江戸の事の心元なく、九日、歸府の豫定を變じて、直に神奈川を發し、川崎宿より、近臣數人と與に、押切船に乘じて、漕ぎ付け〳〵、其夜の二更を以て、江戸に着す。

二四一　英國償金問題（五）

其翌九日、慶喜、早々、登城して、閣老を召集し、具さに、京都の狀況を語り、
『攘夷は、當今の叡慮に出でゝ、開港は、最も堂上の意見に反す、大樹公、事情餘儀なく、攘夷の御請けに及ばせられて、我れに、其全權を委ねさせらる、其御書、此れに在り』
と告げて、其證書を示し、
『此上は、速かに、條約拒絶の談判に及ばざるべからず、各〻にも、其心得を以て、力を盡さるべし』
と命ずれば、閣老等、
『若し、今日、攘夷を行はせ給はんには、皇國は、忽ち、滅亡仕つり候はん、左樣なる無謀の仰せは、御請け仕つりがたし』
と答へて、命を奉ぜず、果然、神奈川奉行の言の如し、慶喜、重ねて、
『若し、攘夷を行はずんば、天勅、君命、兩つながら、相背くに至らん、斯くても、御請け致されざるか』
と諭せども、閣老等、冷然として、
『天勅にも致せ、君命にも致せ、攘夷は、皇國の御爲めに、然るべからずと存ずればこそ、我等は、御請け仕つらずと申すにて候へ、御後見職に於て、強て、攘夷を行はせ給はんとならば、其は、別段の事に候』
と答へて、應ぜず、イザと言はゞ、辭職せんとするの色を示す。
京都と、江戸との意見、全然、背馳して、一致せず、慶喜、雙方の間に、板挾みとなりて、復た奈何ともすべからず。
慶喜、長行の尚ほ神奈川に在るを聞きて、之れを召還し、十二日を以て、重ねて、評議を開く。
慶喜は、長行の專斷を以て、償金を與へたるを聞きて、其意外に驚き、長行は、慶篤の償金を與へざる旨、鷹司關白に報じたるを聞きて、亦、其意外に驚く、事局多艱の時は、

百事、豫期に反することのみ多し。

慶喜、又長行の條約破棄の通告に對して、外人の激昂、甚だしと聞き、

『到底、通商拒絕の事、行はれずんば、先づ、長崎、箱館は、其儘に差措き、横濱鎖港の事を、交渉すべし』

と命ずれば、閣老等、

『其談判は、圖書頭に、御一任あらせられ候へ、今日の形勢、攘夷などの到底實行し得べきものには候はず、飽までも、開國の方針を取つて、進まんこと、御國の御爲めに候なり、御後見職に於ては、此儀、御建白の爲め、至急、御上京ありて、然るべし』

と述べて、其命を奉ぜんとはせず、慶喜、

『然らば、書面を以て、各〻の意見を、申出でらるべし、我れ、熟讀の上、如何にもと存ずれば、直に上京して、建白すべし』

と命ずれば、一同、

『書面とは、迷惑に候』

と答へて、逡巡す、慶喜、

『迷惑と申すことあるべからず、急々、書面にて、差出すべし』

と嚴命すれば、一同、漸く承諾の意を表す、左れども、意見書を提出するもの、終に、一人も之れあらず、後見職の命令、今は、泡よりも輕し。

二四二　英國償金問題（六）

五月十日は、既に來れども、攘夷決行の事に關して、江戸よりは、未だ何等の報告も、達せず。

十六日、國事掛の諸公卿、相謀りて、幕府に督促するに決し、傳奏の名を以て、書を尾張前大納言慶勝に贈りて、

『外夷拒絕の事は、當月十日を以て、期限となせるにも拘はらず、今以て、其報告なきは、怪しむべし、速かに、催促ありて、然るべし』

との旨を促がす、左れども、慶勝、未だ此れに報ぜず。

將軍家茂、十一日を以て、大阪より歸り、十八日、參內して、親しく、攝海の防備狀況を奏し、慶勝、容保、亦、扈從す、此時、國事掛の諸公卿、及び議奏、傳奏等、又慶勝に向ひて、

『攘夷決行の報告、未だに達せざるは、如何なる仔細に候ぞ』

と詰る、慶勝、

『攘夷決行の事は、再三、申遣はすと雖も、今に、何等の報告にも接せず、重ねて、急使を下し置き候ひぬ、今日に及ぶも、尚、宸襟を惱まし奉つること、恐懼の至りに堪へず、此上は、大樹自身、馳せ下りて、親しく、指揮するの外は候はず、速かに、東下の勅許を賜へ』

と答へ、更に、書を鷹司關白輔凞に贈りて、此意を述ぶ、左れども、將軍の東歸は、主上の望ませ給はざるところ、諸公卿、

『大樹公去留の事に就ては、今、議するに及ばず』

と答へて、復た敢て迫らず。

江戸に於ては、慶喜、諸閣老に、意見書の提出を命じてより、數日を經れども、終に、一人の提出するものもあらず。攘夷を行はんとすれども、得ず、行はざらんとすれども、又得ず。

時に、慶喜の獨り東歸せしことに關して、種々の流言あり、或は、

『一橋殿の將軍家を措きて、唯一人、歸府せられしは、全く、專斷の處置を行はん底意なり』

と評するものあり、或は、

『一橋殿の攘夷を御請けに及ばれしは、畢竟、自ら、取つて代らん下心に、相違あらず』

と疑ふものもありて、其命令、更に益〻行はれず、左なきだに、窮地に立てる慶喜、之れを聞きて、胸、安からず、終に、

聖旨を奉じて、東歸仕り候も、全く、勝算、之れある譯にては御座なく候、綸言、汗の如く、幕意、又背く可からざる故、只々、關東有司と共に、討死仕るべき心底にて御座候處、閣老、幷に大小の有司、同心仕り候もの、一人も、之れなく、臣の胸中、禍心を包藏仕り候由、横議を生じ、衆心、不服にて、嫌疑に相艱み、勅旨、貫徹仕り候事、中々以て、相成らず候、抑〻關東有司の情實、幷に宇內の形勢、相察せず、短才無智の身を以て、重大

の攘夷奉命仕り候段、恐懼の至りに堪へず、天朝に對し奉つり、誠に以て、恐入り奉つり候、且、幕意に背き候段、重々、相濟まざる儀に御座候、之に依て、謹で罪を待ち奉つり候、出格の御垂憐を以て、當職御免に相成候樣、天皇の御內奏、伏して、願ひ奉つり候、誠惶誠恐、頓首々々。

との辭表を、關白に呈し、水戸中納言慶篤も、亦、攘夷目代の任を辭して、其邸に籠居す。

二四三　長州の攘夷

英國償金問題、未だ全く落着せず、長州に於ける外船砲撃事件、亦、起る。

長州の世子毛利長門守定廣、京都に在り、諸國浮浪の徒を招致して、邸內に置き、或は、木屋町蹴上の商家を購ひて、之れを置く、定廣、又祇園の梅尾亭、若くは、清水の曙亭に微行し、置酒して、其徒を慰む、島津三郎久光の、目して、匹夫と言ふに反して、定廣の待遇、甚だ渥し。

四月二十日、定廣の十個條の上書を呈して、國に歸るや、浮浪の徒、何時しか、姿を失して、京都に留まるもの、甚だ少なし、人、其何の故たるを知らず、計らざりき、攘夷の爲めに、密に長州に下りたるものならんとは。

長州侯毛利大膳大夫慶親、赤間ヶ關を始め、要所々々に、砲臺を築きて、本藩の兵を配し、支藩の兵と與に、守備せしむ。

五月十日申の刻、會〻外國の商船、瀨戸內海の方より、來りて、田の浦の沖合に泊す、赤間ヶ關の守兵、之れを偵察して、其米國の商船たるを知る。

此日は、江戸にて、攘夷を決行すべきの日なり、本藩の士、及び領主府中侯毛利左京亮元周の家臣等、相謀りて、

『幕府攘夷の期は、今日に在り、我れ、亦、攘撃せざるべからず』

と決し、直に、小舟を派して、米船の狀況を窺ふ。

米船の錨所は、豐前國田野浦に近きところに在り、砲臺を去ること、遠くして、砲彈、或は其地に達せざらんとす、乃ち軍艦を進めて、之れを砲撃するに決し、夜に入るを待ちて發す。

時に、梅雨冥濛として、弦月、光なく、夜色、昏黑にして、西東を辨ぜず、天邊の啼鵑、時に、不如歸を叫べども、米船、尙、其地に在り。

長艦、米船の舷燈を目標として進み、近づく儘に、砲門を開く、一發、二發、三發、四發、且つ込め、且つ放つ、轟轟たる砲聲、天地に響きて、海若、爲めに驚く。

米船、不意の襲撃に會うて、震駭し、倉皇、錨を拔きて、遁がれ去る。

慶親、乃ち書を上つりて、此由を、奏聞すれば、激派の公卿、手を額にして、相慶し、直に、

當月十日夜、亞米利加船、長門國豐浦郡府中に、碇泊之れあり候處、大砲數發、相投じ候趣、叡聞に達し候處、兼て布告之れあり候拒絶期限、相違なく、速かに、掃攘に及び候段、叡感、斜ならず候、向後、勉勵之れあり、皇國の武威を、海外に輝かすべき樣、御沙汰に候事。

との賞狀を賜ひ、尙、幕府に對して、

今般、長州に於て、攘夷の事、叡感、斜めならず、長州、豐饒と雖も、疲弊、量りがたく、之れに依つて、助成として、米十五萬俵、金五萬兩、幕府より、差遣はし候樣遊ばされ度く、御沙汰の事。

との旨を達す、激派狂喜の狀、歷々、睹るが如し。

慶親、之れを榮として、爾來、頻りに、外船を砲撃するに

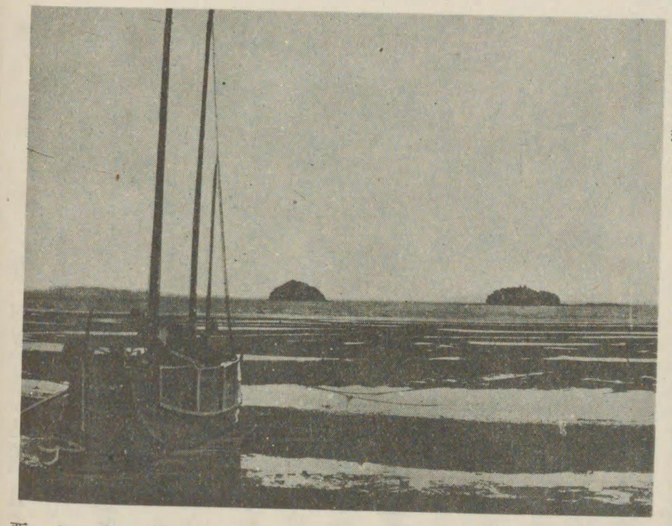

長府沖
長府は長門國豐浦郡に在りて舊名を府中と曰ふ毛利氏支族の居館あり外船と砲戰せしは此あたりの海上なり圖中の二小嶼は滿珠島千珠島なり

至り、外事、又更に、一の紛糾を加へ來る。

二四四　公知の暗殺

外事紛々たる折柄、更に、禁垣内に於て、一椿事あり、姉小路少將公知の横死、卽ち是れなり。

公知は、激派公卿中の錚々たるもの、三條中納言實美に亞ぐの勢力あり。

五月二十日、會〻禁中に於て、重要の評議あり、公知亦、與かる、夜の二更に及びて、始めて、退出す、下僕、提灯を携へて、先づ進み、公知、此れに次ぐ、家臣金輪勇は、刀を捧げ、吉村右京は、沓を持ちて、俱に、後より從ふ。

朔平門外を過ぎて、將に猿ヶ辻に掛からんとす、三兇漢あり、突如として、溝中より、躍り出で、眞先の一人、矢庭に、刀を揮うて、家僕の提灯を斫つて落す、下僕、アッと、叫びも敢へず、其儘、宙を飛んで、邸に還る。

一人、亦、刀を揮うて、公知に斫つて掛かり、一刀、忽ち、サッと、胸部を掃ふ、公知、軀、小なりと雖も、心、剛なり、痛手にも屈せず、太刀、太刀と、呼ぶこと二たび、金輪勇、刀を携へたる儘、早や、逃げ去りて、影もあらず。

兇漢、得たりと、又疊み掛けて、斫つて掛かる、刀光、暗を破つて、陸離として晃く。

公知、笏を以て、ハッシと受く、笏、切れて、頭を傷く、公知、尚、屈せず、ムヅと、兇漢の腕を攫めば、兇漢、刀を棄てゝ、逃げ去る。

他の二賊、右京と闘ふ、右京の勇氣、當りがたく、亦、終に遁がれ去る、右京、敢て追跡せず、公知を肩に掛けて、邸に歸る。

家人、變を聞きて、大に驚き、馳せて、門外に出づれば、公知、兇漢の刀を、杖つきつゝ、歩み來る、乃ち扶けて、内に入る。

公知、蹌めきつゝ、玄關に來り、刀を投げ捨てさま、一聲高く、無念と叫んで、忽ちに息絶ゆ、家人、秘して、喪を發せず、翌二十一日、公知の名を以て、

昨夜亥の刻頃、退出懸け、朔平門東の邊にて、武士體のもの三人、白刃を以て、不慮に、狼藉に及び、手疵相負はせ、逃去り候に付、直に歸宅療治仕つり候。

但し、切付け候刀は、奪取り置き候、依て、此段、御屆申入置候へば、急に御通達、嚴重、御吟味願入存候、以上。

との旨を、屆け出づ、主上、宸怒あらせ給ひ、傳奏野宮宰相中將定功を以て、必ず、賊を穿鑿すべき旨を命じ給ふ、幕府、乃ち令を諸侯に下して、兇徒の物色に力む。

此夜、學習院の門扉に、左の張紙をなせるものあり、

轉法輪三條中納言

右の者、姉小路と同腹、公武御一和を名とし、實は天下の爭亂を好み候ものに付、急速、辭職、隱居致さゞれば、旬日を待たず、天誅を加へ、殺戮せしむべき者也。

既往に於ては、專ら幕府に諛ひしものを、暗殺せしに、今は、乃ち幕府に反抗せるものを、暗殺せんとす、激派の公卿、皆、震駭せざるはなし。

朝廷、急に土州、熊本兩藩士、各〻十人を以て、實美の邸を護らしめ、尚、諸侯に命じて、九門の内外を、警衛せしむ、卽ち淸和門は土州、寺町門は熊本、堺町門は長州、下立賣門は因州、石藥師門は阿州、東門は藝州、南門は米澤、北門は中津、日の門は大垣にして、唐門、西門、御所門は、會津、及び所司代の守衛と定む。

容保の館は、黒谷に在り、禁闕を距ること、遠くして、緩急、相應ずること能はず、禁門附近に、兵を置かんことを請へども、允されず、今回の事あるに及び、再び書を鷹司關白、中川宮、及び傳奏に呈して、兵を禁垣内に置かんことを請ひ、直に、允可せらる。

是に於て、始めて、九門内に、其兵營を置くを得たり。

二四五　兇漢の探偵

姉小路少將公知は、激派の領袖なり、其暗殺せられしと聞くに及んで、諸國の志士は、皆、憤激せり、就中、其仇を復せんとまで、絶叫せるは、土州の志士なり。

土州の志士土方楠左衞門は、常に、公知の門に出入す、此日の朝、肥後の同志山田十郎と與に、公知の邸を訪へば、既に參朝して在らず、午後、重ねて、訪問すれば、尚、歸邸せずして、又會はず、夜深に及んで、同志の一人、跡見重威なるもの、馳せ來りて、

『姉小路殿は、暗殺せられたり』
との旨を報ず、楠左衛門、大に驚きて、
『ナニ殺られしとや』
と言ひも敢へず、蹶起して、姉小路邸に、馳せ到れば、三條中納言實美以下、來り弔ふもの、少からず。
楠左衛門、公知の携へ歸りし兇漢の刀を取つて、一見すれば、確かに、薩摩風の拵へなり、
『扨は、下手人は、此邊にこそ』
と察し、密かに、同志の士にも告げて、此方面を、探偵せんとす。
土佐の參政吉田元吉を暗殺せし同國の志士那須信吾は、薩州邸に潜伏して、能く薩人の事に熟す、二十二日の夜、密に、姉小路家に到りて、彼の刀を撿し、忽ち、愕然として、
『此刀は、確かに見覺えあり、正しく、薩州人田中雄平の常に帶せしものなり』
と語る、其製を檢すれば、薩摩の刀工奥和泉守忠重の作にして、其柄に「藤原」緣に「鎭英」の二字を、金にて嵌入す、鎭英とは、雄平の實名なり、加ふるに、現場に遺留せる木履あり、亦、薩人州の好んで用ふるもの。
今は、愈〻疑ふべからず、此上は、先づ、雄平の踪跡を、探索せんと決し、新吾、及び土州の志士井原應輔の二人、其任に當る。
新吾、相識れる薩人に就て、それとなく、雄平の居所を問ひ、其東洞院蛸藥師東側小森織之助の持家に、仁禮源之丞、及び其僕太平と與に、寓居せる事を聞きて、其旨を報ず、當夜の兇漢も、三人にして、此處に同居せるものも、亦、三人なり、一同、
『此三人こそ、愈〻當夜の兇漢に、相違あらじ、疾く捕縛すべし』
と意氣込む、土州の志士吉村寅太郎、暫しと制して、
『兎も角も、先づ、雄平に相違なきや否やを、突き留めん』
と告げ、自ら裸體に菰を被りて、非人の體に扮し、每夜、其入口に露臥して、雄平の出入を偵ふ。
二十五日、寅太郎の偵察、其功を奏して、愈〻雄平に相違なき旨を報ず、楠左衛門、

『然らば、愈〻捕縛すべし、左れども、町奉行の手にては、取逃がさんも、知るべからず、會津藩の手を借るに若くべからず、宜しく、傳奏衆より、證據を示して、其旨を通達すべし、然らざれば、容易に、承引すまじ』
と發言すれば、衆、此れに從ひ、直に姉小路家より、兇漢の刀、及び木履を證據として、其旨を、國事掛に、訴へ出づ。

二四六　嫌疑者の引致

此夜、深更に及びて、傳奏坊城大納言俊克より、黒谷の館へ、使を送りて、
『公用人一人、卽刻、出頭あるべし』
との旨を申來る、外島機兵衛、何事にやと思ひて、卽刻、參邸すれば、俊克、
『姉小路少將を、殺害したるものは、薩州人田中雄平と申すものなり、雄平と同宿するもの、二人あり、必定、其連累ならん、速かに、搦め取るべし』
と命ず、機兵衛、
『それには、證據の候や』
と問へば、俊克、
『如何にも、證據あり、兇漢の捨て去りし刀は、此月五日頃まで、雄平の帶せしものなることは、土州人、及び長州人の知るところ、現場に脫ぎ棄てし木履も、亦、薩州人の好んで用ふるところ、旁〻其證據、充分なり』
と答へ、三條中納言實美も、又々、同樣の事を告ぐ、機兵衛、
『然らば、兎も角も、其由、歸つて、肥後守に、申聞け候はん』
と答へて、辭し去り、歸りて、此旨を復命すれば、容保、
『左らば、直に逮捕せよ』
との命を下す、物頭安藤九右衛門、部下の足輕を率ゐて、公用人外島機兵衛、松坂三內、廣澤富次郎と與に、東洞院蛸藥師の小森織之助方に向ひ、番頭井深茂右衛門、亦、半隊を率ひて、不時に備ふ。
九右衛門、足輕を以て、家の周圍を包み、機兵衛等、刺を通じて、對面し、具さに、朝旨を傳へて、雄平、源之丞、

及び太平の三人を、坊城邸に、連れ歸る、傳奏、雄平等を、會津藩に預けんとす、機兵衞、容を正して、

『守護職は、罪人を預かるべきものには候はず、且、預かるべき場所とても候はず』

と固辭すれば、傳奏、復た強ふること能はず、

『然らば、町奉行所にて、預かるべし』

と命ず、町奉行附の與力、同心等、深く恐怖し、會津藩兵の同行を求めて、護送し歸る。

雄平の宿所は、薩州邸を距ること、僅かに一町ばかりの所に在り、薩邸の人々、それと聞きて、馳せて、蛸藥師の宅に到れば、雄平等、既に會津藩士の爲めに、引致せられて、在らず、薩邸の留守居役内田仲之助、聞いて、大に怒り、伊勢勘兵衞と與に、馳せて、黑谷に到り、

『一應の御掛合もなくして、擅まゝに、我が藩士を、捕縛せられしは、何故に候ぞ、其仔細を承はらん』

と詰る、意氣、特に激す、機兵衞、出でゝ對面し、

『天朝の特命は、捕縛せよと申すに在り、これに繩を打たんとても、苦しからず、左れども、武士は、相身互に

候、弊藩、武士道を重んじて、敢て、苛酷の處置を行はず、篤と、朝命の在るところを諒して、同行を求めたり、貴藩にして、此命を受けらるゝも、其取らるゝ手段、此外には出で候まじ』

と答ふれば、仲之助、意、始めて釋け、深く厚意を謝して、辭し去る。

此日、町奉行所に於て、雄平を鞫す、忽ちにして、一椿事、湧き起る。

二四七　嫌疑者の自殺

町奉行の與力、同心、雄平等を、拉し歸れば、町奉行永井主水正尚志、直に、白洲に引出して、尋問を行ふ。

雄平、態度、自若たり、何を問へども、首を掉つて、唯、知らず、存ぜずと答ふるばかり、一言も、口を開かず、兇漢の刀を、突き付けて、

『然らば、此刀に、見覺えあらん』

と詰れば、雄平の眼は、ギロリと見めく、突と、猿臂を伸ばして、其刀を取ると齊しく、ヅブリと、腹に突き立て、

更に、喉に突き立つ。

側に控へし與力、驚きて、刀を奪ひ取り、醫師を招きて、治療を加へしも、効なく、終に空しく息絶ゆ。

尋問は、是れにて、中止せられ、源之丞は、薩邸に預け、太平は、米澤藩に預く、數日を經て、太平も、亦、逃亡す、幕府、町奉行の怠慢を咎めて、尚志以下に、閉門、若くは、謹愼を命ず。

世上の嫌疑は、薩藩に集まれり、激派の公卿は、憤懣し、諸國の志士は、激昂す。

朝廷、特に、在京諸藩の代表者十八人を、寺町清淨華院に集めて、薩藩の處置を議せしむ、土方楠左衞門、先づ、口を開きて、

『場所柄をも辨へず、斯かる狼藉に及べるもの、其罪、朝敵に同じ、宜しく、薩藩を、九門外に、排斥すべし』

と主張す、久留米の志士眞木和泉守、此れに反對して、

『薩州は、大國なり、正義の士、亦、乏しからざるべし、今回の事たる、唯、重役共の不心得と言ふに過ぎず、之れを以て、薩藩の君臣一同に、恥辱を與へんこと、然るべからず』

と言ひしも、一座、此れに耳を假さず、皆、楠左衞門の說を贊す。

是に於て、薩藩の乾門の警衞を免じ、松江侯松平出羽守定安をして、此れに代はらしめ、薩州人の九門内の通行を禁ず、長州人、是れより、益〻我物顏に振舞ふ。

然るにても、雄平は、果して、眞の兇行者なるや否や。

一夜、雄平、祇園新地の妓樓に遊びて、賊の爲めに、其刀を偸み去らる、今回の兇漢、此刀を以て、公知を暗撃せしのみならず、特に、木履と與に、現場に棄て去りしもの、罪を他に嫁せんとするの猾策なるや、疑ふべからず、雄平、其冤を辯ぜんとすれば、刀を奪はれたるの恥辱、世に顯はるべきを、奈何にせん、是れぞ、藩風を重んじて、自殺せしものなるべしとは、當時、既に、傳說せしところ。

公知の攝海視察として、兵庫に下りし時、幕臣勝麟太郎、特に、公知を、軍艦に招きて、其裝置の機巧を示し、且、海軍の必要を說く、英才の公知、爲めに、大に發明する所あり、攘夷の遽かに行はれがたきを思ひ、京都に歸りて、

窃かに、其旨を奏上す、事、漏れて、浮浪の徒に疾まれ、終に、此惨禍に逢へるなりとは、又當時、窃かに、傳說せしところ。

前後の形跡より察すれば、兇漢は、狡智に富めるものなるを知るべく、三條中納言を、恐嚇するの貼紙をなせる如き、亦、犯跡を眩ますの所爲たるや、知るべし。

二四八　圖書頭の上京（一）

姉小路少將公知の横死に膽を冷せし諸公卿、今や、更に、一大恐怖に襲はれぬ。

六月二日、容保、急召に依りて、早速、參內すれば、傳奏、最と遽たゞしげに、勅旨を傳へて、

『小笠原圖書頭、決するところありて、上京せんとす、早々、兵を遣はして、途中に支ふべし』

との命を傳ふ、恐怖の色、面に溢る、容保、事の由を知らず、徐かに、

『決するところとは、何事に候ぞ』

と問へば、傳奏、

『死を決して、京都を侵さんとするなり、既に、海路、上京の途に在り、早々、手配あるべし』

と命ず、承久の不祥事、復た起らんことを、恐るゝものゝ如し、容保、聞きて、莞爾として笑ふ、

『圖書頭の上京を止むるに、何の兵力に及び候べきや、唯、一介の使を派すれば、其れにて、事は足り候はん、圖書頭は、決して、命に違ふものには候はず、萬一、不慮の事ありとも、容保、其爲めにこそ、斯くて候へ、決して、叡慮を勞せらるゝことあるべからず』

と答へ、且、

『然るにても、何者より、左樣の儀を、言上候やらん、甚だ不審に候』

と言へば、傳奏、却て、容保の不審と言ふに、不審の色あり、

『然らば、此書を一覽あるべし、昨日、一橋中納言の使者梅澤孫太郎の、關白殿下に呈する所なり』

と告げて、二通の書を示す、一通は、一橋中納言慶喜の、鷹司關白輔熙に呈して、後見職辭職の理由を縷述せるもの、今一通は、水戸藩士梅澤孫太郎の、慶喜の命を以て、輔熙に具陳せる覺書の箇條なり、乃ち

一、小笠原閣老、威力を以て、公卿を取締り候積りにて、歩兵千人程、既に道中に在り。

一、神奈川奉行、一橋公へ申上候事。

一、小笠原閣老、京都より可笑しき書付來るとて、取合ひ申さず、公卿首刎云々。

一、小笠原閣老上京の儀は、開港說を申上げ、右御聞濟之れなき節は、公方樣を御連れ、歸府取計ひ候事。

一、關東申立通り、出來申さゞる節は、御所へ火を懸け、公卿方を縛り候積り云々。

一、薩長へ軍艦差向け、京師を屠り候事。

一、小笠原獨斷償金相渡し候事、且又同人一人にて、夷人と應接に及び候事。

一、一橋公天下を奪ひ候底意之れありと申觸らし候事。

一、若老酒井飛彈守引籠らせ候樣、二條御城より、御沙汰之れあり候處、小笠原閣老大立腹にて、其儘勤め置かせ、水野癡雲一同、乘船致し、京師へ罷越候樣、申觸らし、此節、横濱に滯船致し居り、舟中へ政府を開き、人選等の評議、之れあり候由。

一、小栗豐後、藥師寺等、罷出で候風說之れあり候事。

一、一橋公鎖港說を唱へ、御下向なれども、關東には、取合ふもの之なく、就ては、右等の徒を掃攘して、萬世永久の交易を結ぶ故、夫迄は、鎭靜致し吳れ候樣、夷人へ、小笠原閣老より、談之れあり候由。

とありて、一々、皆、意外の事にあらざるはなし、容保、心の中にて、

『萬一、此の如きの事あらば、江戸より、疾くに、將軍家に、急報あるべきに、更に、何等の報知なきを見れば、何かの誤傳ならん、左れども、後見職の使者として、關白に具狀するからは、堂上方の憂慮あるも、無理ならず』

と思ひつゝ、重ねて、

『此事、甚だ不慮に候、兎にも、角にも、圖書頭上京の儀は、決して、御懸念あるべからず』

と述べて、退朝し、直に、急使を發して、其由を、二條城に報ず。

二四九　圖書頭の上京（二）

既にして、江戸より、報告あり、長行上京の理由、漸く明白となる。

初め、長行、償金拒絕、條約破棄の命を受けて、折衝の局に當る、然るに、尾張、水戸の兩侯、及び閣老等は、皆、償金支拂の意見を、固執して、譲らず、終に、之れを交附すべき旨の文書を、英國代理公使に贈る。

既にして、長行、償金延期の事を、交渉すれども、英人、日本の反覆を怒り、不信不義を怒つて、一切、面會を峻拒す、長行、條約破棄の談判を開かんとすれども、復た得べからず。

是に於て、長行、先づ、償金を與へて、面會の道を開き、然る後、通商拒絕の談判を、開始せんと欲し、終に、獨斷を以て、償金を交附す。

長行の償金を交附せるもの、獨斷は、獨斷に相違なしと雖も、爾かも、亦、尾水兩侯、及び閣老等の意見に從へるもの、卽ち江戸の意見を實行せしに外ならず。

然るに、水戸中納言慶篤の、償金を交附せざる旨を上奏せしより、此事情を知らざるものは、皆、長行の衆議を排して、獨斷專行せるものと思はん。

事、是に至りては、長行たるもの、亦、大に其事情を辯明せざるべからず、長行、乃ち外國奉行井上信濃守清直、目付向山榮五郎、水野癡雲等を隨へ、軍艦に乘じて、海路、上京するに決す。

清直、榮五郎等は、皆、當時の俊才なり、長行の之れを從ゆるもの、大に外國交際の範例、宇内大勢の趨向を、縷陳して、鎖港攘夷の局面を、打破し、轉回せんと欲するに在り。

此事、固より、重大の問題なり、長行の意、死を以て、爭はんとするに在りと雖も、京都を屠り、公卿を縛せんとするが如きは、其夢だにも、想ひ到らざるところ。

偶〻幕府、攘夷決行の期に際し、將軍の從兵少なきを念とし、步兵騎兵數隊を、西上せしむ、恰も、長行上京の時に在りしを以て、圖らずも、長行兵を率ゐて、上京するとの流言虛説を生ぜしなり。

然るにても、此事、若し、門外漢ならば、或は、誤解をも來し、疑惑をも生ぜん、苟くも、後見職たるべき慶喜其人に在りては、事實の眞相を究めんこと、易々たるべきに、事、此に出でずして、却て、關白に内報したるは、何故なるべきぞ。

長行にして、意を決して、上京せんか、江戸の事情は、盡く、暴露せられん、慶篤の反覆も、慶喜の窘窮も、皆、有りの儘に、告白せられて、復た彌縫し、矯飾すべき由なからんとす、左ればこそ、長行の上京を沮止せんと欲して、此擧に及びしなれとは、當時、人々の皆推想せるところ。

幕府の有司は、早くも、其事實を知りしと雖も、激派の公卿は、何れも、其安危を憂ひて、意を安んぜず、京都の恐慌、日を經るに從うて、愈〻其度を加へ來る。

慶喜の鷹司關白に呈せし書翰の別紙に「別紙奉申上候、本文の趣、委細、梅澤孫太郎へ申含候事に御座候、其際に認兼候風説等は、同人より、御承知被遊候樣奉願上候、謹言」とあり、故に、梅澤孫太郎の勝手に述べし事も、慶喜の申含めしものと思はれしならん。

二五〇　圖書頭の上京（三）

既にして、長行、大阪に著し、直に、陸路入京すべきの報あり、激派の公卿、聞きて、色を失し、俄かに、傳奏を以て、

『小笠原圖書頭、着阪の聞えあり、急ぎ、其出京を差止め、枚方に於て、何分の御沙汰を待たせられ候へ』

との命を傳ふ、幕府、乃ち急使を發して、其上京を止む。

長行、既に、枚方を過ぎて、橋本に在り、此地に於て、始めて、其命に接したりと雖も、小驛にして、止宿すべき旅館なきを以て、餘儀なく、進んで、淀に到りて駐まる、激派の公卿、之れを聞きて、

『圖書頭の淀に來りしは、強て上京せんとの所存に相違なし、今は、愈〻一大事なり』

と恐れ顫き、閣老に對して、其抑止を促がすこと、益〻急なり、容保、會〻尾張前大納言慶勝の旅館に在りて、此事を聞き、

『然らば、容保より、差止め候はん』

と述べ、侍臣小野權之丞を召して、其由を命ずれば、權之丞、直に馬を驅つて、淀に馳せ向ふ、外島機兵衛、松坂三内、秋月悌次郎、廣澤富次郎の四人、亦、馳せ到りて、切に、其入京の不可なるを說く、長行、深く、容保の好意を謝し、且、色を正して、

『我れは、唯、將軍家の御前に出でゝ、天下の大事を論ぜんと存ずるのみ、此望みだに叶はゞ、假令、死を賜はるとも、敢て辭すべきにあらず、將軍家を差措きて、直に朝廷に建言するが如きは、我が思ひも寄らざる所なり』

と告ぐ、辭理、明白にして、復た一點の疑ひを容るべきなし、左れども、朝廷に於ては、尙、安き心もあらず、更に、幕府に命じて、上京の理由を、長行に糺さしむ。

六月五日、閣老水野和泉守忠精、自ら淀の旅館に臨みて、長行に尋問する所あらんとし、容保の家臣田中土佐、野村左兵衛、及び尾張の藩士水野彦次郎、水戸の藩士原市之進等、亦、從ふ。

土佐、左兵衛以下は、別室に居り、忠精一人、長行に面會して、上京の理由を糺せば、長行、

『重大の事件、切迫せし爲め、將軍家の御前に出でゝ、親しく、卑見を縷陳せんと存ずるもの、其席に陪せらるるは、妨げずと雖も、唯今、此席に於ては、陳述致しがたし』

と答へて、其尋問に應ぜず、忠精、止むを得ずして、起つて、歸らんとす、左兵衛、彦次郎等、

『若し、此儘、御歸りありては、使命を辱かしむるの恐れ候まじきか、強て御尋問あらんこそ、然るべけれ』

と諫むれども、忠精、

『此儀、我が力に及びがたし』

と答へて、其儘、立ち歸る、長行、自ら送り出でゝ、

『我れ、此地に於て、後命を待ち候はんも、若し、何の御沙汰なき時は、直に、入京候べし』

と述べ、期するに、若干日を以てす、忠精、歸りて、其由を復命すれば、將軍家茂、手書を、長行に賜ひ、大阪に退きて、命を待つべき旨を諭し、容保も、亦、小野權之丞を遣はして、勸告する所あり、長行、止むを得ずして、大阪に引き退く。

二五一　將軍の下阪

一橋中納言慶喜、上表して、後見職を辭し、水戸中納言慶篤、亦、目代を辭して、籠居するや、鷹司關白輔熙、攘夷の遽かに行はるべからざるを憂ひ、近衞前關白忠熙と議して、之れを議奏、傳奏、及び國事掛に謀る、朝議、乃ち

『後見職、其職を辭し、目代、亦、其任を辭するに於ては、誰れか、復た攘夷の局に當るものぞ、此上は、將軍家をして、東歸せしめ、速かに、攘夷の擧を、決行せしむるに若かず』

と決して、直に其由を奏す、主上、將軍家の東歸を喜ばせ給はず、五月二十九日、密かに宸翰を忠熙に賜ひ、大樹の京都に留まりて、公武一和、攘夷の實を擧げんことを、望ませ給ふ。

忠熙、乃ち宸翰を、尾張前大納言慶勝、及び容保に內示して、其意見を求む、容保は、始めより、將軍家の東歸を不可とするもの、直に、幕府の諸有司に、對面して、

『主上、切に、將軍家の滯京を望ませ給ふ、廷議、假令、如何に決定するとも、此際、將軍家の御東歸あらせ給はんこと、然るべからず、攘夷の目代の如きは、別に、其人を擇びて、可なり』

との意見を、陳述すれども、有司、皆、耳を傾けず、廷議、將軍の東歸を促がすに決すると聞きて、好機、逸すべからずとし、頻に、其歸府を勸めて、止まず。

會〻朝廷、小笠原圖書頭長行の處分に關し、傳奏を以て、

『小笠原圖書頭以下、今度、上京の仔細、容易ならざる情態に相聞え候、過日以來、詰問之れあるべく、老中へ仰付けられ候へども、最早、其儀に及ばず、圖書頭以下、急速、罪科に處すべき御沙汰に付、一兩日中、其處置之れあるべき事』

との御沙汰あり、是れぞ、慶喜の言に、信を置きて、尋問の要なしとするもの、幕府の有司、相議して、

『圖書頭の理非を、糺彈し、罪案の正否を、審判せんには、將軍家、親しく、御下阪あるに若くべからず』

と決す、將軍家茂、此議を容れ、六月三日、親しく、參內して、其由を請ひ奉つれば、朝廷、亦、直に許可あらせ給

ふ。

容保、早くも、有司の眞意、大阪より、海路、直に歸東するに在るを察し、辭理を盡して、下阪の不可なるを諫め、容保の家老横山主稅等、亦、登城して、西下の不要なるを論ず、左れども、諸有司、其他意なきを辯じて、敢て、之れを容れず。

越えて八日、將軍家茂、二條城を發して、大阪に向ふ、閣老以下、諸有司、皆、此れに從ふ、發するに臨み、家茂、特に、容保を、其居室に延見し、手づから、延壽國資の刀を賜うて、積日勤勉の勞に報ゆ。

家茂、大阪城に入るや、直に、長行の職祿を剝ぎて、城中に幽し、井上信濃守淸直、水野癡雲等に、謹愼を命じ、長行に、上京の理由書を、提出せしむ。

十二日、長行、理由書を提出して、審かに、其事情を辯ず、紛々たる評說の如きは、全然、捕風捉雲の談に過ぎず。

二五二　將軍の東歸

容保の煩眼、誤まらず、幕府の有司、大阪より、海路、直に、歸東せんと欲す。

主上、切に、將軍の滯京して、公武一和の實を擧げんことを望ませ給ふと雖も、三條中納言實美、德大寺中納言實則以下、激派の諸公卿、皆、速かに、攘夷の實を擧げんと欲して、將軍家の速かに東歸せんことを望み、復た叡慮の如何を顧みるものなし。

主上、再び宸翰を、近衞前關白忠熙に賜ひ、尾張前大納言慶勝をして、將軍家に代りて、攘夷の任に當らしめんことを、仰せ含めさせ給へば、忠熙、又之れを慶勝、及び容保に、內示して、將軍の東歸を止めしむ、容保、乃ち其家臣小野權之丞、松坂三內を召して、

『汝等、急ぎ、大阪に下りて、將軍家の、早々、御歸京あらんことを、勸め奉つれ、萬一、御東歸あらせ給ふに於ては、御袴の裾に縋りても、止め奉つるべし、是れ、皆、宗家の御爲めなるぞ、疾く往け』

と命ずれば、二人の感激、言ふばかりなし、固く、意を決して、大阪に、馳せ下り、諸有司の間に、奔走して、頻りに、將軍家東歸の不可なるを說く。

折りしも、外國奉行柴田日向守剛中等、江戸より、馳せ下りて、有司に對面し、

『曩に、小笠原圖書頭殿の條約破棄の旨を、通牒せられてより、外國使臣の激昂、大方ならず、通商の拒絕は、外交の通義に悖れる不法不當の行爲なり、宜しく、鼓を鳴らして、之れを攻むべしと、主張せざるはなく、加ふるに、去る五月十日、米國の商船、馬關海峽通過の際、長州人の之れを砲擊せしより、米國使臣、亦、大に憤激して、償金を要求し、萬一、荏苒、期間を空過せらるゝに於ては、斷然、戰端を開くべしと迫り、事態、極めて切迫仕つり候、江戸の市民、此由を漏れ聞きて、意を安んぜず、負擔奔竄するもの、陸續、踵を接して、其騷動、鼎の沸くに異ならず、殊に、旗本の有司は、將軍家の久しく滯京あらせ給はんこと、徒らに、關東の威嚴を損するの外、何の得る所とてもあらず、是が爲めに、却て、根本の紛擾を顧みられざること、其意を得がたし、此上は、我等、御迎ひとして、西上せんと、犇めき立ち、物議、日を逐うて、喧囂を極め候、宜しく、速かに、御東歸ありて、人心を綏撫あらせ給ふべし、然らずんば、臍を噛むとも、及び候まじ』

との旨を縷陳すれば、左なきだに、歸心、矢の如き諸有司、今は、何をか躊躇せん、下阪の主用たる長行の處置をも了せず、俄に、後事を、容保に託して、六月十三日、海路、歸東の事に決す。

權之丞、三內の二人、聞いて、大に驚き、倉皇、馳せて、大阪城に到れば、將軍家の駕、既に城を發す。

二人、駕に尾して、船中に到り、閣老板倉周防守勝靜に謁して、將軍家東歸の不可なるを極諫す。

左れども、頹瀾は、既倒に回すべからず、事、此に至りては、復た奈何ともなすこと能はず、勝靜、百方、二人を慰諭し、終に、手書を與へて、遣り還へす。

二人、悄然として、空しく、陸に上れば、輪船、早や、既に、波を蹴つて發す、一道の煤烟、曳いて、絲よりも細し。

此の處、宛然たる「蒸汽や出て行く烟は殘る殘る烟は癪の種」の光景。

二五三　供御の增進

將軍、既に、江戸に歸る、容保の、閣老より委託せられたる殘務十二ヶ條の其中に、

一、圖書頭助命の段、飽迄も、御周旋、願ひ奉り候、決して、同僚の私情を以て、申上げ候事に、曾て之なく、天下の爲めに、懇願に御座候、御家來へも、御內々之れあり度事。

一、十五萬俵、御增進の事。

の二項あり、小笠原圖書頭長行の處分に關しては、最も閣老の苦慮せるところ、途中より、書を飛ばして、再び死刑に處せられざらんことを求め來る。

容保、乃ち參內して、鷹司關白輔凞に謁し、閣老の調査書と、長行の答辯書とを呈して、

『篤と、此兩通の書を御覽あらせ給へ、圖書頭に於ては、只、將軍家に向つて、意見を陳狀せん爲めに、上京せんと仕つれるまでに候、是れ、閣老の本分にして、毫も咎むべき所候はず、先きの傳說の如きは、全く、根據もなき流言に過ぎず、幸ひに、御疑念を霽らせ給へ』

と述べて、少しも、飾るところなく、包むところなし。

事、既に、朝廷に關せず、朝廷より、之れを咎むべきの理なし、輔凞、亦、容保の率直にして、誠意ある辯解を聞き、

『實にも、申さるゝ通りなり』

と答へて、其意、忽ちに釋け、中條中務大輔信禮を、傳奏野宮宰相中將定功の許に遣はして、書類を示し、且、長行の咎むべき罪なき旨を通ずれば、定功、亦、

『月夜に釜を抜かれしとは、此事なり』

と語りて、復た追究せず、一時、滿廷を駭かしたる長行入京事件も、只、泰山の鳴動したるばかり、終に、一疋の鼠だに出でず。

十五萬俵御增進の事は、實に、容保の提議に基づく。

初め、容保の守護職として、京都に赴任するや、供御の御料、甚だ少なく、堂上の窮乏、亦、甚だしきを見て、心、窃かに、恐懼に堪へず、供御の御料を、增進あらんことを、幕府に進言す。

幕府の有司、京師の事情を知らず、此重要の問題に對して、

左まで、注意を拂はず、容保の再三建言するに及び、一時、金帛米穀を獻納せんとするの議あり、後、更に、年々七萬俵を增進するに決して、其由を、京都に內奏す。

國事掛の公卿、其額を寡少なりとして、體よく、之れを斥く。

事、以外に出づれば、幕府、一驚を喫して、爲す所を知らず、一時、其議を中止するに至る。

是に至りて、公卿、亦、悔色あり、勅旨を以て、堂上一般の俸祿を增さんことを策す。

左れども、少額を斥けて、多額を貪るの譏を得んことを恐れ、躊躇して、敢て發せず、此ところ「公卿も喰はねど高楊子」の氣味あり。

容保、委はしく、其內情を聞き知り、更に、十五萬俵を增進せんことを提言す。

幕議、未だ之れを實行するに及ばずして、會〻將軍東歸の事あり、乃ち其處置を、容保に託す、容保、亦、參內して、奏上すれば、此度は、忽ちにして、嘉納せらる。

容保奉公の誠意、始めて、貫ぬく。

二五四　長人の砲撃

長州人、一たび、米國の商船を、砲撃して、朝廷の御感に、預かりてより、爾來、矢鱈に、外船の砲撃を行ふ。

五月二十三日、佛國の商船一隻、馬關海峽を、通過せんとするを見て、復た之れを砲撃す。

越えて二十六日、和蘭の軍艦一隻、合島に碇泊し、其翌曉を以て、海峽を通過せんとす、長州の砲臺、之れを見て、轟然、空砲を放つこと二發、港內に繫留せる軍艦、亦、同じく八發の空砲を放つ。

蘭艦、演習なりと思惟して、意を加へず、何氣なく、其前面を過ぐ、長兵、それと見るより、海陸一時に、砲門を開きて、實彈を放つ。

蘭艦、始めて驚き、急に戰備を修して、破裂彈を發射すること數十發、其間に、辛くも、海峽を通過して、內海に航走す、蘭艦、敵彈を受くること二十一發、艦中、爲めに、死傷あり。

曩に、砲撃せられたる米國商船、橫濱に逃げ還りて、之を

米國軍艦に報ずるや、艦長、大に怒りて、長州人の暴行を糺さんと欲し、二十七日、横濱を發して、長州に向ひ、六月朔日正午、馬關海峽に達す、長州の砲臺、其艦影を、望み見て、忽ち、號砲を發すること二三發。

南岸は、航行自由なるも、砲臺の射界に入り、北岸は、海底淺近なるも、砲臺の死角に當る。

米艦、乃ち北岸に沿うて、驀然、港内に突入す、砲臺の長兵、頻りに砲撃すれども、皆、中らず。

港内の長艦二隻、進み來つて、砲撃す、米艦、猛然として、長艦の間に、突入し、右を撃ち、左を射る、彼我相距ること七八間、砲彈、銃丸、交〻飛んで、霰の如し。

米艦の一彈、忽ち、長艦の機關を、轟破すれば、長艦、見る見る、波底に沒す。

米艦、亦、數彈を蒙むりて、死傷あり、應戰少時にして、終に、危地の外に脫す。

此日、又英國商船を砲撃し、二日、佛國商船を砲撃して、其二隻を碎く。

三日、英國軍艦、士官を、上陸せしめて、其不當を詰る、長州の藩士、其粗忽を謝して、此れに一書を附す。

英國士官、之れを收めて歸る、長人、途中に要撃して、英人を殺し、書面を奪ふ。

英佛の軍艦、大に怒りて、其罪を問はんとし、五日寅の刻、長府の沖合一里の地に來る、長州の軍艦、又砲門を開きて、砲撃す。

英佛の砲彈は、其距離一里半に達す、忽ち、宍戸主膳、益田貢等の軍艦を撃碎し、更に、陸上の城壘、民家を轟撃し、兵火、諸所より起る、長兵、力、敵せずして退く。

英佛の軍艦、急に、陸戰隊を編制して、箱原港より、上陸し、大砲を發射して、砲臺を碎き、長兵を破る、陸上、爲めに、焦土と化し去らんとす、長兵、大に憤激し、亦、大砲を率ゐ來りて、奮戰し、終に敵兵を斥く。

英佛の軍艦、尋で、此地を去る。

長人、今回の敗衂を以て、罪を小倉藩の應援せざりしに歸し、使者を遣はして、詰問すること數回、終に、之れを朝廷に訴ふ、廷議、擬するに、違勅の罪を以てす。

小倉侯小笠原大膳大夫忠幹、家臣を上京せしめて、其救解を、容保に乞ふ、容保、

『異船の通行を見て、直に、砲撃するは、攘夷の本意にあらず、小倉藩の處爲は、決して、咎むべきにあらず』

として、其旨を、二條右大臣齊敬に具陳す、廷議、爲めに一變し、忠幹、終に、譴責を免かる。

二五五　中川宮の上表

今は、長州侯毛利大膳大夫慶親、自ら攘夷の先鋒を以て任じ、頻りに、外舶の砲撃を事とするの時に當り、突如として、自ら攘夷の先鋒たらんことを請はるゝ方あり、中川宮、卽ち其人。

中川宮は、主上の御親任、最も厚く、密に、宸翰を賜ひて、其輔翼を求め給ふこと、少からず。

近時、三條中納言實美、德大寺中納言實則以下、激派の公卿、常に、叡慮を矯め、聰明を掩うて、專横の處置を事とすること多し、主上、最も之れを厭はせ給ひ、四月二十三日、又宸翰を、宮に賜ひ、國事掛を廢して、過激の朝議を、一掃せんことを、託し給ふ、宮の感激、言ふばかりなし。

薩州藩の乾門の守衞を免ぜられ、九門内の通行を禁ぜられしより、薩人、皆、嫌疑を避けて、京都を去り、更に、公命を待つて、入京せんとす。

是れより、長州人は、益〻跋扈し、浮浪の徒は、益〻横行し、此れと結託せる激派の公卿は、益〻時を得て、專恣横暴、至らざるなし。

主上、痛く、宸襟を惱ませ給ひ、島津三郎久光を召して、守護職となし、容保と與に、力を戮せて、制馭せしめ給はんとす。

激派の浮沈も、此れに繫かり、長人の利害も、此れに繫り、浮浪の徒の安危も、亦、此れに繫がる。

激派の公卿、之れを聞きて、愕然として驚き、長人、及び浮浪の徒と、相呼應して、熾んに反對の氣焰を擧ぐ。

近衞前關白忠熙、二條右大臣齊敬、德大寺内大臣公純、近衞左大將忠房等は、專ら聖意を奉行せんことを期するも、鷹司關白輔熙、此れに反對し、實美、實則等、亦、最も之れを拒む、主上、大に逆鱗あらせ給ひて、

『朕の不德の故を以て、汝等、之れを拒まんとするか』

とまで宣はせ給ふに至る、左れども、聖意、終に、貫徹せず。

中川宮は、薩州藩を親昵せさせ給ふ、亦、深く嫌疑を避けて、出で給はず、激派の公卿、之れを嘲りて、大因循家と曰ふ、因循家とは、當時に於ける一種侮蔑の稱呼にして、激派の公卿、及び浮浪の徒、好んで、其反對の人を稱するに用ひしもの。

宮、近日の形勢を糝(みそな)はせて、今は、傍觀坐視するに忍びず、六月六日、突然、

謹んで申上候、短才不德の尊猷、國事御扶助、且、歸俗の命を蒙りながら、寸功も之なく、恐懼の至に候、頃日の形勢、攘夷の期限も、相立ち候へども、未だ掃攘の形も、相見えず、因循、日を送る、叡慮洞察し奉つりて、苦心仕り候、之れに依て、不肖の身を顧みず、恐入候へ共、攘夷先鋒の儀、仰せ蒙り度く、懇願に候、自然、勅許の上は、普く天下の有志に布告し、其助力を乞ひ、共に戰死を遂げ、國恩の一端にも仕度く、速に勅諚、謹んで待ち奉つり候、恐惶謹言。

との表文を上つりて、攘夷の先鋒たらんことを請はせ給ふ、激派の公卿、及び浮浪の徒、之れを聞きて、驚訝措かず、揣摩の說、紛々として起る。

宮は、夙に攘夷の無謀なるを熟知せさせ給ふ、其先鋒たらんが如きは、決して、宮の御本志にあらず、蓋し、辭を攘夷に藉りて、先づ兵權を握り、然る後、宮中の掃攘を行ひて、叡慮の貫徹を計らせ給はんとすること、其眞意なるが如し、當時、廷中の形勢、如何に黯澹たるかを察するに足る。

中川宮、既に宮中の廓清を行はせ給はんとするの御志あり、激派の公卿、是れより、益〻宮を忌み奉つる、偶〻浮浪の徒、三條中納言實美に謁して、

『中川宮の御家來山田勘解由、伊丹藏人の二人、近日、西下せんとするの模樣あり、必定、薩摩に下りて、島津三郎と、謀議を凝らすに相違候まじ、疾く〳〵、召捕りて、糺問あらせ給へ、諸般の陰謀、必ず、露顯候べし』

と密訴すれば、實美、俄かに、國事掛と謀りて、兩人の捕縛方を、傳奏に通ず。

六月二十二日、傳奏野宮宰相中將定功、使者を以て、會津藩の公用人を召す、野村左兵衛、直に定功の邸に到れば、雜掌木下右兵衛尉、出で〻對面し、

『只今、御所より、中川宮御內山田勘解由、伊丹藏人兩人の逮捕方を、御藩に通達すべき旨、御沙汰あり、早々、御取計らひあるべし』

と告ぐ、左兵衛、

『其は如何なる罪狀なるか、先づ、其儀を承はらん、高貴の御邸に參じて、其御內のものを、捕縛せんこと、輕輕しく、實行すべき儀とも存ぜず』

と言へば、右兵衛尉、實にもと思ひて、

『其罪狀に就ては、我れとても存ぜず、貴殿も、同道せられ候へ、其罪狀を承はらん』

と告ぐ、左兵衛、

『某は、同道の要なし、御一人にて、參られんこそ、然るべけれ』

と答ふれども、右兵衛尉、強て、同行を求めて、止まず、左兵衛、今は、辭すべからず、右兵衛尉と與に、參朝すれば、飛鳥井中納言雅典、直に二人を延見す、これぞ、今日、坊城大納言俊克に代りて、傳奏となれるもの。

右衛門尉、先づ、左兵衛答辯の趣を述べて、勘解由、藏人の罪狀を問へば、雅典、

『彼等の振舞、常より疑ふべき節多し、特に、今回、俄かに、西國に下らんとするもの、何等か深き策略あるべし、急ぎ、人數を差向けて、逮捕すべし』

と命ず、左兵衛、膝を促がして、

『兩人は、高貴の御內に候、妄に、捕縛すべきには候はず、兩人西下すること、事實なりとするも、何の爲めの西下なるやを、確かめず、唯、策略あらんとの嫌疑を以て、捕縛するが如きは、決して、穩當の儀とも存ぜず、一體、是れまで、斯樣の時には、如何にして、逮捕あらせ候や』

と問へば、雅典、

『是れまでは、町奉行に命じたり』

と答ふ、左兵衛、

『如何さま、左にてぞ候はん、守護職にて、捕縛するは、

順序を失ふに似たり、此儀は、承引仕つりがたし』と述べ、雅典の再三強ふるをも聽かずして、辭し去る。

國事掛、乃ち守衛兵に命じて、二人を捕縛せしめ、嚴しく、西下の理由を、訊問すれば、

『我等は、楠廷尉の墓を弔はんが爲め、湊川に赴かんと存ずるもの、此儀、何と致し候ぞ』

と答ふ、國事掛、聞いて、呆然たり。

國事掛、及び守衛兵等、是れより、會津藩の意の如くならざるを忌む。

二五六　攘夷の奬勵

激派の公卿は、實に、噴火坑口に於て、舞踏せるもの、如し。

近日、長州人の外舶に向つて、頻々、砲撃を加ふるや、激派の公卿、攘夷の實、此に擧がれるものと思惟して、手の舞ひ、足の踏むところを知らず、皆、大白を泛べて、快哉を叫ばざるはなし。

六月七日、諸藩に對して、攘夷の實を擧げしめんと欲し、傳奏を以て、

外夷拒絶期限の事、先達、天下へ布告相成候上は、列藩に於て、異船攘斥の心得、勿論に候處、傍觀に打過ぎ候藩之れある趣、深く、宸襟を惱まされ候、既に長州に於て、兵端相開き候に付ては、皇國一體の儀に候間、直に、應援掃攘之れあり、皇國の恥辱に相成らざる樣、闔藩一致、決戰盡力、叡慮貫徹致候樣、御沙汰候事。

と達し、續いて、肥前、津和野、小倉、中津の諸藩に對して、

去月以來、長州赤間ヶ關へ夷船襲來、戰爭に及ぶの由、言上之ある間、諸藩應援の儀は、兼て仰出され之あり候處、去る五日、六日、夷虜、上陸接戰、長州、殆ど切迫の旨、其聞え之れあり、叡慮を惱まされ候、長州の危急は、皇國の危急、自國、他國を論ずべきにあらず、急速、援兵を出だし、精力を盡し、神州の武威を輝かすべき旨、御沙汰候事。

と達す、是れ、皆、激派の公卿、相謀りて、命を下せるもの。

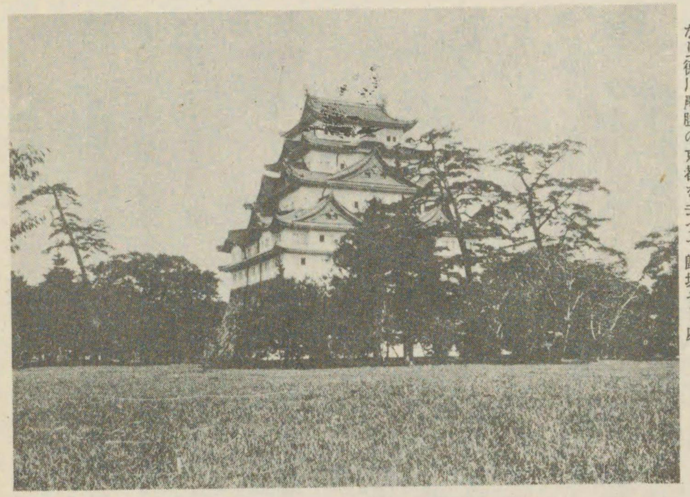

名古屋城
名古屋城は尾張國名古屋市の北邊に在り德川氏累世の居城なり德川慶勝の京都を去つて歸城せし處

實にも、長州の安危は、皇國の安危なり、皇國の安危を顧みずして、妄に、外舶を砲撃し、及び砲撃せしめたるものは、抑〻何人ぞや。

各國の公使は、皆、激昂せり、各〻幕府に向ひて、嚴談し、且、賠償を要求すること、頗る急なり。

激派の公卿、幕府の窮困せるを見て、日本の不利なりとは、思ひ到らず、幕府をして、更に、益〻窮困せしめんと欲す。六月十六日、正親町少將公董を以て、監察使となし、長門、周防、及び鎭西に赴きて、攘夷の狀況を、視察せしむ。

尾張前大納言慶勝、此形勢を見て、天下の事、復た爲すべからざるを嘆ず。

是より先き、慶勝の實弟中納言茂德、江戸留守たり、償金問題に關して、親しく、上奏せん爲めに、江戸を發す。

慶勝、之れを不可なりとし、人を途中に遣はして、之れを止む、茂德、乃ち病と稱して、名古屋に入る、藩臣、茂德の措置を失するを見て、服せず、藩中、自から、二派に岐かる。

慶勝、此內顧の憂に加ふるに、更に、難局の患を以てし、意、甚だ安んぜず、是に於て、病と稱して、出でず。

容保、大勢の危急を說きて、協力を請ふこと再三、慶勝、終に應ぜず、六月二十一日、倉皇として、國に歸る。

容保、今は、全然、孤立の姿となる。

二五七　守護職の權限

容保、京都を以て、政事の中心となさんと欲するの意あり。然るに、今や、將軍も去り、尾州老公も、亦、去りて、後に殘れるものは、唯、容保、一人ばかり、自ら顧みて、孤影茕々の感なくんばあらず。

然れども、凡百の責任は、繫つて、其雙肩に在り、今に及びて、益〻我が職責の重く且つ大なるを覺ゆ。

容保の守護職として、京都に赴任するや、條件の定むべきものありしと雖も、多くは、後日を期して、敢て定めず。四周、俱に、謀るの人なく、百事、決を己れに取るの今日に於ては、愈〻條件を定め置くの要あり。

是に於て、尾張前大納言慶勝の出發せる翌二十二日、容保、特に、家老田中土佐を、江戸に遣はし、書を閣老に贈りて、

一、尾州前大納言樣、將軍樣御目代として、亦々京地へ差置かれ下され度き事。

一、大小御目附、御勘定奉行、奥御右筆の類をも、差置かれ下され度き事。

一、御所より仰聞けられ候筋、御入費相掛り候とも、大概の儀は、伺はず、手切りの取計ひ致度き事。

一、關東へ相伺ひ候儀、遲滯なく、御答下され度き事。

一、闔外の全權、御任せ下され、以來、所司代始め、地役人とも、選擧賞罰は勿論、黜陟等、御委任下され、其餘、非常の節、京地御固め、近國の諸侯方、大阪、奈良、伏見奉行始め役々共、守護職り差圖を得、相勤め候樣、御沙汰下され度き事。

一、守護職附高家衆兩人程、差置かれ下され度き事。

一、同附屬の與力同心、差置かれ下され度き事。

との七項を要求す。

此月十六日、將軍家茂の江戸に歸るや、閣老青山信濃守忠良を罷め、姫路侯酒井雅樂頭忠績を以て、閣老の上座とす。是に於て、忠績、及び松平豐前守忠義、水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜、井上河内守正直の五人、閣老たり。

土佐、江戸に着して後、諸閣老を歷訪して、要求の貫徹を計る、閣老、相議して、其採否如何を定む、第一項の慶勝を以て目代となすの件は、

『尾州老侯を目代となすの件は、適當の要求なりと雖も、老侯に於て、承諾なき上は、致方なし』

として、之れを許可せず、第三項の朝廷より命ぜらるゝ事は、守護職の一手限り、之れを取計はんとの件は、

『事の財政に關するものを、守護職に一任するは、不可なり』

として、此れに反對するもの、最も多く、是れ又、許可せず、其他の諸項は、大抵、請ふ所に依りて、許可せらる。

第一、第三兩項を許可せられざる上は、聊か骨拔きの感なきにあらずと雖も、第五項の委任を得て、守護職の權限は、多少の擴大を加へ來る。

容保、今は、其身、殆ど關東の目代たり、是に於てか、激派の注目は、其一身に集まる。

二五八　容保の排斥（一）

將軍も、東歸し、尾州老侯も、亦、東歸せしと雖も、容保、尚、大兵を擁して、京都に在り、他人は、與みし易しと雖も、容保は、與みし易からず、他人は、計り易しと雖も、容保は、計り易からず、容保、一人の留まらんことは、他人の五人十人留まらんよりも、尚、心憂し。

三條中納言實美等、密か大和行幸、幕府親征の祕策を運らせりと雖も、容保にして、京都に在らば、必ず之れを阻まんことを憂ひ、

『會津だに、京都に在らずば、天下の事、復た意の如くならん、之れを排斥する由もがな』

と思ひて、種々に、苦心を凝らせども、兎角に、未だ其良策を得ず。

久留米の志士眞木和泉守は、當時、九州第一の英才なりと稱せらる、時に、實美に對して、何事か獻策する所あり、實美、

『奇策々々、眞に天來の奇想なり』

と絶叫しつゝ、ハタと、手を拍ちて、感嘆すること暫し、一も二もなく、其議に從ふ、其策するところ、何事ぞ。

先に、將軍家茂、大阪より、再び上京すべき旨を、上奏しながら、其地より、急遽、東歸し、爾來、未だ攘夷の實を擧げず、一日、三條中納言實美、朝議に臨みて、屹度、威

眞木保臣（和泉守）

儀を正しつつ、

『大樹公、擅まゝに、大阪より東歸し、爾かも、今日に至るまで、未だ攘夷を實行せざること、怠慢も、亦、甚だし、宜しく、使者を發して、攘夷の實行を促がすべし』

と提言し、且、

『此使者に充つべきもの、松平肥後守こそ、最も然るべけれ』

と說く、是れぞ、和泉守の策せる容保排斥の祕計なる、衆、皆、之れを贊して、廷議、立ちどころに決す、是に於て、

六月二十五日、傳奏を以て、容保を召し、先づ、

大樹、二百年來の廢典を興して、上洛之れあり、萬事恭順、君臣名義改正の儀は、深く叡感候處、去る九日、賜暇下阪之あり候以前、奏問の件々、始末分明ならず、殊に、蒸汽船にて、遽に歸府、且、第一攘夷期限の儀に於て、不都合の次第、一にあらず候に付、屹度、御糺し之れあるべく候へども、深く思召在らせられ候間、追て、御沙汰の儀も、之れあるべく候事。

との御沙汰書を示し、且、容保に對して、

大樹東下以後の關東の形勢如何、御不安心に思召され候間、事情熟察、言上あるべく、且、攘夷の儀、叡慮貫徹致すべく、周旋御沙汰候事。

との旨を達す、寢耳に水とは、實にも、此事なり、容保は、誠忠無比の士なり、此御沙汰に接して、恐懼、措く所を知らず、

『若し、勅命に隨うて、東下せんか、漸く基礎を定めたる公武一和の實は、忽ちに、水泡に化し去らん、去りとて、之れを辭し奉つらんには、或は、如何なる嚴譴を蒙らんも、亦、知るべからず』

行かんにも、行きがたく、止まんにも、止みがたく、如何にせばやと、苦心焦慮すること數刻、既にして、容保、猛然として、意を決す、其決するところ、果して如何。

二五九　容保の排斥（二）

「我れは、是れ守護職なり、留まりて、公武の一和に、力を致さん、使命を奉ぜんものは、自から其人あらん」とは、容保の固く決意するところ、二十七日、終に、一篇の書を上つりて、之れを辭し奉つる、其大要、

『大將軍の歸府後、未だ幾ばくならずして、忽ち、朝譴を蒙むるが如きは、臣の意外とするところ、未だ欽命を奉ずべき所以を知らず、且、攘夷の事たる、水戸、一橋兩黃門、俱に、其任に膺りたるも、未だ之れを斷行し得ざるもの、必ず、深き理由の候はん、止むを得ずんば、臣の關東に建言せる如く、姑く、長崎、箱館二港を許して、橫濱のみを鎖さんこと、然るべきか、臣、今や、守護職の大任を奉ず、須臾も、輦轂の下を離るべからず、關東の使節の如きは、宜しく、餘人に、御下命あらせ給ふべし』

と言ふに在り、左れども、實美等は、容保を排斥せんが爲めに、特に、容保に命ぜるもの、固より、之れを許さんやうもあらず。

容保、亦、廷議の許さゞらんことを察し、諸臣に命じて、權門に奔走せしむ。

諸臣、各〻部署を定め、野村左兵衛は、三條中納言實美の邸に、小野權之丞、小室金吾は、鷹司關白輔熙、近衛前關白忠熙の兩邸に、大野英馬は、德大寺中納言實則の邸に、廣澤富次郎は、豐岡大藏卿隨資の邸に、秋月悌次郎は、長谷三位信篤の邸に到りて、各〻大に之れを爭ふ、諸公卿は、唯、

『今回、特に、肥後守に仰付けられしは、重大の事件なるに由るなり』

と答ふるのみにして、其請ふところ、可とも言はず、否とも言はず、獨り、信篤のみは、

『至急の御用なれば、肥後守の御請け次第、直に、天前

に召されん御都合なり、既に、賜品の御用意さへ調へり、速かに御請けあらんに若かず』

と答へて、勅命を奉ぜんことを促す。

廷臣の意向、此の如し、容保の辭退は、今や、到底、許可せられざらんとす、容保、此形勢を見て、頗る苦心せしに、圖らざりき、意外なる內勅、忽ち、天上より、降り來らんとは。

主上、叡明にして、夙に、公武の一和に、御大心を注がせ給ひ、常に、激派の爲すことをは悦ばせ給はず、今回の廷議、將軍の行爲を咎むるのみならず、特に、容保を、其使節として、遣はさんとするを見て、早くも、別

長谷信篤

に、深意の伏するを、看破せさせ給ふ。

左れども、廷臣、多數の強て請ひまつるところ、無礙にも、斥け給ひがたく、止むを得ずして、一旦、御裁可を下させ給ふ。

容保、此命を受くべきか、受けざるべきか、容保、若し辭すれば、廷議、其請ひを許すべきか、許さゞるべきか、主上、

『肥後守は、決して、御請けすべきものにはあらず、左れども、廷議、又直に之れを許すべきものとも思はれず、今に於て、早く、其處置をなさんに若かず』

と思召され、急に、傳奏飛鳥井中納言雅典、野宮宰相中將定功の二人を召して、二通の祕勅を、下させ給ふ。

二人、恭しく、拜讀すると齊しや、忽ち、愕然として、色を失ふ。

二六〇　容保の排斥（三）

二通の祕勅とは何ぞ、一は傳奏に下し賜へるものにして、一は乃ち容保に下し賜ふべきもの。

雅典、定功の二人、先づ、己れに下し賜へる勅書を、拜讀すれば、

『會津は、必ず、東下を聽從せざらん、然らば、敢て、再命すること勿れ、今に於て、守護職を遣はすことは、毫も欲せざる處、人の矯狂せるが爲めに、止むを得ず、此に至る、其聽かざるは、實に幸とす、朕、敢て、再命せざることを、豫め、汝等に知らしむるなり、然るに、近日の風、強て立論せるもの有て、朕が力、之れを支ふ能はざるも、料り難し、若し之れあらば、卽ち以て僞勅とし、私に、此勅を寫して、會津に與へ、是れ眞勅たるを知らしむべし』

とありて、激派跋扈の狀、歷々として、睹るが如し。

二人、恐懼戰慄、措く所を知らず、私に書を奉つりて、容保に賜ふの勅書を、御停めあらんことを、懇請し奉つる。

主上、傳奏の之れを拒むものと思召されけん、直に容保に賜ふの祕勅を、取り返させ給ひ、更に、左の御內書に添へて、近衛前關白忠凞に下させ給ふ、

『今、會藩を東下せしめんとするものは、過る日、言せし如く、勇武の藩なるに因て、此に居れば、姦人の計策、行はれがたきが故に、之れを他に移し、事に託して、守護職を免ぜんとするなり、關白も、亦、之を疑へり、是則ち、朕が、尤も會津を賴みとし、遣はすを欲せざる所にして、事有るに臨んで、其力を借らんと欲するなり、今は、僞勅甚だ行はるゝが故に、今後、何等暴勅の下るも測り難し、眞僞の間、會津能く察識せんことを要す』

忠凞、亦、之れを拜讀して、恐悚に至りに堪へず。

偶〻容保の家臣小野權之丞、反對運動の爲めに、近衛邸に來る、忠凞、直に延見して、

『唯今、召さんと存ぜしところ、幸ひの入來なれば、申し聞かさん、此度、肥後守に對して、關東下向の御沙汰ありしと雖も、是れ、眞の叡慮にあらず、主上、深く會藩の勇武を賴ませ給ひ、永く輦轂の下に在らんことを、望ませ給ふなり、關東への下向は、無用なり』

と告ぐれば、權之丞の喜び、大方ならず、

『實は、其儀に就て、參殿仕りしところ、唯今の仰せを承はりて、感謝の至りに堪へ候はず』

と答ふ、忠燕、更に、襟を正して、

『其方に授くべきものこそあれ、是れなるは、肥後守に下し賜ふべき内密の宸翰なり、其方、大切に、守護し歸りて、肥後守に、相渡すべし』

と告げて、恭しく、内勅を授く、權之丞の欣榮、譬へんに物なく、急ぎ、捧持して、黒谷の旅館に、歸り來れば、容保、今しも、公用人等を召して、朝命に對する方策を講ずるところ、一同の面上、皆、愁色あり、權之丞、

『御内勅に候』

と言ひつゝ、一封の御書を捧ぐれば、一同、思はず、ハッと、打ち驚く、宛がら、強度の電氣に打たれし如し。

二六一　容保の排斥（四）

御内勅と聞くより、容保、突と起ちて、身體を清め、衣服を改め、家老を召して、廣間に出で、恭しく、内勅を受けて、押し戴くこと二たび、頓て、捧讀すれば、

今日、其方、召設け候もの、關東の事情檢知、幷に大樹處置の勘咎の兩端にて、其方、使として、下向申付る由に候、尤も攘夷の次第、左も之あるべきに候へども、此頃、守護職の其方、使として下向の儀、朕に於て、好まず候へども、當時の役人、幷に堂上の風として、申條言張り候次第、迚も、愚昧の朕申出候とも、詮なき事故、申す通りに相成候次第に候間、左樣承知、領掌の可否は、存分に任せ、返答あるべく、決して、下向強て申渡候所存には、之なく候事。

但し、箇樣の儀、申候と存知候へば、各〻又蜂起候はん間、中庸の商、嘉祥なるべく候事、祕々。

とあり、聖慮悃欵、誠に、感銘の至に堪へず。

容保の守護職として、京都に上りてより、鞠躬盡瘁、日夜公武の爲めに、心力を勞すること、日あり、爾かも、奉公の至誠、或は、天聞に達せざるやを、是れ虞る。

天眼、照らさざる所なく、聖聰、達せざる所なし、夙に、會津の勇武を知り、容保の忠誠を欝はせ給ひて、事あるの時は、之れを藩屏とし、股肱として、賴ませ給はんとす、武門の光榮、面目、何物か、此れに加ふべき、

『扨も、有りがたき大御心かな、死すとも、何どか、忘却仕つらん』

容保、思はずも、感涙に咽べば、居並ぶ臣下、亦、皆、泣く。

今は、何をか躊躇せん、容保、重ねて、表を上つり、

『臣の守護職の命を拜するや、誓うて、京師を以て、墳墓の地となさんとす、此地を離るゝが如きは、臣の素志にあらず、況や、長藩、既に戰端を開くの今日、外夷、猖海に迫らんも、亦、測るべからず、聲轂の下、最も不虞を戒めざるべからず、一日も、此地を離れんことは、臣が職掌の許さゞるところ、願はくは、禁裏付小栗下總守に對して、御下命あらせ給はんことを』

との旨を奏すれば、廷議、今は、之れを強ふるに由なく、終に、容保の請ひを許し、改めて、小栗下總守正寧に、東下の命を下させ給ふ。

是に於て、計りに計りし眞木和泉守の獻策、全く、畫餅に歸す、爾かも、容保、未だ其内情を知らず、一日、正寧、黒谷に來りて、容保に向ひ、

『長州人の、君を忌むこと、甚だしく、如何にもして、除去し參らせんと謀り候由、今度の事も、亦、必定、彼等の計略に候はん、君、若し、此地を去り給はゞ、天下の事、如何に成り行き候はんも、測るべからず、吳々も、御自重あらせ給へ』

と語れば、容保、始めて、激派の毒計なりしを悟る。

至誠奉公の四字は、居常、容保の精神とし、本領とするところ、事毎に、唯、至誠如何と顧みて後、實行するを常とす、左れば、虎視眈々たる激派も、機の乘ずべきなく、終に、今回の計略を運らして、失敗するに至りしなり。

二六二　鹿兒島の戰爭（一）

長州の外艦を砲撃して後、未だ日久しからず、更に、英艦の鹿兒島に來寇せし一樁事あり。

生麥事件の起るや、英國代理公使、幕府に對して、下手人を處刑せん事、償金を支拂はん事、薩藩に對して、遺族扶助料を要求するに付、其立會として、大官を乘艦せしめられん事を求む。

幕府、償金は、之れを支拂へりと雖も、他の二事は、或は

拒絶し、或は未だ行はず。

六月十九日、英國代理公使、急に、此問題を解決せんと欲して、公書を幕府に贈る、其要旨は、

『生麥事件に關して、曩に、三事を要求せしと雖も、唯、其一事を、實行せらるゝに止まり、他の二事は、之れを實行せられず、特に、大官乘艦の一事は、終に、之れを拒絶せられたり。

英國政府は、永く、此問題を、不問に附すること能はず、將さに、薩州に對して、罪人の處刑、扶助料の支出の二事を、要求せんとす、我が軍艦の拔錨は、明後二十一日午後二時に在り、貴國、乞ふ、速かに、一士官を乘艦せしめられん事を』

と言ふに在り、閣老、大に驚きて、其處置を議し、兎も、角も、英國軍艦の出發を引き留むるに決し、其翌二十日、水野和泉守忠精、井上河內守正直の二人、一橋中納言慶喜を訪うて、其意見を叩く、慶喜、

『英國軍艦、我が希望を容れて、其出帆を中止すれば、可なり、若し、強て、出發する時は、如何せらるゝ所存なるか、薩州は、公邊の御續柄なれば、其儘、捨て置かんこと、然るべからず、宜しく、軍艦を派し、外國奉行、御目附等を遣はして、英國と兵端を開かんこと、皇國の御爲めにも、然るべからず、島津家の爲めにも、利あるべからず、諸事、穩便に計はんこそ、然るべけれとの旨を諭され候べし、長州の暴擧を見ては、薩州とても、ヨモ、快擧とは存ずまじ、公邊より、篤と、利害を諭されなば、必ず、其命に從ひ候べし、但し、彼れより、理不盡の振舞あらば、此れに對して、防戰せんことは、勿論なり、右に就ては、英國軍艦の出帆を差止め、若し、聽かんずば、四五日の間、其出帆を延引せしめらるゝこと、肝要なり、それには、有馬遠江守を、橫濱に差遣はさるべし』

と答ふ、二人、歸りて、閣老、及び若年寄と謀り、慶喜の意見に從つて、有馬遠江守を、橫濱に派す。

遠江守、乃ち馬を驅つて、橫濱に到り、二十一日、英國公使を訪うて、交涉する所あり、公使、

『然らば、今日の出帆丈けは、見合せ候はん、左れども、明日午前十時には、必ず出帆すべし、宜しく、其れまでに、手配せらるべし』

と答へて、其態度、頗る強硬なり、明日午前十時までに、手配せんことは、到底、不可能なり、遠江守、尙、再三、交涉すれば、

『明日は、是非とも、拔錨すべし、但し、海上二三日は、猶豫あらん』

との旨を微言かす、遠江守、今は、如何ともすべからず、又も馬を飛ばして、馳せ歸り、二十二日の曉、江戶に着す。

閣老、遠江守の復命を聞きて、薩州に派遣すべきものを、選任すれども、何れも、皆、辭して、應ぜず。

彼是する間に、英國艦隊、既に、橫濱を拔錨せりとの報あり、今は、一刻も、猶豫すべからず、慶喜、薩藩の家老喜入攝津を、邸に招き、急に歸國して、幕府の意を傳へんことを命ずれば、攝津、謹んで了承し、其翌二十三日、幕府の軍艦に乘じて、薩摩に向ふ。

攝津、未だ歸らず、英艦、早や、既に、薩海に入る。

二六三　鹿兒島の戰爭（二）

是れより先き、薩藩に於ては、英國政府の幕府に迫りて、遺族扶助料を要求する所あらんとすと聞くや、其來襲、必ず、近きに在るを察し、急ぎ、鹿兒島灣內の要所々々に、數ヶ所の砲臺を築きて、防備に充つ。

六月二十七日に至りて、果然、英國の軍艦七隻、山川灣より、突入し來りて、谷山七ツ島附近に泊す。

沿海諸鄕の騷動、鼎の湧くに異ならず、汗馬に鞭うち、輕舸を飛ばして、急を藩廳に報ずるもの、頻々、相踵ぐ。

鹿兒島に於ては、豫てより、待ち設くるところ、狼煙一發、警を報ずれば、諸鄕の兵士、各〻戎器を携へて、城下に入り來るもの、項背、相望む。

二十八日、英艦、更に、進んで、前の濱に、來り泊す。

薩州侯島津修理大夫茂久、其父久光と謀り、軍役奉行を、旗艦に遣はして、其來意を問へば、提督ウヰルモツト、國書を呈して、二事を要求す、卽ち、

一、生麥に於て、英人を殺害せるものを、糺問し、且、

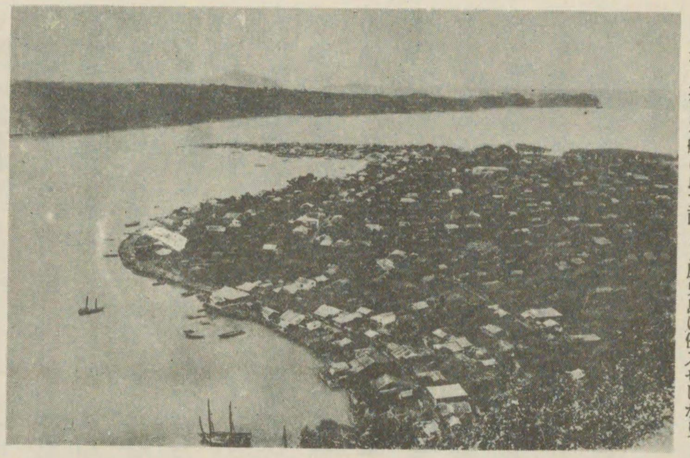

山川港
山川港は薩摩國指宿郡山川村に屬し薩摩半島の東南端に在り英國軍艦は此方面より鹿兒島に侵入せしなり

我が面前に於て、刑戮を加へらるべし。

一、被害者の遺族に給與すべき養育金二萬五千磅を、支拂はるべし。

と言ふに在りて、回答の期日を限るに、三日を以てす、茂久、提督其他の上陸を促せども、彼れ、敢て應ぜず。

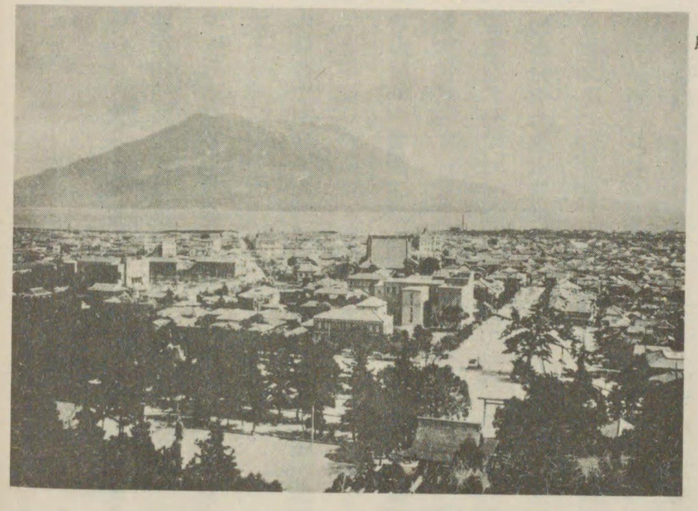

鹿兒島
鹿兒島は薩摩國に在りて元は鹿兒島郡に屬す鹿兒島灣に臨みて櫻島と相對す文久三年七月英艦七隻の來つて攻撃せし處

年少氣鋭の薩人、聞きて、其無狀を憤り、二十九日、遂に、短兵突入の策を決す、乃ち英艦の薪水、及び魚菜を求むるを幸ひ、之れを贈る爲して、英艦に闖入せんと欲するに在り、是に於て、壯士七十人、身を市人に扮して、各〻脇差一本を携へ、魚菜を、小舟に積みて、英艦に漕ぎ寄す。

英艦、早くも、其擧動を疑うて、固く艦中に入るを許さず、折角の策略も、終に水泡に歸し去る。

茂久、使者を遣はすこと再三、提督、終に上陸せず、依りて、書面を贈りて、

『人を害するものを誅するは、我が國法なり、之れを刑せんこと、敢て異議なし、然れども、下手人、踪跡を失して、未だ其所在を知るを得ず、若し、之れを獲ば、必ず、其刑場を檢せしめん、但し、諸侯の行列を妨ぐるは、我國の法禁なり、其罪科の如きは、江戸政府と、貴國と議して、之れを定むるを要す、遺族扶助料の如きは、前件を議定したる後に於て、決すべし』

との旨を答ふ、左れども、提督、敢て、之れを肯んぜず。

七月朔日、天候、險悪にして、風勢、頗る強く、二日に至りては、暴風、猛雨、交〻臻り、激浪怒濤、躍つて、陸岸を拍つ。

薩藩の汽船天祐、白鳳、青鷹の三隻、難を避けて、重富の海岸に在り、英艦五隻、進んで、此三汽船を捕ふ、其意、之れを質として、扶助料を迫らんとするに在り。

船長五代才助、百方、爭へども、聽かず、直に、之れを曳きて、櫻島に向ふ。

薩藩の諸士、陸上より、望み見て、憤慨止まず、各〻切齒して、開戰を迫る。

時、將さに、午ならんとす、開戰の令、忽ち下りて、

『夷艦を撃ち攘へよ』

との命あり、諸士、聞いて、皆、勇躍す、其意氣、亦、風雨の如し。

二六四　鹿兒島の戰爭（三）

忽ちにして、轟然たる砲聲、天地に轟く、是れぞ、砂揚場砲臺より、發射せるもの。

續いて、辨天波止場砲臺よりも、祇園洲、其他の砲臺よりも、皆、一齊に、砲門を開く、其聲、殷々として、百雷の如し。

事、不意に出づれば、英艦の驚駭、言ふばかりなし。

祇園州
祇園洲は鹿兒島藩の砲臺を置きし處英艦侵撃の時最も激烈に砲戰せしものにして敵彈亦此れに集中して終に破壞せらるゝに至る

既にして、櫻島の袴腰砲臺、亦、其後背より、英艦バーサス號を撃つ。

バーサス、大に狼狽して、錨を抜くの遑なく、倉皇、錨索を斷ちて、遁走し、諸艦、亦、皆、匆々走り去る。

須臾にして、英艦、又艦列を整へ來り、各〻砲臺に向つて、猛撃を加ふ。

一艦は、屹然として、動かず、專ら、諸艦を指揮するもの〻如し。

他の六艦は、何れも、回轉しつゝ砲撃す、其威力、頗る猛烈、我が砲口を撃ち、砲車臺を毀つ、祇園洲砲臺、最も多く敵彈を被る。

薩藩の諸士、皆、殊死して戰ふ、未の刻の頃ひ、我が一彈、敵の旗艦に、落下すれば、艦長ジョン・ステリング、提督ウヰルモット以下、皆、枕を並べて斃る。

英艦、意氣、爲めに沮喪すれども、尙、砲撃を繼續すること一刻。

未の下刻、敵の榴彈、上町に落下して、火を發し、猛風、之れを煽りて、見る〳〵、民家を燒き盡すこと數百戸、集成館、亦、災に罹る。

薩兵の苦戰、益〻甚だし、茂久、久光等、各〻諸陣を巡視して、之れを勵まし、士氣、復た振ふ。

英艦、終に、志を得ず、申の刻、櫻島小池村の海上に、退き泊す。

三日の午前、風歇み、雨又止む、英艦、去つて、烏島、沖小島等の砲臺と、砲彈を交換し、此夜七ツ島附近に泊して、

艦體を修繕し、四日、横濱に向うて去る。

此役、薩人の戰死するもの、家老川上龍衛以下、僅にか十數人に過ぎず、左れども、各砲臺六十餘門の大砲、殆ど毀損せられて、復た用を爲さず。

英艦は、提督、艦長以下の死傷數十人、諸艦の毀損を免かれたるもの、僅かに一艦のみ、特に、バーサス號の錨索を斷ち、錨を棄てゝ、遁走せしは、軍事上に於て、最も恥辱とするところ。

英艦の先きに長州と戰うて、横濱に歸るや、意氣、頗る揚揚たり、今は、乃ち意氣、特に銷沈して、振はず。

既にして、英人、大擧して、再び攻撃せんとす、久光、交戰の不可なるを察し、金を幕府に借りて、之れを償ひ、事、始めて、平かなるを得たり。

凡そ敵艦の錨を奪ふ時は、之れを四方に布告して、我が戰捷を誇るを例とす、英人の錨を請ふに及び、薩藩、之れを送り返して、何の報償をも求めず、英人、深く、邦人の高義を感ず。

英艦去りて後、茂久、狀を具して、戰捷を報ずれば、朝廷、直ちに、

去る二日、英艦渡來の處、發砲血戰に及び候趣、叡聞に達し候、布告の御趣意を奉じ、二念なく攘斥候段、叡感斜ならず候、彌〻勉勵之れあり、皇國の武威、海外に輝くべきやう、御沙汰の事。

との御沙汰書を賜うて、其功を賞す。

左れども、其れは其れ、此れは此れ、激派公卿の姉小路少將暗殺事件を以て、薩藩を敵視すること、尙、依然たり。

二六五　將軍の奏聞書

攘夷の行ふべからざる事は、幕府の夙に熟知せるところ、其一旦、朝命を奉じたるは、唯、一時の權宜のみ、方便のみ、決して、眞心に出づるものにあらず。

將軍家茂、辭を攘夷に藉りて、東歸せりと雖も、其江戸に歸るの日は、卽ち攘夷決行の時にあらずして、却て、攘夷延期の時たるや、論なし。

果せるかな、小栗下總守正寧の朝命を奉じて、歸東すると行違ひに、幕府の使番牧野綱太郎、亦、幕命を齎らして、

西上す。

七月十二日、綱太郎、黒谷の旅館に來りて、閣老連署の書翰を呈す、容保、披きて、之れを見れば、

攘夷一條、御東下後、早々、御取掛り相成るべきの處、當時の人心にては、迚も出來がたく、水戸殿、一橋殿へも、御相談之あり候處、急速、攘夷は、迚も御六ヶしく、萬國の形勢、篤と御熟慮之あり、兩公、上へ御建白之あり、右に付ては、別紙の通り、上より、關白殿へ、御差出しに相成申候、就ては、貴所樣にも、御主意柄、篤と御了解の上、方今の時勢、實に皇國の御一大事故、篤と御熟慮、一方ならず御周旋、何卒、御成功相成候樣、祈願奉り候。

とあり、別紙は、卽ち將軍親書の奏聞書にして、容保、其寫しを見れば、

今度、攘夷の義、水戸中納言、一橋中納言と申談じ、叡慮貫徹仕り候樣、仰出され、謹承仕り候、然るに、右兩家へ、申談じ候處、方今、海外萬國の形勢、皇國人心の居合方等、熟視詳察仕り候へば、當今の場合、攘夷の儀、輕擧暴動にては、必勝の成算なきのみならず、却て、夷狄の術中に陷り、皇國の御恥辱と相成り候ては、何とも、恐入り奉り候間、人心一致仕り候機に臨み、闔國の力を以て、掃攘仕り、叡慮徹底相成候樣、仕るべく、存じ奉り候、就ては、攘夷の儀は、一切、御委任成下され候樣、願ひ奉り候、之に依て、水戸、一橋兩家より、差出し候書面相添へ、叡覽に入れ奉り候、恐惶謹言。

と書き做さる、攘夷の無謀にして、行ふべからざるは、論なきところ、其主意に於ては、固より、敢て、間然する所なし。

然れども、攘夷の行ふべからざるが爲めに、廟謨を一變せんと欲せば、後見職、若くは、閣老たるもの、自ら上京して、大に獻策し、斡旋する所なかるべからず。

然るに、事、此に出でず、單に、使番に命じて、將軍の奏聞書を、齎らさしむるに過ぎず、彼の井伊大老直弼の宿次奉書を以て、條約訂結の認可を乞へるの行爲と、殆ど、擇ぶところなし。

斯くては、徒らに、廷議の沸騰を促がさんばかり、幕府の意旨は、到底、貫徹すべくもあらず、容保、眉を顰めて、

『關東の有司等、京都の事情に通ぜざるも、程こそあれ』

と嘆息し、其儘、奏聞書を止めて、敢て、進達せず、十六日、綱太郎の歸東するに當りて、閣老に與ふるの手書を託し、尙、家臣野村左兵衛を遣はして、一橋中納言慶喜、及び閣老の上京を促がす。

二六六　親征論の勃興

長州の外艦を砲撃せしより、他の諸藩も、亦、必ず、續々、此れに倣はんとは、激派公卿の大に期待せしところ、

『條約破棄すべく、諸港閉鎖すべく、外艦、亦、其跡を絕つべし』

と思惟せしに、對岸の小倉藩を始めとして、他の諸藩は、敢て、斯かる無謀の擧をなすものなく、皆、閒然として、音もあらず、激派の公卿は、形此勢を見て、其意外に驚けり、

『諸藩は、因循なり、姑息なり、大に之れを鞭撻せざるべからず』

と決し、七月十七日、監察使として、東園中將基敬を、紀伊に、四條侍從隆謌を、播磨に遣はし、且、

海岸防禦の儀、度々、御沙汰の處、往々、不備の聞え之あり候に付、今度、紀州加太浦、播州明石浦へ、監察使を立てられ候、是まで、傍觀長縮の藩、之ある趣に候、爾後、右樣の輩之あり候へば、屹度御沙汰、官位を召上げられ候、列藩に於ても、其心得之あるべく、御沙汰候事。

との勅命を下して、大に列藩を威嚇する所あり、越て二十三日、傳奏飛鳥井中納言雅典、野宮宰相中將定功の連名を以て、

別紙の趣、心得の爲め、幕府へ、御通達之あるべく候、且、親藩御一列中へも、早々、御傳達之あるべく候、仍て申入候也。

との書面に、右の寫しを添へて、容保の許に、贈り來る。外藩の諸侯へは、朝廷、直接に、之を令し、親藩、譜代の諸侯へは、幕府をして、之れを傳達せしむ、畢竟、公武の疏隔を計るべき激派公卿の術策ならんとは、容保の早くも

看破せしところ。

容保の此寫しを江戸に送るや、幕府の有司、何れも、眉を顰め、諸藩、亦、長人に倣うて、外艦を、砲撃するに至らば、國家の累をなさんこと、更に、甚大なるべきを慮かり、直に諸藩に對して、

海陸御警衛の儀に付ては、此程、相達し置き候儀も之あり、殊に、此度、京師より、仰出され候儀も之あり、萬一、非常の節、傍觀畏縮の輩は、官位召上げられ候趣も、仰出され候間、猶、此上、海陸警衛充實致させ、隣國應援等、兼て手筈行屆候様致さるべく候、尤も、兵事は、彼是の曲直相正し候儀に付、無謀妄動等は勿論、進退攻守とも、指揮を相守り申すべき事。

との命令を發し、巧みに、婉曲の辭を以て、京都の勅令を打消す、其苦心の跡、歷々、見るべきものあり。

幕府は、五月十日、期限、疾くに過ぐれども、攘夷を實行せず、將軍家茂、既に、江戸に歸れども、又撃攘を決行せず、朝廷、外艦の攻撃を命ずれば、幕府、乃ち別に命令を發して、諸侯の輕擧を戒しむ。

激派の公卿、今は、愈〻幕府の攘夷を實行せざるを知りて、憤激し、

『此上は、朝廷、自ら攘夷を決行すべし』

と意氣捲く、春來の問題たりし大和行幸の議、是に於てか、俄然として、其勢力を、加へ來る。

二六七　御親征問題（一）

御親征問題は、激派の公卿、及び諸國の浪士等、相呼應して、唱道するところ、終に、一大事變激發の導火となる。

是れより先き、長州の世子毛利長門守定廣、將に歸國せんとし、二月十六日を以て、諸國の志士を、嵯峨の天龍寺に招饗す、土州の志士平井收二郎、亦、招かれて、席に在り、忽ち、

『我れ一議あり、將軍家の上洛後、第一に決定すべきは、攘夷の期日を、公布するに在り、之れを實行するには、天子御親征の英斷に出でざるべからず、左れども、御親征は、容易にあらず、寧ろ叡山の行幸を以て、其前提となさん』

と發言すれば、肥後の志士轟武兵衛、

『行幸を以て、外夷御親征の地歩となすは、最も良計なり、左れども、叡山は、險難の地、鳳輦を進むるに便ならず、宜しく、加茂、石清水に、行幸あらせられて、親しく、攘夷の成功を、祈らせ給ふに若かず』

と說く、滿座、皆、此議を贊成すれば、定廣、

『然らば、明日、關白殿下に謁して、建議する所あらん』

と述べ、其翌十七日、直に加茂、八幡行幸の議を獻じ、尋で二十八日、再び上書して、御親征の議を獻ず。

激派の公卿、此議を贊して、百方、奏請するところあり、

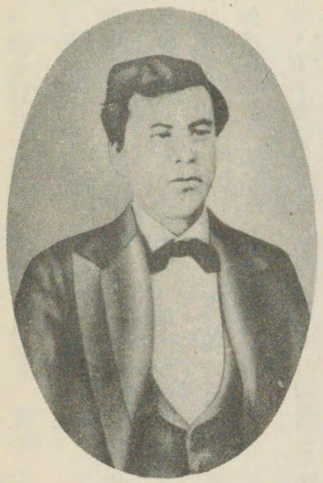

江戸城（上）

木戸孝允（桂小五郎）

終に、三月十一日を以て、加茂へ、行幸あらせられ、尋で、四月十一日を以て、石清水八幡へ、行幸あらせ給ふ。

尋で、長藩、外艦砲撃の先鞭を着けしと雖も、他の諸藩、皆、袖手傍觀して、敢て、此れに倣はず、英國の償金は、交附せられ、各港の貿易は、繼續せられて、攘夷は、終に、實行せらるべくも見えず、

『此上は、天子御親征、一擧に、攘夷を決行するに若かず』

と決意し、六月十七日、長州の志士桂小五郎、久留目の志士眞木和泉守等、翠紅館に會して、

一、攘夷の權を攬る事。
一、親征の部署を定むる事。
一、攘夷使、諫官を置く事。
一、土地人民の權を收むる事。
一、蹕を浪華に移す事。

との五事を決定し、鷄鳴に至りて散ず、會〻長州の家老吉川監物、益田右衛門介の二人、藩主大膳大夫慶親に代りて、上京し、堺町門警衛の任に當る。

小五郎等、乃ち二人をして、慶親の名を以て、外夷御親征

の議を獻ぜしめ、和泉守、亦、別に、朝廷に、建策するところあり。

激派の首領三條中納言實美、首として、之れを贊し、屢〻聖斷を下さんことを上奏し、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛も、亦、上書して、關白に迫る、是に於てか、御親征の聲、復た盛んに起る。

抑〻天子御親征とは、表面、外夷の御親征に在るに似たりと雖も、實は、

『主上、先づ、大和國へ行幸、神武天皇の御陵、幷に春日の祠へ、御參詣あらせ給ひ、尋で、蹕を浪華に移して、畿内五國を定め、更に、伊勢に進めて、大廟を拜し、終に、大旆を、函根に進めん』

と計るものにして、鳳輦、一たび、京都を出でさせ給はゞ、直に、京中を燒夷して、背水の陣を布かんと欲す。

外夷の御親征は、卽ち關東の御親征にして、其密計、今や、漸く、鋒芒を露出し來る。

二六八　御親征問題（二）

主上、常に、激派と、長人と、相結託して、我意の振舞を事とするを、厭はせ給ふ。

曩に、石清水の行幸さへ、好ませ給はざりしところ、大和の行幸の如き、更に、御心に染ませ給はず、

『此上は、薩摩を召して、長州の專横を、制するに若かず』

と思召され、六月下旬、密に、近衛前關白忠熙を以て、御内意を、島津三郎久光に下させ給ふ。

左れども、姉小路少將横死の事ありて、日、尙、久しからず、久光、輕々しく、上京するの不利なるを思ひ、公然の召命あるにあらざれば、鹿兒島の地を離るゝこと能はざる旨を、内奏す、是に於て、忠熙、及び左大將忠房の父子連名を以て、

『御親征の儀は、叡慮に出づるにはあらで、眞木和泉守が、長藩人と謀りて、此議を企て、三條中納言以下の堂上等、信用するもの多く、中川宮と、余等とを、嫌忌すること甚し、和泉の獻策に、五ヶ條あり、其一は、攘夷の權を執り、不測の辭を以て、敵心を威服し、勅使を下の關に下して、叡旨を諸侯に傳ふべし、其二は、親征の部署を定め、在京の兵士を閱し、錦旗革車を作り、假に、服色を改めて、戎衣と爲すべし、其三は、攘夷使、諫官を置き、公卿三人、諸侯三四人を擧げて、其次官と爲し、以て天下の耳目を、新にすべし、其四は、土地人民の權を收め、假に稅則を二等に定め、戶部の撰を重くすべし、其五は、鑾輿を大阪に駐め、攝海の兵備を嚴にし、其他、要衝の地十ヶ所に、關門を設け、許多の大砲軍艦を製造すべしと、余等、固より、此計の成らざるを知れども、實に、憂慮に堪へざれば、速に、上京ありて、彼等を、挫壓せられんことを望む』

との書面を贈る、是れ又主上の御思召なりと傳ふ、左れども、久光、尙、持重して、未だ命に應ぜず。

薩藩の士の京都に在るもの、近衛家に就て、公然、召命を下されんことを請うて、止まず。

忠熙父子、乃ち中川宮を始め、二條右大臣齊敬、德大寺内大臣公純等と謀りて、其旨を鷹司關白輔熙に通ず、輔熙、浪士の反抗せんことを慮れて、自ら其可否を斷ぜず、

『眞木和泉と申すもの、國事掛に信用あり、一應、彼の者に尋ねて、御挨拶申さん』

と答へ、和泉守を召して、其意見を問ふ、和泉守は、久光召命の眞意を知らず、

『御親征の儀に就て、召させ候儀ならば、何の故障も候まじ』

と答ふれば、輔熙、始めて、意を安んじ、議奏の諸卿と議して、奏聞す。

主上は、始めより、切望せさせ給ふところ、直に御嘉納あらせ給ひて、公然、久光の召命を下させ給ふ。

事、不意に出づれば、長人は、愕然たり、浪士は、駭然たり、其恐慌の狀、宛がら、自家の眉毛に、火の付きしかと思はるゝばかり。

二六九　御親征問題（三）

久光は、常に、浪士を呼ぶに、匹夫を以てするもの、此人、

若し、京都に召されなば、如何なる壓迫を、自家の頭上に加へんも、知るべからず。

久光の進退問題は、實に、浪士の死活問題なり、何事は扨て置きても、先づ、久光の上京を妨害し、久光の召命を、取消さゞるべからず。

諸國の浪士は、皆、一齊に、紛起し、各〻緣故を辿り、手蔓を求めて、久光排斥の運動に、熱中し、狂奔す。

水戸の藩士原市之進、梅澤孫太郎の二人は、鷹司關白輔凞に謁して、反對の意見を述べ、更に轉じて、二條右大臣齊敬の邸を訪ひ、

『島津三郎上京の儀に就て、專ら御盡力あらせられしやに承はる、是れ如何なる御思召に候や、三郎は、諸藩の憎怨を受くること、最も甚だし、彼れ、若し、上京すれば、諸藩の群議、忽ちに沸騰し、終には、內亂を惹起さんも、知るべからず、此儀、御承知の御事に候や』

と詰り懸かる、辭色、頗る厲し、齊敬、溫乎として、怒らず、言葉、徐かに、

『久光上京の儀に關しては、事情切迫の次第も、之れあり、一列協議の上にて、關白へ申入れたるまでの事、採否の權は、關白に在り、若し、異存あらば、殿下に申入るべし』

と答ふれば、二人、

『殿下へは、疾くに、申上げ候ひしに、當御殿へ申上げよとの御沙汰に依りて、斯くは、參殿仕りたる次第、島津三郎御召寄せの儀は、吳々も、御見合せあらんことこそ、願はしう候へ』

と陳ず、齊敬、

『久光の召命下りてより、既に二日を經たり、今更、之れを變更せんこと、勅命を弄するに似たり、是れ、天威を輕んずるものにあらずや、斯くても、然るべしと存ずるや』

と言へば、西山公以來、大義名分を重んじ來れる水戸藩士、復た一言もなくして、辭し去る。

長州藩士、及び眞木和泉守等の面々は、頻りに、激派の公卿に迫りて、久光の召命を、撤回せんことを求む。

朝命重きか、長命重きか、激派の公卿、何の思慮にも及ばず、一も、二もなく、之れを贊して、皆、一齊に、鷹司關白輔凞に迫る。

輔凞は、夙に、長州關白の稱あり、長人にして、久光の上京を喜ばずんば、之れを其儘捨て置かんこと、固より、本意とするところにあらず。

左れども、久光の召命は、中川宮を始め、近衛前關白忠凞二條右大臣齊敬、德大寺內大臣公純等、一列の協議に依りて、決定したるところ、今更、勝手に、之れを變更せんこと、叶ふべからず。

『此上は、御前に於て、評定を遂げ、衆議に依りて、可否を決するに若かず』

と思惟し、終に七月十七日を以て、御前會議を開く、久光の進退は、今や、益〻一大問題となり來れり。

二七〇　御親征問題（四）

御前會議は、愈〻開かる。

一方に、近衛前關白忠凞を始め、二條右大臣齊敬、德大寺內大臣公純、近衛左大將忠房等にして、主上の平生御信任最も厚き人々。

一方に、鷹司關白輔凞を始め、廣幡大納言實美、三條西中納言季知以下、世に激家と稱する人々。

甲は、卽ち薩派にして、乙は、卽ち長派、雙方の旗幟、自から判かる。

主上、親しく、臨御あらせ給へば、頓て、可否の議論は、始まれり、

『三郎召すべからず、之れを召さんことは、衆意に反す』

とは、長派の熱心に唱ふるところ。

『綸言、汗の如し、一たび發したる勅命は、輕々しく、變ずべからず』

とは、薩派の強硬に主張するところ、雙方、固く執つて、相下らず。

長派は、始めより、陣形を整へて來る、此時、輔凞、及び議奏の面々、

『島津三郎の上京は、諸藩の尤も好まざるところ、若し、強て召させ給はゞ、群議忽ち鼎沸せんこと、疑ふべからず、目下、諸藩有志の京中に屯在するもの、五百人に餘

れり、三郎愈〻上京するに於ては、如何なる暴擧に及ばんも、測り知るべからず、悲しい哉、轟殼の下は、忽ち、流血、杵を漂はすの慘狀を、呈し候はん、斯かる大亂を賭しても、召さゞるべからずとの意か』

と威嚇すれば、事情を知らざる忠愚等、皆、愕然として驚く、此光景を見て取れる實美、透かさず、御前に向ひ奉つりて、

『島津三郎御召寄せの儀は、天下一大事の基に候、速かに、御取消しあらせ給はんことを願ひ奉つる』

と奏聞すれば、主上、大に逆鱗あらせ給ひて、嚴かに、毎々、朕が申出で候儀を、押返し候儀、畢竟、綸言、汗の如しと申して、一度出でゝ、容易に返すべからざるものなるを、右等、毎度、違勅に及び候と申すは、其方共不屆と申すもの也、以ての外なる儀に候、若し、此以後、たやすく勅を返すに於ては、朕に於ても、位をすべる間、關白、幷に其方共も、辭職辭表致候覺悟之あるべく候、其段、承知か、左あらば、此度、申す旨に任すべく候。

との旨を仰せ下し給ふ、宸怒の御心、楮表に溢る。

關白以下、此叡慮を拜すれども、敢て再思せず、何れも、俯伏して、

『叡慮、畏まり奉つりぬ』

と奏し奉つる、これぞ、卽ち勅命を取消させ給へとの意。長派の意見は、貫徹せり、同時に、至尊の勅命は、取消されたり、薩派の諸卿は、恐懼するに反して、長派の諸卿は、意氣、自から揚々たり。

尋で、議は、御親征問題に移れり。

二七一　御親征問題（五）

御親征の件は、長派の苦心慘澹として、經營するところ、輔翼、及び議奏等、

『攘夷の期限は、疾くに經過すれども、關東、未だ曾て實行仕つり候はず、此上は、聖駕御親征あらせ給ふの外は候まじ、此儀如何に』

と陳ぶれば、忠愚、齊敬等、

『御親征の儀は、最も重大の事件にして、輕々しく、決定すべきにあらず、抑〻軍事は、武臣の任なり、當時、

在京の諸侯、亦、少からず、宜しく、先づ、之れを召されて、其意見を問はせ給はんこと、然るべし』

と陳す、激派の面々、互に、顏を見合せて、

『今時、然る悠長の事が』

と言ひつゝ、冷笑す、主上、此議を御嘉納あらせ給ひて、

『其儀、最も然るべし、疾く召して、諮詢すべし』

と宣はせ給へば、激派の諸卿、今は、止むを得ずして、此れに從ふ。

越えて十九日、鷹司關白輔熙、使を馳せて、因州侯池田相模守慶德、備前侯池田備前守茂政、米澤侯上杉彈正大弼齊憲、福山侯阿部主計頭正方、阿波世子蜂須賀淡路守茂韶等を召し、

『幕府攘夷の勅を奉ずると雖も、苟且因循、今に及んで、實行せず、長州藩、既に、其端を開くも、諸藩、未だ此れに次ぐものあらず、此上は、主上御親征、親しく、大令を發し給ふの外はあらず、宜しく、其方略を議して、奏聞あるべし』

と告げて、其意見を問へば、慶德、

『攘夷の事、假りに是なりとするも、主上を始め奉つりて、諸公卿、皆、兵事を知り給はず、何とて、外夷を攘はれ候べきや、苟くも、御親征あらせ給はんには、先づ、武道を講習あらせ給はざるべからず、會津は、守護の任として、其兵、最も多く、某等、在京諸藩の兵も、亦、少しとせず、宜しく、諸藩に御命令あらせ給ひて、其武裝を見、其砲聲に慣れ、然る後にて、御親征の事を議し給ふべし、今日は、未だ其機なりとも存じ候はず』

と答ふ、實にも、砲聲に驚き、烟臭を厭はんやうにては、戰場に臨むべからず、輔熙、此れに從ひて、御親征の議、忽ち、一頓挫を來す。

長州人の痛憤、言はん方なし、益田右衞門介、藩士寺島忠三郎を、柳原中納言光愛の邸に、遣はして、

『益田右衞門介、特に上京して、國家の爲めに、御親征を請ひ奉つるも、終に、御許容を蒙むらず、所詮、此儘歸國仕つりがたし、此上は、關白殿下に參りて、屠腹するの外は候はず』

と告げ、例に依つて、又も威嚇を試む、光愛、大に驚き、

急ぎ、輔熙に謁して、其事を述ぶれば、輔熙、

『我れは、右衞門介の意見を、道理と存ずれども、一同評議の結果、諸侯に謀りしに、因州、備前、其他、皆、御親征を可とするものなし、叡慮を伺ひ奉つれば、主上、許させ給はず、諸侯に詢れば、彼等、又贊せず、今は、我が力に及びがたし、假令、右衞門介屠腹するとも、我れに於ては、奈何にとも詮術なし』

と答へて、當惑の色、面に呈はる、光愛、其由を通ずれども、右衞門介、敢て、屠腹すべき氣色もなし。

長人、及び浪士の運動は、俄に、激烈を加へ來れり、十九日の夜、浪士四五人、德大寺內大臣公純の家臣滋賀左馬允を襲うて、之れを殺し、他の浪士七人、亦、二條右大臣齊敬の諸大夫北小路治部少輔の宅を襲ひしも、不在の爲めに、其志を達せず。

是れより、近衞、二條、德大寺の諸家に對し、或は、投書を爲し、或は、張紙を爲して、脅迫すること、頻々たり。激派の公卿、又此れと通謀して、中川宮、及び容保等を、排斥せんとす。

容保排斥の密計は、早くも、馬揃天覽の事に依りて、經畫せらる。

二七二　馬揃の天覽（一）

主上、會津の武力を閱し給はんと思召さるゝこと、日久し。因州侯池田相模守慶德、御親征の議を、不可として、先づ、會津、及び在京諸藩の閱兵を行はせ給はんことを獻言するや、主上、直に之れを嘉納あらせ給ひ、七月二十四日、傳奏飛鳥井中納言雅典を以て、

來る二十八日、御所建春門前に於て、馬揃叡覽、雨天順延の旨、仰出され候。

との旨を、容保に降し給ふ。

激派の公卿、平生、容保を忌憚すること、最も甚だし、在京諸侯を召して、御親征の議を、諮詢するに際しても、故らに、容保を除きて、召さず、故に、容保、未だ其事由を知らず、家臣を遣はして、

『馬揃とは、如何なる御趣旨に候や』

と質せば、雅典、

『一口に言へば、調練の小なるもの、卽ち甲冑を著し、軍器を帶し、陳形を張りて、進退分合の形を、演ずるに在り』

と說明す、卽ち今の演習の小の小なるもの、家臣、歸りて、此旨を報ずれば、平生、謹嚴の容保、忽ち、眉を顰めつゝ、

『天子、武を閱し給はんこと、固より、不可なる所なし、去りながら、此人心不安の時に當り、御所の御傍に於て、戎器を執りて、武事を演ぜんこと、決して、祥事にあらず』

と思惟し、更に、野村左兵衞を遣はして、

『御所の御近間に於て、兵器を弄せんこと、假令、操練と雖も、甚だ恐れ多し、御再思ありて、然るべきか、若し、止むを得ずんば、簡單に、操練の形容をなすに止め候はん、戎衣を用ひんこと、然るべしとも存ぜず』

と請へば、傳奏、

『主上、痛く、此儀を樂ませ給ひて、只管、其日の至るを待たせ給ふ、異議なく、御受けありて然るべし』

と強ゆ、容保、此上は、止むを得ずと思惟して、命を奉じ、且、練兵に關する必要の條項を、列記して、承諾を求む、傳奏、之れを見て、小銃を空發し、及び大砲に、裝藥塡丸の狀をなすを禁ず、其狀、頗る嫌忌するものゝ如し。

容保、又家臣松坂三內を、豐岡大藏卿隨資の邸に、遣はして、

『何故に、小銃の空發を禁ぜらるゝや、斯くては、操練の精神を失ひ候はん、寧ろ、爲さゞるに若かず』

と言はしむれば、隨資、

『會津藩士は、勇悍なり、或は、勢ひに乘じて、實彈を發せんことを恐るゝなり』

と答ふ、容保は、始めより、宮闕附近に於て、戎事を演ずるを欲せず、何とて、實彈を發射するが如き不謹愼の事をなすべきや、隨資の答ふるところは、一時の遁辭、實は、悠長なる長袖者流の本色、銃聲を恐れ、烟臭を嫌ふが爲めなりと聞くに及んで、何れも、

『斯かる勇士の、能くも、御親征の議を、主張せらるゝものかな』

と評しつゝ、皆、啞然として、大笑せざるはあらず。

容保、乃ち甲冑操練の作戰經畫、及び此れに關する規則を定め、家臣山崎小助に命じて、令を諸隊に傳ふ。
諸士、皆、意氣躍如として、當日の來るを待ち構ふ。

二七三　馬揃の天覽（二）

既にして、二十八日は、愈〻來る。
今日は、馬揃天覽の日なり、會津の諸隊、盡く武裝して、集合地點に集まる。
左れども、朝來、降雨あり、豫ての仰出されに依りて、明日に、延引すべき旨の命あり。
二十九日も、又雨降る。
諸隊、再び集合地點に集まりしも、又順延の命に接して、引き去る。
晦日も、又復た雨降る。
今日も、亦、順延の命ありしに、巳の刻の頃に至りて、突然、
『今日、馬揃御覽遊ばさる、早々、其用意に及ぶべし』
との命あり、御所に詰め居たる會津藩士鈴木多門、大に驚き、
『一旦、順延と仰出され、今に至りて、斯く俄かに、御變更あらせ候とも、卽時に、用意を整へんこと、叶ふべくも候はず、御延引の儀こそ、願はしう候へ』
と請へども、傳奏、
『此儀は、主上の御思召に出づるもの、延引の儀は、決して、相叶はず』
と答へて、其意に應ぜず、多門、馳せ歸りて、此趣を報ずれば、原政之進、
『然らば、我れ、今一應、伺ひ見ん』
と言ひも敢へず、直に馳せて、御所に到り、
『只今、斯く、急に仰出され候とも、早速、用意の整ふべきものには候はず、左れども、強ての御命令とあらば、御受け仕つらざるにあらず、唯、操練、夜に入り候べく、暗夜と言ひ、特には、雨夜に候へば、所詮、分明に、天覽あらせ給はんこと、叶ふべからず、斯くては、折角の催しも、詮なき次第に候はん』
とて、其徒勞に屬せんことを說く、傳奏、尙、應ぜず、更に、
雨天に拘はらず、馬揃御覽遊ばされ度く、思召し候間、人數減少致し候とも、苦しからず候に付、卽刻、練出し候樣、仰出され候。
との御沙汰書を賜ふ、今は、退引（のっぴき）ならず、政之進、馳せ歸りて、此由を報ずれば、容保、自若として、駭かず、
『今日相催ほせよと仰せ出されたるか、然らば、疾く疾く、諸隊に觸れ示して、諸事、豫て申付くる通りに致せ、操練、夜に入りては、天覽も、御六づかしからん』
と告げて、卽時に、命令を、諸隊に傳ふ。
會津の兵營地は、黑谷、眞如堂、百萬遍、鞍馬口等に在り、此突然の急命に、接すれども、敢て慌てず、吶嗟に、武裝を整へて、集合地點に到る。
集合地點は、凝華洞なり、容保、既に來りて、此處に在り、身には、甲冑を著して、上に陣羽織を纏ふ、是れぞ、卽ち恩賜の御衣を以て、仕立てたるもの。
諸兵、盡く、集まりて、準備、全く調ふ、操練、今や、是れより始まらんとす、時に、申の刻を過ぐ、蕭條たる秋雨、尙、止まず、冥濛たる暮色、早や、既に來る。

二七四　馬揃の天覽（三）

此日、建春門の北數十步の所に、高く、天覽所を設く。
二階は、主上、及び親王の御座とし、階下は、准后、御息所、宮家の御席とし、少しく下りて、二十餘間の假屋を設け、之れを關白、公卿、殿上人、及び在京諸侯の陪覽席と定む。
容保、馬上に麾を采つて、一聲、號令を下せば、諸隊、肅然として、整列し、再び命令を下せば、諸隊、冉々として動く。
降雨を衝きて、活動し、泥濘を踏んで、馳騁す、一進一退、此突然の急命に、接すれども、敢て慌てず、吶嗟に、武裝を整へて、集合地點に到る。
集合地點は、凝華洞なり、容保、既に來りて、此處に在り、身には、甲冑を著して、上に陣羽織を纏ふ、是れぞ、卽ち恩賜の御衣を以て、仕立てたるもの。
諸兵、盡く、集まりて、準備、全く調ふ、操練、今や、是れより始まらんとす、時に、申の刻を過ぐ、蕭條たる秋雨、冥濛たる暮色、早や、既に來る。
尙、止まず、

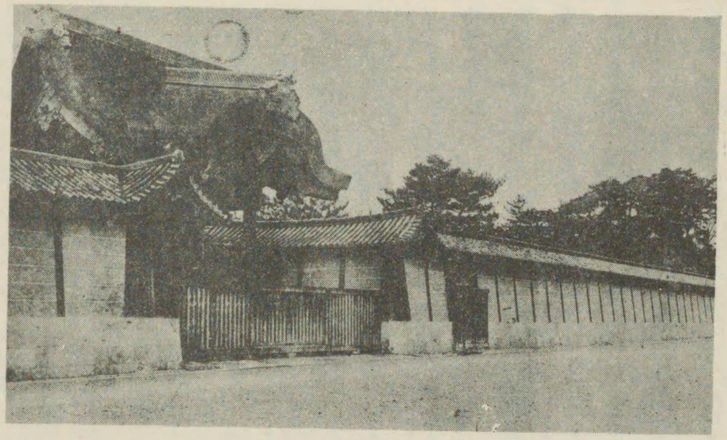

建春門
建春門は日之御門とも申す京都御所の正門の一にして東に面す

雨天の上、夜に入り候て、人數ども、嘸、大儀に候半、依て、今日、御用捨遊ばさる、夜中、物の綾目も、相分らず、一方ならず、殘念に思召候、猶、近日、御覽遊ばされ候、日取の儀は、追て、仰出され候。

容保、乃ち敬禮を行ひ、諸隊を率ゐて、肅々として退く。

此日、大雨にも拘はらず、且、一旦、順延の命ありしにも拘はらず、不意に、天覽の命ありしもの、全く肥後の志士轟武兵衞の

『會津は、雨天順延の命に接して、必ず、油斷仕つり候はん、機乘ずべし、宜しく不意に馬揃を命じ給ふべし、若し命に應ぜざるか、假し、命に應ずるとも、充分に、人數を揃ふる能はざらんには、武備不整頓の罪を鳴らして、京都守護職を免じ給ふべし』

と說きて、激派の公卿を動かしたる結果に外ならず。

然るに、容保、吶嗟に、大兵を集め、雨を衝き、夜を冒して、演習を行ひ、些の遺算なし、缺點なく、主上、益〻容保の信賴すべきを思召され、八月二日、命じて、容保を召させ給ふ。

容保、時に感冒の氣味あり、中條中務大輔信禮、代つて參內すれば、傳奏飛鳥井中納言雅典を以て、

一昨日、馬揃順延の旨、御沙汰の處、御覽あるべき仰出されに依つて、早速、陳列相整へ、叡覽に備へ、御滿足に候、從來、軍備熟練、御感に候、之に依つて、目錄の通、下賜候事。

との御沙汰あり、大和錦二卷、白銀二百枚を賜ふ、容保、天恩を拜謝し、其賜金を、士卒に頒つ、士卒、亦、皆、感激せざるはなし。

此日、雅典の雜掌本多左京、黑谷に來り、密に、公用人に面會して、

『此度、馬揃叡覽の儀、雨天に候はゞ、日送りの筈に候處、俄に御模樣相替り候にも拘はらず、形の如き大軍出陣、聊か遲滯なく、火急に、差出候儀、兼々武備十分に行屆き、事に臨み、差支なき段、深く御賴母しく思召され候儀に付、此段、極內々に、申入れ置候樣、中納言殿申付けられ候間、各〻方迄申上候間、御申上げ成され候やう』

との密命を傳ふ、武兵衞等、激派の公卿と謀りて、容保を陷れんと欲し、却て、主上の御信任を受くるの機會を得せしむ。

是に於てか、益〻密策を弄して、容保を排斥せんことを力む。

二七五　再度の天覽（一）

雨中の馬揃、夜中の操練は、主上の特に御遺憾に思（おぼ）させ給へるところ、八月三日、重ねて、左の御沙汰あり。

此間の馬揃、夜に入り、一通りならず、御殘念に思召され候間、明後五日、叡覽仰付けられ候間、卯の上刻、御花畑本地へ到着、巳の刻、相始め候樣、仰出され候。

且、特に、空銃を發することを許さる、容保の光榮、言ふべからず、今次は、最も壯觀、最も壯嚴に執行して、天覽に供へ奉つらんことを期す。

五日は、幸ひに晴天なり、容保、寅の中刻を以て、騎して、凝華洞＝御花畑＝に到る、身には、紺糸縅の鎧を着して、上に、恩賜の大和錦をもて造りたる陣羽織を被り、頭には、金の鍬形打つたる龍頭の冑を戴きて、金の太刀を佩き、金の采配を執る、威風、特に、凜然たり。

定刻に至れば、諸隊、皆、悉く、集まる。

第一の螺聲と與に、軍裝を結束し、第二の螺聲と與に、隊

伍を編制し、第三の螺聲と齊しく、全軍、縱隊を作つて、凝華洞を發し、南門前より、右折して、唐門前を過ぎ、宮闕の周圍を、一周して、建春門前の北方に駐まる、此處ぞ、卽ち天覽の處。

建春門前の南方は、敵軍の假設陣地にして、我軍の之を擊退するに擬するもの。

既にして、主上、天覽所に臨御あらせ給ひ、親王以下、悉く、隨從せさせ給ふ。

容保、時に、一聲、號令を下せば、全軍、旗銃弓槍を、後方に伏せ、何れも、皆、甲を脫して、軍禮を行ふ、儀容、森然又肅然。

容保、使番を馳せて、天覽所に遣はし、中條中務大輔信禮に就て、操練開始の旨を奏し奉つる。

忽ちにして、白地黑横筋の幌武者、馬を馳せて、諸隊に向ふ、是れぞ、使番の軍令を傳ふるもの。

諸隊は、早や、活動を始む。

第一先鋒は、井深茂右衞門、之れを率ゐ、第二先鋒は、內藤近之助、之れを率ゐて、中央の地に進み、遙かに、敵の陣地に面して、陣を布く。

中軍、續いて、其後方に陣すれば、遊擊砲隊、亦、進んで、其左側に備ふ。

中軍は、卽ち元帥たる容保、自ら之れを統ぶるもの、軍事奉行西鄕十郎右衞門以下、此れに從ふ。

銃隊、眞先に在り、弓隊、此れに次ぎ、甲士、此れに次ぎ、徒士、又此れに次ぐ、元帥、中央に在りて、持筒、長柄、及び持弓、小性、其左右を衞り、供番、其後に備へ、軍事方、番頭、軍事奉行、與力、金鼓方等、又其後に控ゆ。

馬前には、白地に、黑葵章の纒、同じ長幟十旒、五色の信號旗、金の參內傘の馬表、日輪と稱する小馬表、及び加茂皇大神、正八幡の二旗を樹つ。

參內傘の馬表は、藩祖正之の其參內せし時に用ひたる傘に模して、製作し、子孫に傳へて、勤王の須臾も忘るべからざるを遺訓したるものなり、子孫、及び臣下の此馬表に對するもの、皆、靡然として、盡忠報國の志氣を、起さゞるはなし。

諸軍の陣形、全く整ふ。

忽然として、中軍より、螺聲を發すること、三たび、全軍、此れに應じて、大鬨を發すること又三聲。

既にして、鉦聲、起れば、全軍、一齊に坐し、將士、亦、馬を下りて、胡牀に踞す。

活劇、今や、將に起らんとし、全軍の意氣、頓に振ふ。

二七六　再度の天覽（二）

須臾にして、進擊の令、下る。

先鋒の兩隊長、馬を陣頭に進めて、指揮すれば、銃隊、馳せて、敵前に進み、咄嗟に、横陣を布くこと二列。

前列、先づ銃を發すれば、後列、起つて、前列の間に進み、又同じく、銃を發す。

前列、又進んで、發銃すれば、後列も、亦、前の如くに進んで、銃を放つ。

兩隊、繰り懸りに進むこと數回、物頭、機を見て、サッと、扇を揚げつゝ、本隊を麾く。

鼕々たる鼓聲と齊しく、先鋒の本隊、躍如として起ち、將長は、馬に跨り、甲士は、槍を操り、曳々聲を發して、前進す。

鼓聲の起ること三度、鬨聲の起ること又三度、步調、聲調、緩急相應じて、進む。

本隊、既に近づく、二列の銃隊、サッと、合して、一列となり、白布を以て、銃を肩に釣りつゝ、折り敷く。

本隊、愈〻來れば、銃隊、一齊に起つて、本隊に合す。

螺聲、愈〻急にして、步調、更に急なり。

忽ちにして、敵前に近づくこと數十步、銃隊、ドツと、丸を發すると齊しく、銃を背に廻はして、サッと、刀を抜く。

甲士、銃隊を踰えつゝ、烟中より、突貫して、敵を衝く。

忽然として、建春門の南隅より、一發の號砲起る、是れぞ、敵軍の優勢を示すもの。

我軍、忽ち敗れて、旗幟を伏せ、銃卒を中に圍んで、圓陣を作り、將長、甲士、交〻殿戰して退く。

中軍、遙かに、望み見て、急螺聲々、進軍の令を下せば、全軍、鬨を發すること曳々、其聲、遠く邠に響く。

信號旗、一振り、二振り、振らるゝと見る間に、左右の兩隊、ドツと、前進し、遊擊砲隊、又左側より、敵の右側面

を、砲撃す。
先鋒の兩隊、亦、大呼して、軍を返し、金鼓を鳴らし、旗幟を飜へし、中軍と合して、一列となり、奮然として、敵陣に迫る。
敵兵、少しく退く（假設）
銃隊、一齊に、射撃すれば、甲士、槍を揮うて、突貫す。
敵軍、尚、頑強に、防ぎ戰ふ（假設）
隊長、鉦を鳴らすこと聲々、急に軍を收めて、繰引きに、元の陣地に還る。
中軍、更に令を下し、第一先鋒を以て、第二先鋒とし、第二先鋒を以て、第一先鋒と定む。
兩隊、咄嗟に、位地を變ず、隊伍、井然として、紊れず、乃ち鉦を鳴らして、休憩を命ず。
須臾にして、前進の令、又降る。
先鋒の兩隊、又各〻銃隊を進め、繰懸りに進んで、戰ひを挑む。
既にして、又繰引きの法に依りて、且つ戰ひ、且つ退く、是れぞ、卽ち敵兵を誘致せんとするの策。

銃隊、退きて、本隊に合すれば、中軍より、幌武者二騎、轡を並べて、馳せて、敵前に進み、忽ちにして、輪乘すること數回、是れ急撃の時期を報ずるの合圖なり。
それと見たる中軍、螺を鳴らし、旗を振りて、前進を令すれば、先鋒、亦、鼓を撾ち、螺を吹きつゝ、奮進す。
折りしも、號砲、又轟然として、起れば、兩隊、兵を交へず、又も圓陣を作つて、退く。
我軍、二たび戰うて、二たび敗る。
中軍、それと見るより、急に令を下して、左右兩翼に、應援を命ず。
遊撃砲隊は、左側に進み、弓隊は、右側に進み、各〻砲を發し、矢を放ちて、敵軍を防ぐ。
先鋒の將長、麾を揮うて、反戰を命ずれば、四隊、先鋒を列ねて、敵に迫り、甲士、亦、槍を揃へて、突貫せんとす。
敵は、尚、優勢なり、號砲、又も起れば、四隊、又忽ち崩れて、却走す。
此時、中軍の鼓聲、螺聲、雜然として、起れば、全軍、大鬨を發しつゝ、猛然として進み、諸隊、又一齊に、返り撃

つ。
各〻銃を發し、矢を放ち、槍を揮うて、突貫す、其勢ひ、猛且つ烈。
勝ち誇りたる敵軍、忽ち逡巡すれば、我軍の士氣、俄然として、振ふこと百倍。
鉦聲、起りて、軍容、頓に整ひ、螺聲、響きて、將校、皆、馬に跨る。
容保、馬を陣頭に進めて、サツと、采を揮ること一再、是れぞ、卽ち追撃の令。
隊長、又采を揮れば、全軍、曳々、大鬨を發すると齊しく、驀然として、總進撃を行ふ、其狀、宛がら怒濤の寄するが如く、壯觀、偉觀、譬へんに物なし。
主上、此光景を御覽あらせて、突と、御簾を上げさせらること六七寸、半ば、玉體を露はしつゝ、熱心に、叡覽あらせ給ふ、龍顏、殊に麗はし。
我軍、今や、大に勝てり、中軍、忽ち、鉦を鳴らして、軍を收む。
諸隊、井然として、整列し、聲を揃へて、凱歌を發すること三たび、意氣、堂々として、元の陣地に復す。
容保、使番を馳せ、再び中條中務大輔信禮に依りて、操練の結了を奏し、諸隊、肅々として、凝華洞に還る。
此日、阿波、因州、備前、米澤の諸藩、警衞の任を承はる、亦、各〻操練を行うて、天覽に供し奉つる、左れども、其盛觀、會津に及ばざること遠し。
頓て、容保に對して、甲冑の儘、參內すべしとの命あり。
容保、乃ち建春門より、參內し、御車寄なる帷幕の中に入る、容保は、胡牀に凭り、家老横山主稅は、圓座に坐して侍し、其餘の從士は、帷幕の外に控ゆ。
時に、日、全く昏る、御車寄の外には、大提灯を、兩側に立て列ね、其次には、篝火を焚く、火光、煌々として、白晝の如し。
既にして、容保、導かるゝ儘、階下に進みて、恭しく拜跪す、是れ武臣に謁を賜ふの古例なり。
御簾の前には、二人の兒、左右に並ぶ、傳奏飛鳥井中納言雅典、
今日、操練、叡覽に入れ、苦勞に思召し候、何れも熟練、

御感に候。

との勅諚を傳へ、水干、馬具、黄金三枚を賜ふ。

容保、天恩を拜謝して退き、今日の光榮を、其祖廟に報告す。

馬揃の天覽、首尾よく、終る。

容保の杞憂、空しからず、宮禁外に、武事を演じて後、日久しからず、更に、實彈を發して、宮闕を侵し奉つれる一大不祥事こそ、起りけれ。

二七七　中川宮の排斥

馬揃天覽の機に乘じて、容保を陷害せんとせし激派の公卿、更に、術策を弄して、中川宮をも、排斥せんとす。

宮は、主上の御信任、最も厚し、平生、薩州に親みて、長州を喜ばせ給はず、穩和の意見を懷かせて、激派の言動を好ませ給はず、激派、及び長州の爲めには、實に、眼上の瘤なり。

三條中納言實美、益田右衞門介、眞木和泉守等、內外相呼應して、御親征論を鼓吹し、終に旨を矯めて、詔勅を發せんと欲す。

顧みて、宮の威望を憚かりて、敢て發せず、其過失を擧げて、排斥せんと計り、飛耳張目、頻りに、宮の御擧動を窺ふ。

宮、早くも、其奸謀を察して、小心翼々、其言動を愼ませ給へば、激派の公卿、復た乘ずべきの機なし。

『此上は、宮の攘夷の先鋒たらんことを請はせ給へるを幸ひ、鎭西の鎭撫使として、京都を遠ざけんに若くことなし、長州は、小倉の己れを援けざりしを怨み、朝命を得て、之れを討たんと欲すること久し、宮の長州を過ぎらせらるゝを機とし、之れを要して、小倉を討たんか、誠に一擧兩得の策なり』

と決し、八月八日の夜、德大寺中納言實則、烏丸侍從光德の二人を、宮の御邸に遣はして、

『此度、鎭西の鎭撫使として、中國、九州に、御差遣あらせ給はん御內勅に候、速かに御受けあるべし』

との旨を傳ふ、宮、

『鎭西は、動搖せざるに、何の爲めの鎭撫なりや』

と問はせ給へば、二人、

『攘夷の處置をなさしめんとの叡慮に外ならず候』

と答ふ、宮、一旦、御請けありしと雖も、忽ちに、激派の術策なるを看破せさせ給ひ、翌日、

『攘夷の先鋒は、尊攘の請へる所なりと雖も、筑紫の鎭撫の如きは、能する所にあらず』

との旨を以て、之れを辭させ給ふ。

左れども、激派の公卿は、飽までも、宮を敬遠せんと欲し、十三日、重ねて、長谷三位信篤を、宮の御邸に遣はして、九州鎭撫使任命の勅旨を傳ふ、宮、

『此上は、參內の上、親しく、叡慮を伺ひ奉つりて後、御受けせん、但し、今は、御神事中なり、法服にして、謁見せんは、憚かりあり、御神事の終るを待ちて、參內すべし』

と答へて、信篤を還へし給ふ。

此日、突如として、大和行幸の詔勅出づ、宮、其輕擧に驚きて、內情を探らせ給ひ、早くも、激派の專斷に出づるを知つて、慨然として、匡救の御志あり、今や、宮の天顏に咫尺して後、決せんと答へ給へるもの、蓋し、大に深意の在るあり。

宮の參內謁見せさせ給ふの日、果して、如何なる風雲をか、捲き起し來る。

二七八　御親征の發令

激派の公卿、及び志士等の計りに計りし大和行幸の議は、八月十三日を以て、突如として、發表せられ、殆ど、迅雷耳を掩ふに遑あらざるの觀あり。

久しく行き惱みたる御親征論の、斯く俄かに決定したるもの、抑〻故あり。

先きに、幕府の上表して、攘夷の御猶豫を請ひ奉つるや、容保、其朝議を激せんことを慮れて、敢て捧呈せず、家臣野村左兵衞を、江戸に遣はして、一橋中納言慶喜の、將軍家名代として、上京せんことを促がす。

慶喜、既に後見職の辭職を奏請せるの故を以て、此れに應ぜず。

然るに、朝議、其辭職を許さず、且、速かに、上京せんこ

とを促す。

是に於て、慶喜、亦、意を留職に決し、近日、上京すべき旨を、容保に報ず。

容保、乃ち鷹司關白輔熙に就て、其由を內奏し、鶴首して、慶喜上京の日を待つ。

激派の公卿、及び長藩の志士等、此事を聞きて、大に心を焦らち、

『一橋にして、上京せんには、形勢、復た如何に變化するやも、知るべからず、先んずれば、人を制す、其上京するに先だちて、早く、大和行幸の議を、決行するに若かず』

と決して、頻に、密策を弄す。

其事、漸く民間に漏るれば、何れも、變亂、不日に起らんことを憂ひて、民心、又もや、恟々たり。

容保、人を八方に派して、其眞僞を探らしむれば、此處には、錦旗製作の命を蒙むれる事實あり、彼處には、刀槍製造の注文を受けたる實證あり、特に、加賀、薩摩、長門、肥後、土佐、久留米の六藩に課するに、軍用金十萬兩を以てせられしとの風說あり。

『扨は愈〻事實に相違なからん』

と思ふ間もあらせず、果然、八月十三日に至りて、傳奏飛鳥井中納言雅典より、

今度、攘夷御祈願として、大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫く御逗留、御親征軍議在らせられ、其上、神宮行幸の事。

との御沙汰を、容保に傳へ、尙、在京諸侯へも傳ふ。

公武協和の道、今や、愈〻斷えなんとす、上下、皆、愕眙たり。

會津の諸臣は、何れも、憤慨せざるはなく、激昂せざるはなし、相率ゐて、容保の前に出で〳〵、

『此上は、京都守護の要とても候はず、疾く〳〵、御辭職あらせ給ふべし』

と諫むれども、容保は、先きの日、內勅を拜受してより、深く聖慮のあるところを、察し奉つる。

『此れも、亦、激家の術策なり、決して、眞の叡慮にあらず』

と信ずれば、諸臣に對して、

『待て、待て、暫し待つべし、今、慌つるところにあらず』

と慰撫して、泰然として動かず、急使を、江戶に發して、此旨を報ず。

刀、既に室を脫す、此末、如何にして、收まるやらん。

二七九　天誅組の活躍（一）

大和行幸の詔勅、愈〻下る、諸藩の志士、之れを拜して、懽呼止まず。

先に長州に脫したる中山前侍從忠光、此頃、還つて、京都に在り、土州の志士吉村寅太郎、參州刈谷の志士松本謙三郎等、之れを擁して、先鋒たらんと欲し、密に、忠光を訪うて、其意を語れば、此れも、亦、奮然として諾し、其翌十四日、一書を、三條中納言實美、東久世少將通禧、烏丸侍從光德に贈りて、

『今や、御親征の廟謨、此に決す、何の喜びか、此れに若かん、左れども、形勢の變化、測るべからず、若し、曠日彌久せば、此千載一遇の好機を逸せん、請ふ、先づ大和一國を定めて、鑾輿を迎へ奉らん』

との旨を告げ、檄を傳へて、同志を、方廣寺大佛の境內に集む。

此夜、來り會するもの、寅太郎、謙三郎を始めとして、土州の志士池內藏太、上田宗兒、那須信吾、安岡嘉助、島浪間、伊吹周吉、土居佐之助、森下儀之

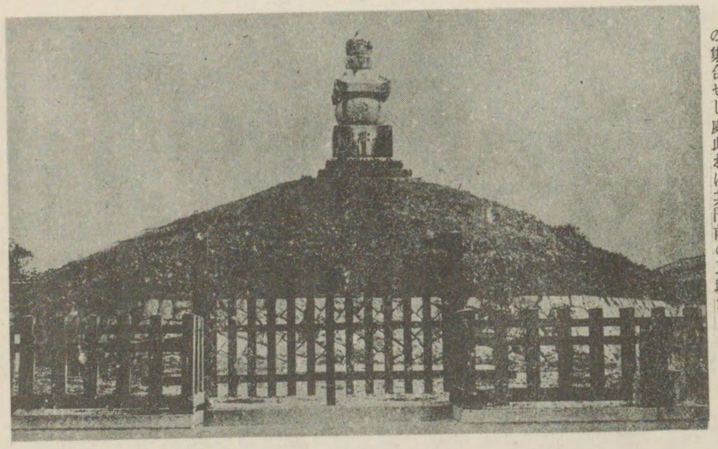

大佛耳塚
方廣寺は京都市下京區大和大路七條に在り天誅組の集合せし處此れは其門前の耳塚なり

助、田所騰次郎、安岡斧太郎、森下幾馬、前田繁馬、楠目清馬、鍋島米之助、島村省吾、澤村幸吉、參州刈谷の志士宍戸彌四郎、伊藤三彌、因州の志士磯崎寛、石川一、筑前の志士吉田吉藏、肥後の志士竹志田熊雄、肥前島原の志士尾崎濤五郎、保母健、常陸下館の志士澁谷伊與作、久留米の志士鶴田陶司、酒井傳次郎、小川佐吉、中垣健太郎、荒卷羊三郎、江頭種八、牛田門吉等總て三十四人、皆、

『我等、先づ大和一國を定めて、乘輿を迎へ奉つり、更に、征旆を、函嶺に進めて、關東討伐の先驅とならん、生きては、勤王の魁となり、死しては、忠義の鬼となるべし』

と誓ひ、直に、伏見に出でゝ、舟路、大阪に下る。

十五日、八軒屋に達して、上陸し、江戸堀常安橋の船宿坂田屋に投ず、同士、陸續として、來り集まる。

此日の黄昏、二隻の早舟を儗うて、此れに分乘す、舟子、多く武器を載するを見て、怪しむ色あり、寅太郎、

『我等は、長州に差下さるべき勅使の先手なり、早々、出帆すべし』

と命じて、安治川口を下る、船番所の小吏、來り檢して、氏名を問ふ、寅太郎、聲を應じて、

『上杉謙信』

と呼ばはれば、池内藏太、亦、

『武田信玄』

と叫ぶ、小吏、辟易して、復た問はず。

既にして、天保山のほとりに到る、時は、維れ中秋、仰いで、天を見れば、月、明かに、星、稀れにして、烏鵲、南に飛ぶ、曹孟德にあらずと雖も、誰れか、槊を横へて、詩を賦するの概なからん、謙三郎、聲高らかに、

追風に月のいざよふまも待たず

と口吟すれば、忠光、又

はや乘りぬけよ木津川の口

と屡ぐ、喝采の聲、滿舟に湧き、士氣、爲めに、大に振ふ。

是に於て、一同、更に、髻を切つて、家國に盡さんことを誓ひ、命じて『天誅組』と曰ふ、忠光、徧ねく、軍令書を頒ちて、固く、亂暴狼藉を戒しむ。

既にして、舟、海上に出づ、寅太郎、舟子に向ひて、

『船中、俄に、泉州への御用、出來せり、疾く、堺に向へよ』

と命ずれば、船首一轉、忽ち、左手に向つて駛す。

二八〇　天誅組の活躍（二）

舟の飛ぶこと、矢の如し、夜半過ぐる頃、堺の濱に達して、舟を岸上の楡樹に繋ぐ、十六日の天明、旭橋畔の濱地に、上陸して、櫛屋町の旅亭扇屋より、取寄せたる行厨を喫し、終りて、各〻甲冑を着し、戎器を携へ、堂々、隊伍を組んで發す。

奈良街道を、目口筋に出で、高野街道を、河内に入り、南河内郡の狹山に達して、法安寺に次す。

此地は、北條相模守氏恭の領地なり、吉村寅太郎、磯崎寛の二人、忠光の命を以て、氏恭を召す。

氏恭、病と稱し、家老二人を、法安寺に遣はして、其所用を質す、忠光、二人を、延見して、言葉嚴かに、

『此度、主上御親征、躬、自から醜夷を攘はせ給はんとす、忠光、畏くも、勅を奉じて、大和に入り、義兵を募りて、乘輿を迎へ奉つらんと欲す、相模守にも、早々、人數を率ゐて、馳せ參ぜらるべし、我等は、是れより、富田林に赴きて、水郡善之祐の宅に、宿すべし、可否共に、彼方へ、返答あるべし』

と告げ、直に、衆を率ゐて發す。

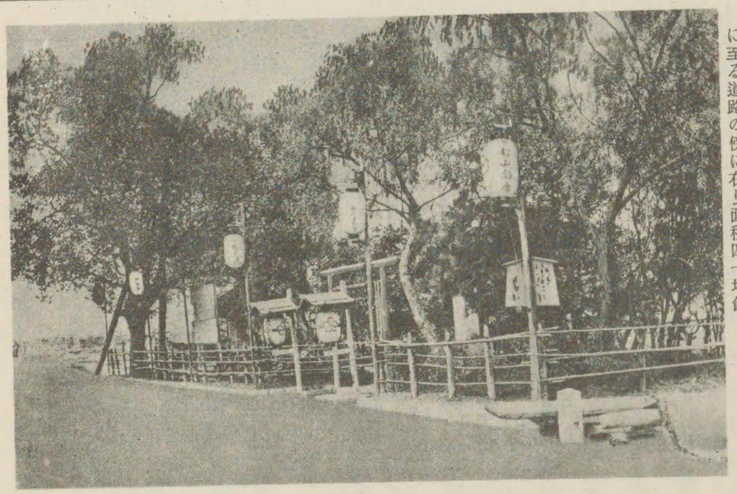

天誅組上陸地
和泉國堺市旭橋畔に在り卽ち南海鐵道堺驛より二町大濱に至る道路の傍に在り面積四十坪餘

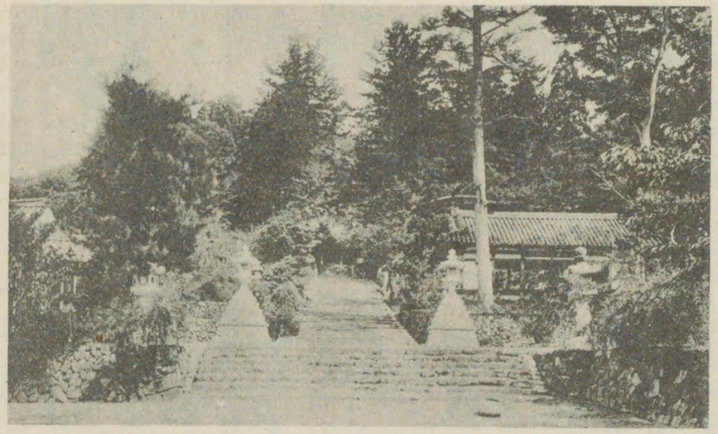

觀心寺
河內國南河內郡川上村大字寺元に在り正平年中後村上天皇の行宮を置き給へる處

河內の志士水郡善之祐、其子榮太郎、長野一郎、竹林八郎、田中楠之助、島川清三郎、辻郁之助、杜本傳兵衛、東條昇之助、內田耕平等、東道たり、榮太郎、時に、年、纔かに十三。

未の刻、富田林の附近二十山村に着し、善之助の陣所に入る。急に菊花章の旗一旒、及び同じ幟一本を作り、夜に入りて成る。

忠光、乃ち大和に向はんとす、會〻氏恭の家老二人、馬を驅つて、馳せ來り、

『貴諭の趣、了承仕つる、主上御親征の御砌は、氏恭、何時たりとも、御供仕つり候はん』

と答ふ、忠光、一馬を借りて、此れに跨り、復た衆を率ゐて發す、時、正に子の刻、月光、皎々として、晝の如く、雁陣、亦、天に横はつて飛ぶ。

十七日の昧爽、三日市の本陣に達して、小憩し、夜の明くを待ちて、更に、川上村の觀心寺に到る。

此寺は、楠木家の菩提寺にして、其妻孥の避難所に宛てたるところ、後村上天皇、亦、一時行在所に宛てさせらる、寺域、廣濶にして、中に、天皇の御陵あり、楠公の首塚あり。

忠光、衆を率ゐて、恭しく御陵を拜し、更に、首塚に詣でて、

『建武中興の大業は、公の先駈に依りて成る、忠光、不敏と雖も、亦、勤王攘夷の先駈たらんと欲す、英靈、願

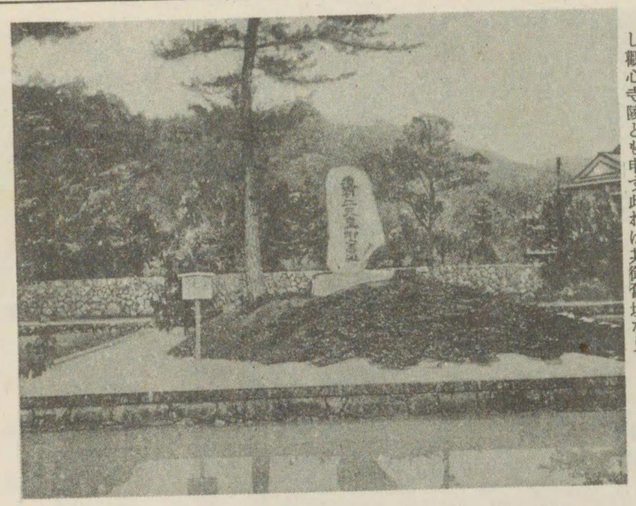

後村上天皇御陵
河內國南河內郡川上村大字寺元觀心寺に在り檜尾陵と申し觀心寺陵とも申す此れは其御舊址なり

はくは、冥助を垂れ給へ』

と默禱し、終りて、甲冑一領を獻ず、寺僧、亦、飯を一同に饗す。

此日、備前の同志藤本津之助、大津の同志池田健太郎の二人、京都より、來り會す。

津之助は、吉村寅太郎、松本謙三郎の二人と與に、總裁として、重望あるもの、志氣、爲めに振ふ。

忠光、更に、進んで、河內、大和の國境に抵る、山上より、俯瞰すれば、五條の代官所、眼下に在り。

衆、皆、見て踴躍し、襲撃の議、立ちどころに決す。

二八一　天誅組の活躍(三)

抑〻五條の代官は、鈴木源內と言ひ、元締長谷川岱助、手附木村祐次郎、手代恒川正次郎等と與に、權威を振ひ、重斂を行ひて、下民を虐ぐること、少からず。

特に、十津川の鄉士田中主馬造、野崎主計、前田雅樂等の上京を、扼止せることあるを以て、志士の之れを憎惡すること、最も甚だし、是に於て、衆、皆、

『イデヤ、義擧の手始めに、姦賊源內を誅して、軍神の血祭となさん』

と勇み立ち、直に部署を定めて、山を下る、暮色、既に、蒼然たり。

洋銃隊長池內藏太、和銃隊長半田門吉は、表門より向ひ、槍隊長吉村寅太郎、副長上田宗兒は、裏門より向ふ、忠光、亦、馬を裏門の前に立て〻、戰を督す。

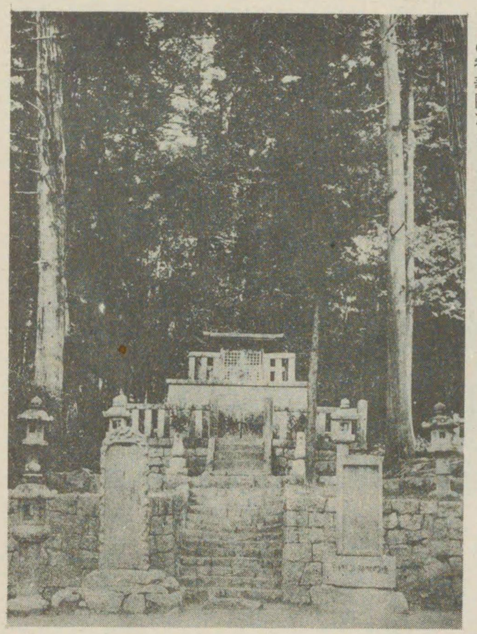

楠木正成の首塚
楠木正成の首塚は河内國南河内郡川上村大字寺元の觀心寺に在り寺は楠氏の香華院たり

内藏太、門吉の二人、驀地として、表門より、突入し、左右に分れて、奮進す。

宗兒、亦、吶喊して、裏門より、闖入すれば、源内、大に驚き慌て、塀を越えて、逃走せんとす。

宗兒は、文武に長じ、最も槍術に達す、イキナリ、躍り懸つて、引き据ゆれば、島浪間、馳せ來りて、其首を斬る。

内藏太、及び森下幾馬、田所騰次郎等、亦、長谷川岱助、木村祐次郎等を斬殺し、金穀貨財を收めて、廳舍を燒き拂ひ、進んで、眞言宗櫻井寺に陣す。

此日、大和の志士伴林六郎、平岡鳩平、乾十郎、青木精一郎、林豹吉郎、井深宣庵、植村定七、安田鐵藏等、馳せ加はり、水戸の志士岡見留次郎、備中松山の志士原田龜太郎等も、亦、來り投じて、兵勢、益〻振ふ。

十八日、源内以下の首級を、五條の町はづれに梟し、且、其傍に、

大和國宇智郡五條代官　鈴木源内
同　元締　長谷川岱助
同　手附　木村祐次郎
同　手代　恒川正次郎
同　用人　黒澤儀助

此者共、近來、違勅の幕府の逆意を受け、專ら有志の者を押付け、朝廷と、幕府と、同樣に心得、僅か三百年以來の恩義を唱へ、開闢以來の天恩を、忘却せしめ、然も、是が爲に、皇國を辱め、夷狄の助となる事をも辨へず、

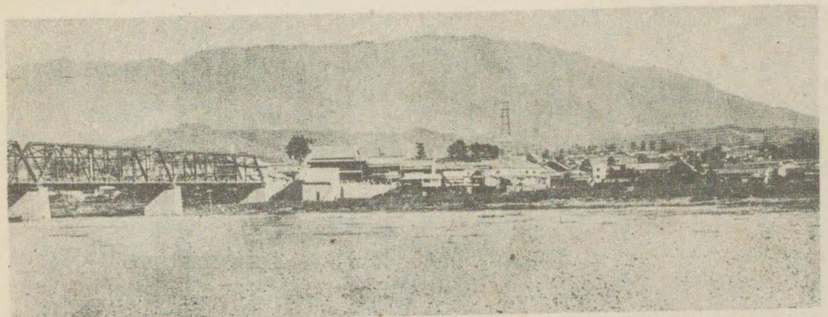

大和五條町　五條町は大和國宇智郡に在り文久三年天誅組の志士、中山忠光を擁して兵を擧げ代官鈴木源内を内藏太を殺攻せし處

且、收斂の罪も、少からず、罪科、甚大なり、之に依て、誅戮を加ふる者也。

と書したる札を建て、近村の里正を召して、討幕の理由を告げ、且、貢租の半額を免ず、會〻學習院出仕平野次郎、京都より、馳せ來りて、

『車駕の此あたりに行幸あらせ給はんこと、不日に在り、決して、輕忽の擧動あるべからず』

との旨を告ぐ、左れども、既に、五條代官所を襲うて、之れを殲くせり、騎虎の勢ひ、復た止むべきにあらず、忠光、意見書を草して、鶴田陶司に附し、次郎と與に、上京して、朝廷に、捧呈せしむ。

十九日、更に、三在村の代官内原庄司を襲ひて、之れを逸し、將に益〻一大活躍を試みんとす、何ぞ計らん、京都の形勢、早、既に、俄然として、變動せんとは。

日本史蹟大系

第十五卷

昭和十一年九月十九日印刷
昭和十一年九月二十三日發行
〔二圓八十錢〕

著者　熊田葦城

發行者　下中彌三郎
東京市日本橋區呉服橋三ノ五

印刷者　齋藤道太郎
東京市日本橋區呉服橋三ノ五

印刷所　單式印刷株式會社
東京市芝區芝浦一ノ二三

發行所　株式會社平凡社
東京市日本橋區呉服橋三ノ五
振替　東京二九六三九番
電話日本橋　二一五七番　二一五八番　二一五九番

6635
6120
505

670
25